

2026 年度 哲学若手研究者フォーラム研究集会

「参加のしおり」

2026 年 10 月 10 日（土）・11 日（日）

於 学習院大学 目白キャンパス

目次

2026 年度 哲学若手研究者フォーラム研究集会案内	8
◆◆ インクルーシブな施設利用について ◆◆	12
◆◆ 発表者の皆様へのご案内 ◆◆	13
◆◆ 司会者マニュアル ◆◆	16
タイムテーブル	18
ポスター発表割り振り	19
テーマレクチャー「愛の哲学」 講演要旨	20
愛の変容的経験	21
愛という問いを生きる——他者との繋がりへの権利の再考	23
ワークショップ要旨（発表枠順）	25
スーザン・ウルフの倫理学	26
陶冶され／陶冶する身体：マンジャロ・白杖・ボディビル	27
21 世紀の「公共性」に向けて：アマチュア無線の歴史と光ファイバ通信の現在から考える	29
アカデミアの倫理を考える：研究倫理を超えて	31
個人・共同研究発表要旨（発表枠順）	32
「ケアの権利」を提示することの意義と懸念：『ケアの社会学』の検討	33
サルトルにおける主体の具体化と欲望について：—実存的精神分析へ向かって	34
数の本来的表象の拡張可能性	35
「破壊」概念に対するサルトルの評価の再評価：『存在と無』における破壊と所有の比較・検討	36
マックス・シェラーとエディット・シュタインにおける人格概念	37
能力主義化するフェミニズム：何が「能力」とされるのか	38
異世界で生き直すのは誰か：異世界転移・転生作品における記憶、適性、自己決定	39
指示の成立と意味の理解：ダメットを中心に	41
『精神現象学』における二つの和解と絶対的和解への止揚の必然性	42
イマヌエル・カント『視霊者の夢』再考：「崇高」の視点から	43
『論理学研究』の实在論的解釈の検討：ピーコックの实在論を手がかりに	44

道徳廃止論と自殺排除主義批判：道徳が自殺志願者にもたらす負の影響について	45
「理に適っている」とはいかなる意味か：非理想状態における公共的理性論の検討	46
芸術家の眼差しとはいかなるものか：バルザック『知られざる傑作』（1831-1847）を手掛かりに	47
苦痛はいかにして人生の意味に寄与するのか	48
ジュディス・バトラーにおける想像界の問題：ラカンからヘーゲルへ	49
バトラー思想における「子ども」	50
「素朴で、変容しうる実在」論としての後期ヴィトゲンシュタイン：『哲学探究』第一部 § 37 から § 59 を中心に	51
マイクロアグレッションをめぐる《proleptic blame》の可能性：The Ethics of Microaggression (Regina Rini 2021) を検討する	52
同性婚をめぐる哲学的論争とトマス・ホップズの結婚論	53
日常におけるシンボル形式の複合性：〈神話〉・〈宗教〉と〈科学〉をめぐるカッシーラー哲学の再構成・拡張の試み	54
動機についての部分的自己知は、どの「なぜ」に答えるのか：行為記述と「なぜ」の問いの対比構造	55
現象学的倫理学の方法論に関する一考察：静態的現象学と発生的現象学	56
「言語の不可能性」に応答する「隠語」：『本来性という隠語』におけるアドルノの言語解釈について	57
フォン・ウリクトの理解的説明：行為論の新たな視座を求めて	58
非ヒト動物をめぐる認識的障壁と道徳的エンハンスメント	59
評価の階層とは何か：関係的平等主義の観点から	61
バーの哲学 — サービスはどのような特徴を有するか —	62
「哲学は進歩しない」という意見に、どう答えるべきか	63
問いのコペルニクスの転回：問いとは、世界の分化が〈私〉を通して進む形である	64
〈受肉せる〉ゲシュタルト：メルロ＝ポンティ『行動の構造』における現象学的実在論をめぐって	65
第二不完全性定理に関する結果を用いた矛盾についての考察	66
日本で積極的安楽死を法制化できない理由がない	67
マルクスとフロイトのトランスクリティークに向けて：柄谷行人の『定本：力と交換様式』における交換様式 A の「治療」的解釈	68

芸術作品の評価とカテゴライズについて	69
自然の斉一性原理をめぐるカントとポパー	70
距離を生み出す批判理論：ホルクハイマーからホネット、そしてザールへ	72
愛する者はいかにして現れるのか：ラカンの「愛の隠喩」と「持っていないものを与える こと」	73
「私が他人になる」想像の内容分析：一人称の世界を導入する	74
和辻哲郎による倫理学：AI 倫理への応用に向けて	75
住宅セーフティネット制度における「住宅確保」の意味：ケイパビリティ・アプローチの 観点から	76
主観的観念論の再検討：バークリによる一般抽象観念批判の根本原因	77
音楽意味論の基礎概念の再検討：意味の担い手と成立条件をめぐって	79
カント『判断力批判』象徴論解釈：理論から実践に向けて	80
レヴィナス『他者のユマニスム』における signification と sens 概念の解明	81
パトナムにおける認識論と美的概念の結合：パトナムによるデューイ的なカント解釈を手 掛かりに	82
「救われた」という語りは何を示すのか：LLM との対話を〈ケア〉として受け取るとい うことと	83
シモーヌ・ヴェイユの秘跡論	84
レヴィナスの言語論：弁明 (apologie) に注目して	85
表現の源泉：初期・中期メルロ＝ポンティにおける「促し」と「沈黙」	86
懐疑論の何が問題なのか：『確実性の問題』と『倫理学講話』	87
ロールズの功利主義批判としての〈人格の別個性批判〉	88
無から存在への生成モデル：主体なき関係性としての存在論的試論	89
『政治神学』の生成：例外者シュミットのキルケゴール受容から、1914–1923	90
道徳的判断の二層強化学習モデルの提案	91
概念工学的形而上学のための概念工学の特徴づけ	92
異質な経験はいかにして「幸福」になるのか — 差異の識別と評価的統合	93
素人はどのように知的自律を発揮すべきか？	94
カントの統覚とはなにか	95
責任という概念：刑法学と哲学の交差点	96

実在論とプラグマティックな形而上学：エイミー・トマソンの形而上学プログラム	97
信頼の哲学から生殖の倫理を再考する：親の義務としての「子への信頼」	98
自己犠牲的行為における部分的考慮の位置づけ：柏端達也『自己欺瞞と自己犠牲』の検討	99
フッサール現象学における「現実性」と「動機づけ」概念	100
神命説におけるサイコパス反論の検討	101
Geach の限定形容詞論の再構成—Thomson と Rind & Tillinghast の統合的解釈	102
未来の非存在を主張する時間論上の立場における prudence の説明について	103
行為を選択するとはどういうことか	104
ルソーの反ルッキズム：外見至上主義に抗して	105
「人工的对象」としての身体の出現についての考察 —ジルベール・シモンドンの技術論と 個体化論を踏まえて	106
不可逆性という概念は政治哲学においてどのような役割を担うのか：アーレントの行為 論、革命論を中心に	107
「主張を宛てること」は何を説明するのか：道徳的義務の構築モデルに向けて	108
「思考する私」はいかにして仮象になるのか：Dyck(2014)による第一誤謬推理解釈の検討	109
受精卵への遺伝的介入とリベラル優生学：リベラル優生学に対する倫理的批判	110
普遍と特殊のアンチノミー：ジークフリート・クラカウアーにおける社会学と歴史哲学の 交差	111
音楽聴取における想像力の多層性：メタファー・生命化・身体性の観点から	112
大統一原理としての自由エネルギー原理とエナクティヴィズムの多様な展開	113
ペーター・スローターダイク『人間園の規則』におけるハイデガー解釈について	114
「他者の幸福を促進する義務」の射程：カント倫理学における自分の幸福	115
「戦中派」の人々と基盤的プロジェクトの崩壊について	116
反出生主義を擁護する同意論証の批判的検討	117
ポスター発表要旨（発表枠・五十音順）	118
「独りでいること」の再考：「独りでいられる状態」に注目して	119
N.フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」に対する批判的検討：「ケアの倫理」理論を 手掛かりに	120

アートとデザインの線引き問題に答える	121
ベナセラフのジレンマとは何であったか	122
道徳的理解とはいかなる心的状態なのか	123
（ウェブサイト公開版では題目非掲載）	124
論理的規約主義と論理的観念論：Richardson の含意論証は Warren に及ぶか	125
人生の意味と存在意義：期待される回答の条件からのアプローチ	126
<生活世界>概念に基づく<自然な自明性>の理解：フッサール、ブランケンブルクの論 から.....	128
告白の言語行為論.....	129
大学院生のメンタルヘルス問題：解決のための具体的提言に向けて.....	130
自閉症スペクトラム障害に見られるカモフラージュの特徴について.....	131
身体性認知における表象概念：エナクティブアプローチと拡張性認知において	132
いかにラカンを読むか。：ジャック・ラカン研究に向けて	133
哲学対話における安全性と開放性：PhiloLABO for Women の実践から.....	134
レヴィナスとイリガライ：その〈フェミニスト的解釈〉について	135
エッセイを哲学するための試論	136
反復される予定調和：ホワイトヘッド『過程と実在』における物的目的の形成	137
理由と責任：「知識は心的状態である」を導く新たな論証	138
デリダと推論主義：『声と現象』におけるフッサール批判からブランドムとの比較へ	139
戦争において民間人の権利はいかにして乗り越えられるのか：「二重結果の原則」の批判 的検討	140
存在論は失敗したプロジェクトなのか？：ハーシュの存在論的デフレ主義とその存在論的 含意.....	141
ザラザラな倫理：道徳上の運における懐疑論に対して	142
選択肢の多様性とはなにか：価値中立性と卓越主義に注目して	144
カッシーラーの実体概念と関数概念を再構成するーエネルギー論と原子論の展開からー.	145
バーナード・ウィリアムズのオペラ論と系譜学	146
歴史的動態としての知識：実在と探求をめぐるマクダウェル、カント、パース	147
カントの定言命法は肯定的に理解可能かー応用的問題にも照らしつつー.....	148

「純粋な喪失」はいかにして可能か： バタイユにおける「蕩尽」と「共同体」のアポリア	149
◆◆ 哲学若手フォーラムからのお知らせ ◆◆	150
◆◆ 2026 年度 哲学若手フォーラム運営委員 ◆◆	151

2026 年度 哲学若手研究者フォーラム研究集会案内

今年度も皆様のお力添えにより、研究集会を開催できること運営委員一同大変嬉しく存じます。2020 年度から 2022 年度までは、新型コロナウイルス感染予防のため、オンライン形式での開催を続けてまいりましたが、2023 年度からは 2019 年度以前と同様に対面形式での開催を再開いたしました。本年は、その再開から 4 年目にあたります。

また、昨年度からは昨今の猛暑を考慮し、10 月の開催としたり、ポスター発表の枠を設けたりといくつか変更を加えております。本年度では（個人発表・ワークショップ・ポスター発表すべて含めて）115 件のご応募をいただきました。多くの若手研究者の皆様に発表の場としてお選びいただけたことを、大変嬉しく受け止めております。昨年度より設けましたポスター発表につきましては、「コアタイムと閲覧時間を分けてほしい」とのご意見を頂戴しましたので、本年度は三部構成とし、各部の後に閲覧専用の時間を設けました。

さらに今年度は、研究集会の会場を国立オリンピック記念青少年総合センターから学習院大学に移すこととなりました。加えて、対面開催の再開以降、一部の方のご厚意で開催していただいていた懇親会を、本年度より運営委員主導のもと正式に開催する運びとなりました。ご予定の調整など、皆様のご理解とご協力に厚く感謝申し上げます

このように、年々規模を増しております本フォーラムではございますが、さらなる発展と円滑な運営のため、運営委員はもちろん、発表者を含む参加者の皆様のお力添えを引き続き賜れますと幸甚でございます。今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

■ 日程・受付

開催日程 : 2026 年 10 月 10 日（土）9:00～17:40／10 月 11 日（日）9:00～18:50

※10 月 10 日（土）は 17 時 40 分終了後、18 時までに会場から退出をお願いいたします。

受付開始時刻 : 1 日目 2 日目ともに、8 時 30 分より受付開始

受付会場 : 学習院大学 目白キャンパス 北 1 号館 3 階 308 号室内（入口付近に受付を設けてございます）

※必ず当日受付を済ませたうえでご参加ください。

※受付にて名札をお配りいたします、ご着用のほどお願いいたします。

・名札の返却と 2 日目の受付に関しまして

フォーラムに両日ともご参加いただく場合は、1 日目のお帰りの際に、名札を返却する必要はございません。ご自身でお持ちいただき、翌日もまたご使用ください。また、1 日目に受付を済ませた方は、2 日目にご参加くださる場合でも受付は不要です。

2 日目のフォーラムにご参加にならない方は、恐れ入りますが、1 日目にお帰りの際に名札を受付までご返却ください。両日ご参加される方は、2 日目のお帰りの際に名札を受付までご返却ください。

■ 参加申し込みについて

参加費 : 無料

参加登録 : Peatix によるオンライン事前登録 (下記リンクよりご登録ください)

[2026 年度 哲学若手研究者フォーラム 参加登録 | Peatix](#)

参加登録期日: 2026 年 10 月 9 日 (金) 23:59

■ 会場

学習院大学 目白キャンパス (Google マップは[こちら](#))

〒171-8588 東京都豊島区目白 1 丁目 5 - 1

TEL: 070-4313-7568 (運営委員・榊原)

■ 会場アクセス

JR 山手線「目白」駅より 徒歩約 10 分 (キャンパスまでは徒歩 30 秒)

東京メトロ副都心線「雑司が谷」駅より 徒歩 10~15 分 (キャンパスまでは徒歩 7 分)

学習院大学 HP 上の[アクセス案内](#)も併せてご覧ください。

■ 旅費の支援について

遠方からご参加の方への支援については、追ってご案内いたします。

■ 手荷物について

運営では、荷物のお預かりは行なっておりません。各自で、貴重品等の管理をお願いいたします。また、学習院大学の中にもコインロッカー等はありませんのでご注意ください。なお、最寄りのコインロッカーは目白駅構内のものとなります。

■ 休憩所・待機室について

待機室は 10 日 (土)、11 日 (日) とともに、307 号室にございます。両日とも 8 時 30 分からご利用でき、1 日目は 17 時 40 分、2 日目は 18 時 50 分までご利用可能です。ただし、上述しましたように、貴重品の管理は各自の責任のもとお願いいたします。

■ 体調管理について

昨年度より研究集会は猛暑を考慮し、10 月開催といたしました。しかしながら、当日もなお暑さが予想されます。そのため水分補給や適宜の休憩を心がけるなど、各自で体温調節、体調管理に十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

■ ご体調がすぐれない場合

研究集会受付 (308 号室) にいる運営委員にお声がけいただくか、総務の榊原までお伝えください。運営にて、簡易的ではありますが救急用品を常備してございます。

■ 食事

1 日目、2 日目ともに昼食のご用意はございません。また、学習院大学の食堂は営業していません。購買は1 日目のみ営業がございます。

各教室で、食事をとっていただいて構いません。ただし、ごみは持ち帰るかまたは事務局が用意するごみ袋にお捨てください（くれぐれも、学習院大学設置のごみ箱にお捨てにならないようお願いいたします。）

■ 駐車場について

学習院大学の駐車場を利用することはできません。近場のコインパーキング等をご利用ください。

■ 質疑応答及び司会進行にあたってのお願い

本フォーラムは、若手研究者の学術的トレーニングの場でもあります。質疑応答をされるにあたり、質問者であれ応答者であれ、また、司会者であれ、参加者各自が学術的トレーニングにとって有益な教育的配慮をお持ちくださるようお願いいたします。例えば、質問や応答をするにあたり、一方的に非難したり、自らの考えを押し通したりはしないようご配慮ください。各自が互いに尊重し合えるような場を形成してくだされれば幸いです。司会をご担当してくださる方におかれましては、別ページ記載の「司会者マニュアル」をご確認ください。

■ 総会について

総会は、若手フォーラムのあり方について意見交換をする場です。決算報告や活動内容報告も行われます。今年度は1 日目の14 時50 分より201 号室で行います。参加者の皆様の積極的なご出席をお待ちしております。

■ 会場利用にあたっての注意点

当日、他の教室では授業が行われております。そのため、教室外ではお静かにお願いいたします。特に10 月10 日（土）の午前中は授業が実施されておりますので、廊下での会話はお控えいただくか、小声でお願いいたします。教室の移動の際も、走ったり大きな声を出したりなさらないようにご注意ください。

また、ごみは各自でお持ち帰りいただくか、運営委員が設置しているごみ袋にお捨てください（くれぐれも、キャンパス内のごみ箱にお捨てにならないようお願いいたします）。各教室は、利用後、原状復帰が必要です。運営委員が最終的には見回りを行います。可能な範囲でご協力をお願いいたします。専用のごみ袋が見当たらない場合や、袋がいっぱいになっている場合は、お手数ですが受付または近くの運営委員までお声かけください。

なお、その他何かお困りごとがある場合は、受付等におります運営委員にお声かけください。会場や設備について何かお困りごとがございまして、学習院大学の教職員・学生の方にお尋ねになることはお控えください。学習院大学の方々は本フォーラムの運営にはかわっておられず、ご対応いただくことができません。また、大学の方からお声をかけられた場

2026 年度 哲学若手研究者フォーラム研究集会案内

合には、丁寧にご対応くださいますようお願いいたします。周りの方のご迷惑にならないよう、ご協力をお願いいたします。

■ 懇親会について

日時：10 月 10 日（土）19 時 00 分～（2 時間程度）

場所：HUB 東口 ANNEX <https://www.pub-hub.com/index.php/shop/detail/26>

会費：5000 円前後

参加申込：9 月 28 日（月）まで

申し込みフォーム：<https://forms.gle/fSbA61ZjZv5PSeas9>

飲み放題と簡単な軽食がつきます。会場費込みなので少し割高に思われるかもしれませんが、多くの方にご参加いただくことで、会費も安くなる見込みです。ぜひ周りの方とお誘いあわせの上、ご参加ください。

なお、会場の都合により、ヴィーガン・ベジタリアン等の食事対応は難しい状況です。食事に配慮が必要な方には申し訳ございませんが、お飲み物を中心にお楽しみいただくか、事前にお食事をお済ませのうえご参加いただければ幸いです。ご不明な点は、申し込みフォームの自由記述欄またはメールにてお知らせください。

※ 注意事項：人数により会場は変わる可能性があります。その場合には申込者に連絡いたします。

◆◆ インクルーシブな施設利用について ◆◆

一昨年度、昨年度に引き続き対面開催をするにあたり、施設利用について以下の点をご確認ください。なお、2023 年度より運営側による会場宿泊の手配は終了いたしました。ご承知おきください。

■ 研究集会が行われる北 1 号館について

- ・エレベーターあり
- ・多目的トイレはエレベーターの向かいにあります（男女共用です。オールジェンダー用トイレはございません）
- ・食堂営業なし（各教室内で、持参したお弁当などの飲食は可能です）
- ・学内の購買は 1 日目のみ営業しております

■ インクルーシブな施設利用のために

ジェンダーアイデンティティ、宗教、障がいや持病、その他のさまざまな理由によって個別の対応を必要とする方は、事前であれ、当日であれ、運営委員までお気兼ねなくご相談ください。なお、ご相談いただいた内容を今年度の運営委員外に他言することはありません。

その他何かお困りの場合も、遠慮なく運営委員にお尋ねください。

◆◆ 発表者の皆様へのご案内 ◆◆

■ 口頭発表（個人・共同研究、ワークショップ）発表者の方への留意事項

（時間割り当てについて）

ご自身の発表枠（50分・110分）の範囲内でしたら、発表時間の使い方（発表・質疑応答時間の配分など）は自由です。円滑な進行のため、プロジェクタへの接続などは、休憩時間など発表の合間の時間にご準備いただけますよう、ご協力をお願いいたします。

（会場設備について）

各教室には、プロジェクタ設備がございます。HDMIでのみ接続が可能です。変換器などは各自でご準備をお願いいたします。Wi-Fiにつきましては、eduroamのみ使用可能です。Wi-Fi接続のサポートや電波の強度について保証はできかねますので、あらかじめご了承ください。なお、**発表のオンライン配信は禁止**とさせていただきます。ご了承ください。

ご不明点などは、お気軽に運営委員までお尋ねください。

（資料配布にあたって）

資料配布をされる場合、各部屋の定員が約30~60名となっております。印刷して資料を用意する場合は、この定員数をひとつの目安にいただければ幸いです。なお、資料配布は強制ではなく任意となっております。また、資料の配布方法につきましても、印刷物の配布、URLやQRコードによるダウンロード制など、様々な方法があると思われます。いずれにしても発表者の方々のご判断にお任せいたします。なお、運営委員では資料の印刷を承っておりませんので、各自でのご準備をお願いいたします。

クラウド上に発表資料をアップロードし、QRコードによるダウンロード制をとる場合は、あらかじめQRコードを印刷したものを提示されることがあると思います。その際には、発表終了後、受付にQRコードを印刷した用紙をお預けいただければ、発表の聴講ができなかった人にも資料受取の機会を設けることができます。受付に設置するQRコードを印刷した用紙には、「発表者氏名」「発表題目」を明示してください。

■ ポスター発表者の方への留意事項

(時間割り当てについて)

本年度のポスター発表は、10月11日(日)に406・407・408号室にて、三部構成で行います。昨年度のアンケートにて「コアタイムと閲覧時間を分けてほしい」とのご意見を頂戴しましたので、各部にコアタイムと閲覧専用時間を設けました。

	設営	コアタイム	閲覧専用時間	撤去
1部	8:00-9:00	9:00-9:50	9:50-10:20	10:20-11:00
2部	10:20-11:00	11:00-11:50	11:50-12:20	12:20-13:00
3部	12:20-13:00	13:00-13:50	13:50-14:20	14:20-15:00

コアタイムは、ご自身のポスターの前に在席し、参加者の質疑に応じていただく時間です。時間の使い方(説明・質疑応答の配分など)は自由です。

閲覧専用時間は、参加者が自由にポスターをご覧になる時間です。在席は任意ですので、他の発表をご覧いただいても構いません。

部ごとにポスターを入れ替えますので、**閲覧専用時間の終了後、次の部の設営時間内に必ずご自身でポスターを撤去してください**。撤去されずに残っているポスターは、運営の判断で取り外し、受付にてお預かりいたします。

設営は、ご自身の部の設営時間内にお済ませください。**1部の方は9時開始となりますので、受付開始(8時30分)より早い8時台のご来場をお願いいたします**。会場に到着されましたら、ポスター会場(406～408号室)の運営委員にお声かけください。掲示場所をご案内いたします。

(ポスター掲載にあたって)

お一人当たり、A0サイズ(1189×841mm)相当のスペースが割り当てられます。そのスペースの範囲内であれば、資料を複数掲載しても構いません(例:A4スライド資料16枚など)。本年度は、**壁面およびホワイトボードへの掲示となりますので、A4用紙に分割して印刷される方が、運搬も掲載も容易かと存じます**。

ただし、ご自身の発表タイトルと氏名がわかる資料を必ず掲載してください(例:A0ポスターの上部に記載する、A4スライド資料でタイトル資料を掲載するなど)。

掲示用の**養生テープとマグネットは、運営委員のほうで用意いたします**。ご自身でお持ちのテープ等をお使いいただいても構いませんが、**会場の壁面を傷めないよう、剥がす際に糊が残らない弱粘着のものをご使用ください**。強粘着の両面テープやガムテープは、壁紙を剥がしてしまうおそれがありますので、お避けくださいますようお願いいたします。ご不安な場合は、運営が用意したものをご利用ください。

撤去の際は、**テープ跡が残っていないかご確認ください**。本年度の会場は無償でお借りしているものですので、原状復帰にご協力をお願いいたします。

発表者の皆様へのご案内

(トラブルシューティング)

発表準備、発表中に困ったことがあれば、現地の運営委員に声をかけてください。また会場受付におります運営委員に問い合わせさせていただいても構いません。

◆◆ 司会者マニュアル ◆◆

今年度の哲学若手研究者フォーラム研究集会では、口頭発表の司会を、発表者の中でご快諾くださった方々に兼任していただいております。この場を借りて感謝を申し上げます。

司会の割り振りにあたっては、ご負担をできるだけ軽くするため、**可能な限りご自身の発表と同じ教室で、かつ発表の直前または直後のコマ**になるよう配慮いたしました。教室を移動していただく必要はほとんどなく、また、ご自身の発表の前後をご覧いただければ担当のコマが分かるようになっております。ただし、口頭発表の枠数に対してご快諾くださった人数との兼ね合いから、一部の方には二度の司会をお願いすることとなりました。何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、タイムテーブルに司会者が複数人記載されている場合は、その中のどなたかお一人にご担当いただければ結構です。

このような形での司会割り振りとなりますので、司会を担当することになる発表が、ご自身の専門とは全く異なる可能性もございます。学会や研究集会によっては、司会の方が発表者の紹介をしたり、発表内容のまとめを行ったり、想定質問したりとさまざまな役目を果たす必要があるかと思われます。ですが、本研究集会では、上記の事情および若手のキャリア形成の場としての研究集会という観点から、そのように振る舞うのは困難な場合もあると考えます。ですので、司会をしてくださる発表者の方には、運営よりマニュアルをご用意いたしました。以下をご参考に発表の司会をしてくださればと存じます。

- ・司会者は教室前方に着席してください。
- ・開始時刻になりましたら、「定刻になりました。〇〇（発表者氏名）さんの発表を始めます。それでは〇〇さん、よろしくお願いします」というように、発表の開始を促してください。
- ・発表が終わりましたら、「〇〇さん、ありがとうございました。それでは質疑応答に入ります。質問がある方は、挙手のうえ、お名前を述べてからご質問ください」というように、質疑応答の開始を促してください。
- ・質疑応答中は、挙手者の確認をし、指示してください。その際、複数人の方が手をあげている場合は、早くに手を挙げた方から指示してください。また、同時の挙手が複数人いる場合は、「司会者の近くにお座りの方から質問をお願いします」というように指示してください。
- ・挙手者を指示するとき、挙手者の外見的特徴に言及したり、そこから推定して性別に言及したりすることは避け、挙手者の着席位置で指示してください。たとえば、「中央の３列目の方」「入口奥側の方」というようにおっしゃっていただくのと同時に、手のひらを上にした状態でその方向を指示してください。
- ・挙手者がいない場合は、挙手する方が出てくるまでお待ちください（司会者の方が質疑をするかどうかはご自身にお任せします）。
- ・終了時刻が近づいて挙手者がいた場合、「もうまもなく終了時刻ですので、手短にお願いします」と一言伝えてください。

- ・ 終了時刻になりましたら、「定刻になりました。これで〇〇さんの発表を終わります。ありがとうございました」というように、発表の終了を案内してください。

※発表や質疑応答中は、発表者におかれましても、質問者におかれましても、司会者におかれましても、お互いを尊重しあうようお願いいたします。たとえば、人格攻撃をすることや発表とは無関係の質問・応答をすること、自説の強要、立場を利用しての権威的発言をすること、発表の妨害をすることなどは避けてください。このような態度の参加者がいた場合、司会者の方におかれましては、お手数ですが、発表や質疑応答を中断し、受付（308 室）にいる運営委員をお呼びください。

ポスター発表割り振り

時間	教室	発表者	発表タイトル
8:00-9:00	ポスター設置		
ポスター発表 1部 9:00-9:50	406	マローラ 瑠良（慶應義塾大学）・高原亮（慶應義塾大学）・貴田航（立教大学）・宮田真	大学院生のメンタルヘルス問題：解決のための具体的提言に向けて
	406	坂本哲大（上智大学）	N.フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」に対する批判的検討：「ケアの倫理」理論を手掛かりに
	406	堀合愛梨沙（大阪大学）・坂尾蒔日花（東京大学）	告白の言語行為論
	406	小池尚輝（北海道大学）	「独りでいること」の再考：「独りでいられる状態」に注目して
	407	清水あおぐ（桑沢デザイン研究所）	アートとデザインの線引き問題に答える
	407	星野将来（放送大学）	<生活世界>概念に基づく<自然な自明性>の理解：フッサール、ブランケンブルクの論から
	407	高橋 伸太郎（北海道大学）	道徳的理解とはいかなる心的状態なのか
	407	徳永秀人（千葉大学院）	人生の意味と存在意義：期待される回答の条件からのアプローチ
	408	谷島 要（法政大学）	論理的規約主義と論理的観念論：Richardsonの含意論証はWarrenに及ぶか
	408	立入創（京都大学）	医学における「生物学的性別」のモデリングと説明責任の倫理学
	408	鈴木翔平（東北大学情報科学研究科）	「この人間である私」と世界経験の明証：フッサール『生活世界』草稿第四章に依拠して
	408	清川哲太（専修大学）	ベナセラフのジレンマとは何であったか
10:00-10:50	閲覧専用時間（1部）		
ポスター発表 2部 11:00-11:50	406	渡邊駿太（早稲田大学）	デリダと推論主義：『声と現象』におけるフッサール批判からブランダムとの比較へ
	406	秋山知久（神戸大学）・草地栄紀（無所属）	自閉症スペクトラム障害に見られるカモフラージュの特徴について
	406	三浦隼暉（東京都立大学）	反復される予定調和：ホワイトヘッド『過程と実在』における物的目的の形成
	407	小田花茄乃（東洋大学）	身体性認知における表象概念：エナクティブアプローチと拡張性認知において
	407	平石千智（学習院大学）・イソヨシ（学習院大学）・小川鼓々（学習院大学）	哲学対話における安全性と開放性：PhiloLABO for Womenの実践から
	407	布施哲朗（大阪大学）	レヴィナスとイリガライ：その〈フェミニスト的解釈〉について
	408	松井晴香（無所属）	エッセイを哲学するための試論
	408	花澤創一郎（東京大学）	いかにラカンを読むか。：ジャック・ラカン研究に向けて
	408	村田龍翼（名古屋大学）	理由と責任：「知識は心的状態である」を導く新たな論証
12:00-13:00	閲覧専用時間（2部・昼休み）		
ポスター発表 3部 13:00-13:50	406	安藤さくら（大阪公立大学）	戦争において民間人の権利はいかにして乗り越えられるのか：「二重結果の原則」の批判的検討
	406	大須賀良亮（千葉大学）	存在論は失敗したプロジェクトなのか？：ハーシュの存在論的デフレ主義とその存在論的含意
	406	高橋菜穂（大阪大学）	カッシーラーの実体概念と関数概念を再構成する—エネルギー論と原子論の展開から—
	407	宮崎あまき（ドルトン東京学園）	「純粋な喪失」はいかにして可能か：パタイユにおける「蕩尽」と「共同体」のアポリア
	407	高原亮（慶應義塾大学）	バーナード・ウィリアムズのオペラ論と系譜学
	407	藤野竜多（東京大学）	カントの定言命法は肯定的に理解可能か——応用的問題にも照らしつつ——
	408	小川知哉（大阪大学）	ザラザラな倫理：道徳上の運における懐疑論に対して
	408	中村陽太（東京大学）	歴史的動態としての知識：実在と探求をめぐるマクダウェル、カント、パース
	408	塩谷遼真（東京大学）	選択肢の多様性とはなにか：価値中立性と卓越主義に注目して
14:00-14:50	閲覧専用時間（3部）		
15:00-15:50	ポスター撤去		

テーマレクチャー「愛の哲学」

講演要旨

愛の変容的経験

源河亨（九州大学）

近年の英語圏の哲学では愛が注目を集めており、数多くの著作や論文集が出版されている（ここ 10 年の論文集でも、Kroecker and Schaubroeck [2017]、Martin [2019]、Fedock, Kühler and Rosenhagen [2021]、Pismenny and Brogaard [2022]、Grahle, McKeever and Saunders [2022]、Grau and Smuts [2024]などが挙げられる）。もちろん、愛は古代から西洋哲学の主題となっており（プラトン、アウグスティヌス、デカルト、ルソー、キェルケゴールなど、数え上げればきりが無い）、また、哲学以外のさまざまな分野（認知科学、文学、歴史学、社会学など）でも研究されている。こうした多様な研究のなかで愛はさまざまに取り上げられてきたが、近年の議論ではとくに恋愛（romantic love）に焦点が合わせられ、それが（１）存在論、（２）認識論、（３）倫理学の観点から考察されている。

（１）愛はどのような心的状態か。日常的にも、哲学を含めたさまざまな分野でも、愛は感情の一種とみなされることが多い。しかし、近年の議論では、愛は感情そのものではなく、喜びや悲しみや嫉妬といったさまざまな感情を生み出す傾向性であると言われたり、あるいは、そうした傾向性の根底にある欲求や意志と言われたりすることもある。

（２）愛は合理的に正当化可能なものか。適切な愛と不適切な愛を区別する日常的な実践は、理由によって正当化される合理的な愛と、そうでない不合理な愛が区別できるという考えを支持する。他方で、「好きになるのに理由はいらない」と言われるように、日常的な常識のなかには、愛は正当化や合理性とは無関係であるという考えを支持する側面もある。

（３）愛と道徳は両立するか。両者が対立しそうな点はいくつかあるが、そのうちの一つは自律性に関わる。愛は相手と自分を「私たち」として一体化させる共同アイデンティティを作り出すように見えるが、そうした一体化は互いの自律性を部分的に放棄させるものであり、道徳的に正当化できるものではないかもしれない。

本発表は、愛に関するこれら三点の問題を、L・A・ポールによって有名になった変容的経験（transformative experience）の議論と接続させたい。変容的経験は、それを経験する人の価値観や人格を根本的に変化させ、また、経験する前には「それを経験するとはどのようなことか」を完全には知りえないとされる経験である（ポール 2017）。代表例は、親になることである。親になることで、自分の考え方、優先順位、人生の目標が、子供を中心に再構築され、以前には予測できなかったような変化が生じる。

恋愛も、そのさまざまな局面で、変容的経験をもたらすように見える。誰かを好きになると、いつもと同じ景色が違って見えたり、以前のような思慮深さが失われたりする。両思いになって交際が長く続くと、前述の「私たち」が形成され、独立した個人ではいられなくなるように感じられる。そして失恋も、人生観を大きく変化させるような傷を与えうるものである。

本発表では、愛に伴う変容的経験を前述の三点から考えたい。（１）愛はどのような心的過程を経て人格や価値観を変化させるのか。（２）そうした自己変容は合理的に正当化可能なものか。（３）自分に対する愛を他者に抱かせようとする試みは、他者に自律性の部分的な放棄をもたらす変容を引き起こそうとするものだと理解できるが、それは道徳的に許容できるのか。

- Fedock, R., Kühler, M. and Rosenhagen, T. R. (eds.) (2021) *Love, Justice, and Autonomy: Philosophical Perspectives*, Routledge.
- Grahle, A., McKeever, N. and Saunders, B. (eds.) (2022) *Philosophy of Love in the Past, Present, and Future*, Routledge.
- Grau, C. and Smuts, A. (eds.) (2024) *The Oxford Handbook of the Philosophy of Love*, Oxford University Press.
- Kroeker, E. and Schaubroeck, S. (eds.) (2017) *Love, Reason and Morality*, Routledge.
- Martin, A. M. (ed.) (2019) *The Routledge Handbook of Love in Philosophy*, Routledge.
- Pismenny, A. and Brogaard, B. (eds.) (2022) *The Moral Psychology of Love*, Rowman & Littlefield.
- ポール、L・A (2017) 『今夜ヴァンパイアになる前に——分析の実存哲学入門』、奥田太郎・薄井尚樹訳、名古屋大学出版会。

愛という問いを生きる——他者との繋がりへの権利の再考

松田和樹（中央大学）

近年の哲学・倫理学では、所得や機会といった物質的・制度的な財に加えて、親密関係や他者との繋がりもまた、正義の問題としてますます注目されるようになってきている（e.g. Brownlee 2020; Brake 2012）。ここで親密関係とは、特定の、匿名的ではない個人との間での、ある程度深い心の結びつきと個別的な交流を伴う関係をいうことにしよう。友情、家族関係、恋愛関係などがその典型である。こうした関係の中にあることが、いかなる生を営むとしても人間にとって決定的に重要であるとして、人々がそのような関係を実際に形成しているか、またそれを形成する機会を得ているかについて、国家は一定の積極的関心を払わなければならないとの議論が展開されている。さらに、親密関係そのもののみならず、その形成の契機となるような、必ずしも親密ではない他者との繋がり、即ち接触や社交も、人間の生にとって重要であると主張されることもある。

注目したいのは、こうした議論の対象となる親密関係には、感情の要素が含まれていることである。人間にとって重要とされる関係は、単に互いを大切に思っているかのように振る舞う関係ではない。それに加えて、実際に互いを大切に思っている関係——即ち、広い意味での愛の感情を伴う関係なのである。この感情の要素ゆえに、国家が人々に親密関係の中にあることを保障しようとするなら、物質的な財やサービスを分配するときとは異なる困難に直面すると、多くの論者によって指摘されてきた。仮に人間のニーズが、単に互いに微笑みを向け、丁寧に接することだけにあるのなら、互いが内心でどのような感情を抱いているかにかかわらず、そのニーズは充足されうる。しかし、人間が必要としているものが、互いがその内奥において互いを愛していることであるのなら、事情は異なる。感情は、物質的な財や外的な振る舞いのように、随意に生み出し、他者に提供することができないからである。

報告者は以前、「子どもは愛される権利を持つ」との主張をめぐる S・マシュー・リャオとマウリ・カウデンの論争を取り上げながら、国家による愛ある関係の保障というアイデアが内包する難題を考察した（松田 2025; cf. Liao 2015; Cowden 2012）。カウデンは上述の主張を批判する中で、愛は相手に望ましい取り扱いを与えるための十分条件ではなく、その必要条件とも限らないと論じた上で、子どもの健全な発達にとって直接必要なものは、他者の内面に存在する愛そのものというより、愛がしばしばもたらすと期待されている他の何かであると主張した。また報告者は、私たちは他者の内面にある感情を直接感知することはできず、それゆえ他者が本当に自分を愛しているのかどうかについて究極的には知ることはできないと指摘した上で、私たちは「自分が本当に愛されているのだろうか」という決して確実な答えを得ることのできない問いを抱えながら生きる力——愛という問いを生きる力——を必要としているかもしれないと、試論的に提示した。

本報告は、この考察を成人の文脈へと拡張し、深めることによって、親密関係や他者との繋がり注目する近年の哲学・倫理学の議論にひとつの視点を付け加えた上で、キンバリー・ブラウニーによる「社会的剥奪を受けない権利」の議論の読み直しを試みたい。ブラウニーは、人間は最低限まともな社会的接触や繋がりへのアクセスを保障される権利を持つと論じて

いる。本報告は、この権利が重要であるのは、私たちは他者との繋がりを通じて、他者が自らとは異なる内面と自由を持つ不透明な存在であると学び、その前提の上で他者と関係を築く力を形成することができるからではないかと提案する。

Brake, Elizabeth. 2012. *Minimizing Marriage: Marriage, Morality, and the Law*. Oxford: Oxford University Press.

Brownlee, Kimberley. 2020. *Being Sure of Each Other: An Essay on Social Rights and Freedoms*. Oxford: Oxford University Press.

Cowden, Mhairi. 2012. “What’s Love Got to Do with It? Why a Child Does Not Have a Right to Be Loved.” *Critical Review of International Social and Political Philosophy* 15: 325–345.

Liao, S. Matthew. 2015. *The Right to Be Loved*. Oxford: Oxford University Press.

松田和樹. 2025. 「子どもの権利と愛について」 瀧川裕英・大屋雄裕・郭舜・安藤馨編『法哲学という企て——井上達夫先生古稀記念論集』信山社.

ワークショップ要旨

(発表枠順)

スーザン・ウルフの倫理学

安藤隆之（東京大学）

笹滉介（東京大学）

太田泰幹（一橋大学）

本ワークショップは、アメリカの哲学者であるスーザン・ウルフ（1952-）の倫理学を主題とする。

ウルフは、道徳や価値、意味といった倫理学の主題においてそれぞれ影響力ある議論を展開してきた。たとえば、彼女は道徳的聖者というモデルに対する適切な批判をつうじて、道徳の要求や優位性に対する懐疑主義を表明した。さらに、道徳とも happiness とも異なる価値、すなわち人生の意味（meaning in life）に関する彼女の一連の研究は、「人生の意味の哲学」というひとつの研究領域を確立することに貢献した。

ところが、ウルフの独創的な研究がもつこうした影響力に反して、日本で彼女の研究が取り上げられることは少ないように思われる。少なくとも、英米圏の現代倫理学を研究する者にとって、先に挙げた主題に関する彼女の貢献を無視することはできない。そこで提題者らは、ウルフの倫理学に我々が注目すべき理由を示すべく、本ワークショップを企画した。

安藤の発表では、ウルフの倫理学を、B. ウィリアムズの倫理学を継承するものとして位置づける理解を提示する。彼女の著作に現れている主題の多くは、明らかにウィリアムズの倫理学の影響下にある。事実、彼女は「一つ余計な思考」や「定言的欲求」といった彼のアイデアを軸に自身の議論を展開している。だがもちろん、ウルフが英米圏において広く評価されていることから察するに、彼女の議論には、彼のものとは異なる独自性が存在するはずだ。そこで問われるのは、「ウルフはウィリアムズをどのように継承しているのか」である。本発表では、この問いが多角的に取り組まれる。安藤の見立てでは、彼女は、彼の構想と比較して、より道徳的・客観的な側面を自身の構想のうちに確保しようとしている。しかし、こうした試みは部分的に不必要であるだけでなく、逆にウィリアムズ自身の議論によって適切に批判されうる、と本発表は示唆する。

笹の発表では、「人生の意味は道徳とも福利（ないし happiness）とも異なる第三の価値である」とするウルフの主張を批判的に取り上げる。人生の意味の哲学の標準的な枠組みであるウルフ-メッツパラダイムでは、人生の意味は第三の価値であるとされるが、それが道徳に加えて何と対照されているのかという点で主に二通りの路線が存在する。一つ目の路線（MW 路線）では、人生の意味は福利と対照される。もう一つの路線（Mh 路線）では、人生の意味は happiness と対照され、その両者によって福利が構成される。本発表は、主に Meaning in Life and Why It Matters を参照しながらウルフの立場を検討し、それが Mh 路線に該当すると結論づける。その上で、Mh 路線の問題点を指摘することで、ウルフの議論に依拠することによっては第三の価値に関する主張を擁護できないことを示す。

陶冶され／陶冶する身体：マンジャロ・白杖・ボディビル

池田信虎（立命館大学）

辰己一輝（立命館大学）

徳永怜（立命館大学）

痩身薬マンジャロによる減量、白杖による歩行、ボディビルによる筋肥大。現代を生きる我々は常に何らかの仕方で以上のような自己管理を迫られている。だがそうした身体の陶冶とは、陶冶される一方的な強制という側面だけではなく、その只中でみずから陶冶するという能動的な側面を同時に含んでいる。陶冶され／陶冶するというこの不可分の両義性のうちにしか、そもそも現代の身体という経験は成り立たないのではないか。本ワークショップは、この身体陶冶の技術を、医療・障害・スポーツという異なる領域から問うものである。

池田はフーコーの生権力を、生命そのものを対象とする権力だけでなく、近代知が現在を対象化し、人間の生きる時間を統治可能なものへ変換してきた歴史的過程として捉え直す。この視座から、ニコラス・ローズの「ソーマ化」、すなわち人間が生物学的身体として把握される状況も、近代知が人口や寿命などの指標を権力の対象として析出させた帰結と位置づける。そのうえで、痩身薬マンジャロをめぐる問題を、権力か自由かという二項対立ではなく、近代知がソーマ化された人間を対象としてきたからこそ成立した技術として読み直し、その問題化自体が近代知の内部で生じていることを論じる。

徳永は、プレシアドとガルシアの議論を交差させ、ボディビルを「薬物ポルノ体制」下の身体実践として論じる。薬理的物質と視聴覚装置の相補性から主体を捉えるプレシアドの図式にガルシアの議論を重ねれば、ボディビルは、身体という延長する物質の強化と「男らしさ」という表象の強度的上昇とを同時に進める営みとして捉えられる。とはいえ、どの競技にもまして薬物による身体改造を肯定してきたボディビルは、同時に強固な規制を敷き、崩れ落ちた身体を脱落者として切り捨ててきた。理想像を絶えず書き換える循環が競技規範の核にある。本発表はこの規範を問い直す。際限のない強度化の果てに生きることは、どこまで可能なのか。身体改造のポジティヴィティのありかを探る。

辰己は、進行性の視覚障害により白杖を使うようになった自らの経験について、現象学や障害学の議論を参照しながら考察を行う。白杖の使用に慣れていく過程は、独自の仕方で世界と交渉する方法を身体で学んでいく創造的過程である。しかし他方でその身体は、「健常」あるいは「正常」な身体の使い方を強制する「健常主義」の価値観や、そうした価値観を反映する形で設計された物質的環境からの影響を絶えず被っている。本発表では、このように決して既成の権力から自由ではないが、しかし完全になすがままにもならない身体への着目を通じて、「健常主義的でないオルタナティブな物質的環境はいかにして実現可能か」という問いを浮かび上がらせる。

書誌情報

Foucault, M. (1997). Il faut défendre la société : cours au Collège de France, 1975–1976.

Gallimard/Seuil. (フーコー, ミシェル. (2007). 『ミシェル・フーコー講義集成 6 社会は防衛しなければならない——コレージュ・ド・フランス講義 1975–1976 年度』. 石田英敬訳. 筑摩書房.)

- Garcia, T. (2016a). *La vie intense : une obsession moderne*. Autrement. (ガルシア, トリスタン. (2021). 『激しい生——近代の強迫観念』. 栗脇永翔訳. 人文書院.)
- Garcia, T. (2016b). *Nous*. Grasset. (ガルシア, トリスタン. (2025). 『〈私たち〉とは何か——人称複数の哲学』. 関大聡・伊藤琢麻・福島亮訳. 法政大学出版局.)
- Preciado, P. B. (2008). *Testo junkie : sexe, drogue et biopolitique*. Grasset. (プレシアド, ポール・B. (2023). 『テスト・ジャンキー——薬物ボルノ時代のセックス、ドラッグ、生政治』. 藤本一勇訳. 法政大学出版局.)
- Rose, N. (2007). *The politics of life itself : biomedicine, power, and subjectivity in the twenty-first century*. Princeton University Press. (ローズ, ニコラス. (2014). 『生そのものの政治学——二十一世紀の生物医学、権力、主体性』. 檜垣立哉監訳・小倉拓也・佐古仁志・山崎吾郎訳. 法政大学出版局.)

21 世紀の「公共性」に向けて：

アマチュア無線の歴史と光ファイバ通信の現在から考える

森島淳貴（大阪大学 人文学研究科）

森本悠悟（大阪大学 人文学研究科）

山本桂詳（大阪大学 基礎工学研究科）

公共性とは、閉鎖性と同一性を求めない共同性、排除と同化に抗する連帯である——政治学者の齋藤純一は 2000 年の著作で「公共性」をこのように定義した。これから四半世紀を経た今日において、この概念はいかに問い直されるべきだろうか。ユルゲン・ハーバーマスが 18 世紀ヨーロッパのコーヒーハウスやサロンにその起源を見いだした公共性は、新聞・ラジオ・テレビといったメディア技術の発展を受けて、その構造を大きく転換させてきた（cf. Habermas, 1962）。近年ではさらに、デジタル技術の発展に伴い、公共性は再びその構造を変えつつある（cf. Habermas, 2022）。本発表では、現代の公共性の基盤を成す通信技術に着目し、アマチュア無線の歴史と光ファイバ通信の現在を手がかりとして、21 世紀の公共性について考察する。

19 世紀末から 20 世紀初頭に実用化された無線通信技術は、従来の電信・電話とは根本的に異なるメディア的特性を有していた。通信線に紐付けられた機器を一对一に接続するのとは違い、電波は空中を飛散するため、他人の又聞きを許さざるを得なかった。この性質は、一对一の通信というより、むしろ一对多の放送に用いるのに好都合であり、ラジオ・テレビへと応用されてゆく。しかし、無線の黎明期から、これとは異なる実践が存在した。職業通信士ではないアマチュアの無線家たちが、自ら機器を組み立て、電波を発して、空中を賑わせていたのである（cf. Douglas, 1987）。距離や国境を越えた対話を可能にする無線は、後のインターネットにも近い可能性を有していた。他方で、電波が誰にでも開かれたものとなるにつれ、社会的に重要視される通信・放送に対する混信や悪戯もまた問題となっていった。それでも、今日に至るまでアマチュア無線は国際的に承認されており、その歴史には、通信資源と公共性をめぐる問題系が刻印されている。

テレビや新聞が「オールドメディア」と称される昨今、公共性の成立する場はインターネット上の「デジタル空間」へと移行しつつある。しかし、この空間を支える大陸間データ通信の 99%以上を海底に敷設された光ファイバケーブルが担っていることは（cf. International Advisory Body on Submarine Cable Resilience, 2026）、普段ほとんど意識されない。光ファイバ通信は、情報を乗せた光信号をガラス内部に閉じ込めて伝送し、国境を越えた即時的・双方向的な通信を実現した。他方で、その基盤は物理的なケーブル網に依存し、敷設・所有・管理に関わる国家や企業と、そうでない者との間には格差が生じる。自前で身に付けた通信技術を用いて自由に発信できるアマチュア無線の利用者に対し、他者の技術に依存する光ファイバ通信の利用者は、容易かつ安定的に発信できるという利点を持ちながらも、SNS 運営者や国家によって発信の機会そのものを奪われうるというリスクも抱えている。本発表では、こうした光ファイバ通信の現状から、現代の公共空間に特有の（不）自由さについて考察する。

【参考文献】

[1] 齋藤純一. (2000). 『公共性』. 岩波書店.

[2] Douglas, S. J. (1987). *Inventing American Broadcasting*. The Johns Hopkins University Press.

- [3] Habermas, J. (1962). Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft. Suhrkamp Verlag.
- [4] Habermas, J. (2022). Ein neuer Strukturwandel der Öffentlichkeit und die deliberative Politik. Suhrkamp Verlag.
- [5] International Advisory Body on Submarine Cable Resilience. (2026). International Advisory Body on Submarine Cable Resilience: Report of the Working Groups. International Telecommunication Union.

アカデミアの倫理を考える：研究倫理を超えて

竹下昌志（名古屋大学、代表者）

坂本美理（東京大学）

辰己一輝（立命館大学）

本間哲（一橋大学）

米倉悠平（茨城大学）

研究者は日々、狭義の研究実践にとどまらない多様な実践に従事している。研究会・学会の開催と運営、懇親会への参加、研究者同士や学生と教員の間のコミュニケーション等々である。これらの実践は研究生活の大きな部分を占め、ときに深刻な悩みや葛藤の源泉となるにもかかわらず、倫理的検討の対象として正面から主題化されることは少ない。研究倫理（research ethics）は捏造・改竄・盗用の防止や利益相反管理といった制度化された領域を中心に論じられてきたが、アカデミアの倫理はその外側に広く残されている。例えば、学会の大会や懇親会は研究交流の場として機能する一方で、参加できない者や参加しにくい者を情報を得る機会などから排除しうる。さらに学会運営における仕事も偏って一部の人が過剰に負担しているかもしれない。こうした問いは、若手研究者がまさに直面している実践的な問いであると同時に、倫理学が扱う問いでもある。

本ワークショップの目的は二つある。第一に、アカデミアにおける現状の様々な実践について、倫理的に検討・評価することである。第二に、若手研究者らと対話し、アカデミアが今後どうあるべきかを考察することである。これら二つの目的は、個人の振る舞いのレベルと、制度・慣行のレベルの双方に関わる。すなわち本ワークショップは、経験の共有を出発点としつつも、そうした問題を倫理的に検討し、また建設的な提案へと接続することを目指す。なお、議論にあたっては、必要な正当化がない限り具体的な個人や団体には言及せず、実際の事例に近い架空例を用いることで、あくまで一般的な問題の構造とその対処を考察する。

当日は、まず提題者による問題提起として、アカデミアの倫理を考えるための観点を提示した上で、複数の提題者がさまざまな個別トピックについて発表を行う。具体的には、学会や研究会の運営、教員や学生の間でのコミュニケーション、アクセシビリティ等が想定される。最後に全体討論として、各発表を受けて、アカデミアの倫理をめぐって議論し、今後の課題を整理する。本ワークショップが、若手研究者らが自らの置かれた環境を振り返り、それを共同で改善していくための契機となることを期待したい。

個人・共同研究発表要旨¹

(発表枠順)

¹ 要旨の募集にあたって Google Form を用いたため、欧文書名のイタリック等の強調書式が適用されていません。ご了承ください。

「ケアの権利」を提示することの意義と懸念：『ケアの社会学』の検討

矢込鈴々花（専修大学）

本発表では、倫理学界で議論されているケアの倫理を、その延長線上に位置づけた社会的・実践的領域で議論する。その領域の中で、ある種の強制力をもった「ケア」、あるいは「ケアへの参加」を提示するための一歩として、上野千鶴子の『ケアの社会学』における「ケアの権利」の考え方について検討していく。

上野は、ケアの社会学において前提となる規範的アプローチとして、「ケアの相互行為性」と「ケアの両義性」をうまく説明すると判断できることを理由に、デイリー・メアリーの「ケアの人権アプローチ」をそのひとつとして挙げている。デイリーが提示したのは、(1)ケアする権利、(2)ケアされる権利、(3)ケアすることを強制されない権利の3区分である。上野はここに、(4)ケアされることを強制されない権利を加えることで、「ケアする人」「ケアされる人」と、(強制性の有無を基準とした)「積極的・能動的」「消極的・受動的」の4区分を設定し、より網羅的かつ一貫性をもった諸権利を設定しようとしている。

権利としてのケアを提示することで、ケアの倫理はその規範性、社会性とともに、ケアの両義性を強調し、すなわち「おのづとわきでてくるような自然現象」(p.35)ではない、社会的な問題としてケアを扱うべきである、とより強く述べることができるようになるだろう。一方で、やはり正義の特徴の一つである「権利」とケアを結びつけることに対する懸念は捨てきれない。また、上野が述べるような暴力性や抑圧性を含むケアという考えにも疑問が残る。「上野修正モデル」が提示した4つの区分の妥当性とともに、これらの点について、検討を進めていき、最後に課題として、私自身の「ケアの保障」という考えを踏まえた「ケアの権利」の可能性の提示を行っていく。

【参考文献】

上野千鶴子. (2011). 『ケアの社会学ー当事者主権の福祉社会へ』. 太田出版

サルトルにおける主体の具体化と欲望について：—実存的精神分析へ向かって 荒川大知（専修大学）

サルトルはその思想において主体を重視した哲学を展開した哲学者である。彼の提唱した「実存的精神分析」は、経験を出発点として、人間が自らの人格についてもっている存在論以前な了解のもとで、人間の諸行為、諸欲求を統一する「根源的選択」を解釈する試みである。実存的精神分析は『存在と無』第四部にて、対自が存在欲望であるということを端に発して述べられる。そこでは、その欲望のもとでなされる三つのレベルの選択、根源的選択・叡智的選択・経験的選択が提示され、第三の経験的選択から第一の根源的選択を解釈することがこの精神分析の目的である。そして、サルトルはその具体的実践として『ボードレール』、『聖ジュネ』、『家の馬鹿息子』といった作家評伝を発表した。しかし、この議論の幅は単なる方法論に限られることは決してなく、欲望論として捉えれば多岐にわたる。例えば、問題の射程として対自に焦点を当てれば、存在欲望とされる対自が価値へ投企する図式は『存在と無』第二部第二章で提示される「自己性の回路」と同一であることから、そこまで遡らなければならない。また、対他（他者論）に焦点を当てれば、サディズム・マゾヒズムといった概念が代表される性的欲望の議論を介在させなければならないだろう。

本発表の目的は、サルトルの主著である『存在と無』最終部で提唱される「実存的精神分析」を総合的な欲望論として捉え、「自己性の回路」の議論まで遡って再構成することである。そこでまず、「自己性の回路」ないし「自己性」の概念を整理する。また「根源的選択」というあらゆる行為を象徴し、各々の主体の自己性を個別的に表現するこの「選択」が自己性を形成することを確認する。そして、サルトルの提唱する実存的精神分析とはどういった試みであるのかを概観し、自己性こそがその分析の対象であることを明らかにする。

数の本来的表象の拡張可能性

深尾紘平（北海道大学）

本発表は、数の本来的表象の拡張可能性を扱う。フッサールは『算術の哲学』で、12 を数の本来的表象のおおよその限界とした。例えば目の前にいくつかのものがあって、それらの個数を本来的なかたちで、すなわち記号を通さずに捉えるとき、多少の前後はありえても、そのときの限界が 12 を大幅に超えることはない。仮にそこでそれぞれのものをつつがなく順次に、記号を通さずに捉えることができて、それらの一つを捉えている間にすでに捉えたほかのものをなおも捉え続けることが必要であり、このなおも捉え続けることに限界がある以上、10000 のような大きな数の本来的表象は難しい。しかし非本来的に表象すれば、すなわち数記号を用いれば、この限界はたやすく超える。例えば数を口して数えるような行為は、もし数が適切に使用されているなら、この限界を越える。今口に出した、ものに結び付けられた数を捉えているとき、その数が大きい場合でも、その数によって、前に捉えられたものがなおも捉え続けられているからである。Miller は *Numbers in Presence and Absence* において、数の本来的表象を検討しているが、フッサールの考えるそれとは異なったものを提示している。端的に言えば、大きい数や小さい数の表象に、それぞれに「適した (appropriate)」本来性が認められるというものである。したがって Miller は、本来性にいくつかの「様態 (mode)」を認める。本発表は、この Miller の考えをフッサールのそれと比較しつつ検討することで、数の本来的表象の拡張可能性を扱う。最終的に、Miller の考えが含意すると思われる、フッサールの数の本来的表象と非本来的表象との区別の改変について、若干の考察を行いたい。

「破壊」概念に対するサルトルの評価の再評価：

『存在と無』における破壊と所有の比較・検討

新屋有紗（東京大学）

本発表では、ジャン＝ポール・サルトル著『存在と無：現象学的存在論の試み』（以下『存在と無』と略記する）の第四部第二章で記述されている「破壊」destruction という概念を取り上げ、サルトルが破壊に対して行った評価を再評価することを試みる。

『存在と無』において、破壊は所有の一特殊形態として位置づけられている。また、サルトルは理想的な所有の例を複数挙げる一方で、破壊については否定的な見方を示している。本発表では、『存在と無』に潜在する理想的な所有の条件を明示し、これを参照することによってサルトルによる破壊についての評価を検討する。

まず、『存在と無』内の記述に基づきサルトルにおける所有と破壊の定義を明晰化する。所有とは独立して存在する存在者に何らかの作用を与えることであり、破壊ではこれに加えて作用を与えられた所有の対象が実在していないことが要求される。それを踏まえた上で同書の該当箇所を検討することにより、所有の理想は以下の三要素に還元できる。すなわち、所有される対象が与えられた作用から自己を復元しつづけ、自身の存在を維持するという「自己形成性」・所有される対象が自身に加えられる所有作用に対して従順に反応するという「所有する者への従順さ」・所有される対象に内在する性質を所有する者が現勢化し、さらにそれを所有する者にのみ開示するという「潜勢的性質の内密的開示」である。このとき、十分に実現可能な理想的所有として、破壊される対象が破壊する者の与える作用に逆らわず、かつ対象に破壊の痕跡が残らないような非物質的破壊が想定可能である。

このような複数の条件を伴った破壊であれば、サルトルの見方と彼による所有の理想の両方と矛盾しないような理想的所有を想定することが可能である。そのため、サルトルの破壊に対する評価は、彼自身の評価基準に照らして正当ではないと再評価できる。

マックス・シェーラーとエディット・シュタインにおける人格概念

渡辺朱音（筑波大学）

中川暖（上智大学）

19 世紀中頃からドイツ哲学を支えた生の哲学と 20 世紀初頭の現代哲学を支えた現象学との交わりにおいて、「人格」概念が 1900 年代にかけて盛んに議論されたことはよく知られている。本発表では、この時代に活躍したマックス・シェーラーとエディット・シュタインにおける人格概念について検討する。

彼らはフッサール現象学から多大な影響を受け、キリスト教カトリック的な有神論の立場から自身の哲学・倫理思想を構築してきたという共通点を有する。彼らの人格論は、人格概念の多層性を強調し、人間の経験的知覚の延長では覚知することのできない超越的な存在（神）と人間との関係についての再考を促す。シェーラーとシュタインの人格概念の内実を明らかにする本発表の試みは、倫理学や宗教哲学と現象学とを架橋するひとつの方途を提示すると思われる。

渡辺の発表では、まずシェーラーの人格論について概観し、絶対的に孤独な人格である「秘奥人格」と、「社会的人格」との区別、さらにこれらの区別と個性性／共同性の関係について論じる。シェーラーの人格論の特徴のひとつは、人格概念を単一的な仕方で定義せず、その様態を多層的に記述する点にある。本発表ではこの点に着目しながら、人格の各様態がひとりの人間においていかにかかわりあいながら統一されるかを明らかにする。

中川の発表では、シュタインにおける「精神的人格」について紹介する。シュタインは、デイルタイやフッサール、シェーラーの「精神」、「人格/人」、人間の「個性性」の理解を複雑に絡み合わせながら精神的人格について論じている。本発表では、その複雑に絡み合った精神や人格の概念形成を紐解きながら、シュタインがどのような人格論を提示したかったのかを解明する。その中でも、シェーラーの『倫理学における形式主義と実質的価値倫理学』（1913/1916）との思想的な関係性を探求することは有意義であろう。

能力主義化するフェミニズム：何が「能力」とされるのか

甲藤彩華（大阪大学）

近年、「女性の活躍推進」や「ガラスの天井の突破」といった言説が広く浸透し、女性の社会進出が肯定的に受容されるようになった。このようにフェミニズムの終焉を語る「ポストフェミニズム」と呼ばれる時代において、女性の社会進出の達成はしばしば個人の能力や努力の問題として語られ、ジェンダー不平等を生み出す社会構造への視点が後景化されている。こういった状況下で、本発表では、なぜ能力主義はフェミニズムの言葉で語られるようになったのか、また、そこで前提とされる「能力」とはいったい何を意味しているのかを考察する。

まず、シェリル・サンドバーグ『LEAN IN』に代表される議論を取り上げ、女性の社会的成功を個人の意識改革や努力に求める能力主義的な言説が、フェミニズム研究においてどのような批判を受けてきたのかを整理する。続いて、菊池夏野による日本のポストフェミニズム論をもとに、新自由主義とフェミニズムが「女性活躍」という同じ目標を共有しながらも、異なる目的を有していたことを確認し、「能力」や「志向」がジェンダー中立ではなく、既存のジェンダー構造を不可視化したうえで「働く女性」という新たなジェンダー規範を付加する機能を果たしていることを考察する。これらの議論を踏まえて検討することで、能力主義とフェミニズムが結びつく思想的背景を明らかにする。

そのうえで、キャサリン・ロッテンバーグ、ナンシー・フレイザー、ベル・フックスらによる第二波フェミニズムへの批判を参照しながら、フェミニズムが内包していた「男並みへの志向」という問題を検討する。とりわけ本発表では先述の三人の議論をもとに、女性が「正当に評価されること」が、男性中心の能力規範への適応を意味してしまう可能性に着目し、「能力」という概念に内在するジェンダー性について考察する。以上の検討を通して、「能力」が中立的な評価基準として語られることの問題性を問い直したい。

〈参考文献〉

- ・菊池夏野(2019).『日本のポストフェミニズム：「女子力」とネオリベラリズム』.大月書店.
- ・菊池夏野(2025).『ポストフェミニズムの夢から醒めて』.青土社.
- ・キャサリン・ロッテンバーグ(2025).『ネオリベラル・フェミニズムの誕生』 河野真太郎(訳).人文書院.
- ・シェリル・サンドバーグ(2013).『LEAN IN(リーン・イン)：女性、仕事、リーダーへの意欲』川本裕子(序文), 村井章子(訳).日本経済新聞出版.
- ・シンジヤ・アルツァ, ティティ・バタチャーリヤ, ナンシー・フレイザー共著(2020).『99%のためのフェミニズム宣言』 恵愛由(訳), 菊池夏野(解説).人文書院.
- ・ベル・フックス(2020).『フェミニズムはみんなのもの：情熱の政治学』 堀田碧(訳).エトセトラブックス.

異世界で生き直すのは誰か：異世界転移・転生作品における記憶、適性、自己決定

水島淳（京都府立医科大学）

本発表は、異世界転移・転生作品における「生き直し」が、誰の生の継続として成立するの
かを、記憶・身体・適性・自己決定の観点から検討する。

『ゼロの使い魔』では、平賀才人が身体と記憶を保ったまま異世界へ移り、新たな能力と役
割を獲得する。

これに対し、『無職転生』などのいわゆる「なろう系」転生作品では、前世の記憶を保持しな
がら、身体、身分、人間関係、評価環境を含む人生の条件そのものが再設定される。そこでは、
現実世界で評価されなかった人物が、異世界では必要とされる存在になる。

しかし、記憶の連続だけで、転生後の人物を前世と同一の人物とみなせるのだろうか。老い
た A の記憶データを若い B へ移した場合、A は若返ったといえるのか、それとも B が A である
と確信する人格状態を得たにすぎないのか、という思考実験を用いて、この前提を検討する。

さらに、遺伝的適性に応じて役割を配分するデスティニープランを対照例とし、適性に合う
役割の保障と、自ら将来を選ぶ自由との緊張関係を考察する。その際、生きづらさを個人の病
理ではなく、能力・欲求・自己理解と社会の評価基準との不一致として捉える。

また、自己決定を強制からの解放としてのみ理解せず、選択肢を形成する制度や、選択の結
果を個人へ帰属させる構造にも注目する。

本発表の目的は、適性に従う生と自ら選ぶ生の優劣を決着させることではない。異世界での
「生き直し」が、記憶による自己の連続、身体的連続性、他者による本人確認、社会的役割、
将来を選ぶ自由という複数の条件によって支えられていることを示し、それらが分離したとき、
誰が何を失うのかを明らかにする点にある。

参考文献（予定）

一次資料・分析対象

- ヤマグチノボル. (2004). 『ゼロの使い魔』. メディアファクトリー.
理不尽な孫の手. (2014). 『無職転生——異世界行ったら本気だす 1』. KADOKAWA.
電撃データコレクション編集部編. (2007). 『電撃データコレクション 機動戦士ガンダム
SEED DESTINY 下巻』. メディアワークス.

個人的同一性

Williams, B. (1973). Problems of the Self: Philosophical Papers 1956–1972. Cambridge University Press.

遺伝的適性・設計・自己決定

マイケル・J・サンデル. (2010). 『完全な人間を目指さなくてもよい理由——遺伝子操作と
エンハンスメントの倫理』. 林芳紀・伊吹友秀訳. ナカニシヤ出版.

小松美彦・今野哲男. (2020). 『「自己決定権」という罠——ナチスから新型コロナウイルス感染症まで増補決定版』. 現代書館.

ウェブ小説・なろう系分析

飯田一史. (2022). 『ウェブ小説 30 年史——日本の文芸の「半分」』. 星海社.

指示の成立と意味の理解：ダメットを中心に

村山修輝（九州大学）

本稿の目的は、指示についての外在主義へのダメットによる応答可能性を検討することである。1970 年代以降、クリプキの『名指しと必然性』やパトナムの「意味の意味」を契機として、言語哲学で新たな枠組み、すなわち指示についての外在主義が広く受け入れられるようになった。指示についての外在主義は、使用される言語表現の指示が何によって成立しているのかという問いに一つの有力な解答を与える。それは、簡単に言えば、指示は話者の内的状態には還元されない要因（対象の微視的構造、名前の伝達の因果的連鎖、言語的分業）によって成立しているというものである。

しかし、指示についての外在主義は、これらの外的な要因が我々の認識とは独立に成立しているというある種の実在論を前提している。さらに、指示についての外在主義の観点から言語の考察を始めることは、言語と我々の関係についてのある重要な問いが考察の始点ではなくなることを意味する。その問いとは、我々は言語の意味を理解しているとはどういうことか、という問いである。ダメットは、これを他の哲学的問題に先立って問われるべきものと位置づけたうえでその解明を第一の目標に意味理論を構築した。そのうえで、形而上学の問題とされてきた実在論/反実在論の論争を意味理論の問題として定式化し直し、言明の真理は認識可能性から独立には決定されないとする反実在論的立場を導いた。今日、ダメットの哲学は言語哲学の中心からは退いているが、言語理解の分析を第一とする彼の方法論を現代の言語哲学において再考することによって示唆に富む見解を引き出せるかもしれない。以上を踏まえて、本稿はダメットと指示についての外在主義の対立を言語理解という観点から改めて検討し、言語理解を始点とする言語哲学の再評価を目指す。

書誌情報

Dummett, M. (1991). *The Logical Basis of Metaphysics*. Harvard University Press.

Kripke, S. A. (1980). *Naming and Necessity*. Harvard University Press.

Putnam, H. (1975). The Meaning of 'Meaning'. *Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, 7, 131–193.

『精神現象学』における二つの和解と絶対的和解への止揚の必然性

孫雲涛（京都大学大学院）

本稿は、ヘーゲル『精神現象学』における「和解」の概念を、「われわれ」による二つの予示を導きの糸として考察する。「自己意識」章で「われわれ」は、①「われわれであるわれ、われであるわれわれ」という精神概念を形式的に提示し、②不幸な意識における相互媒介的運動の叙述を「時期尚早」と予示する。これらはそれぞれ「世俗的和解」と「宗教的和解」を指し示している。

第一の予示の完遂は「良心」章の末尾でなされる。対立する二つの良心が「告白」と「赦し」の相互承認を通じて和解し、「定在する絶対精神」が現出する。これが世俗的和解である。一方、第二の予示の完遂は「啓示宗教」章においてなされる。主体と実体の二重の喪失を知る不幸な意識は「神は死んでしまった」という苦痛において諸形態を総体性へと集約し、絶対的本質の自己啓示を待望する。この必然性のもとに受肉した絶対的本質が現れ、その死と復活を経て教団の意識に精神が顕現する。ここに神と人との宗教的和解が成就する。

不幸な意識は、その自己放棄が「理性」へ転化する点で世俗的和解の契機となり、絶対的本質との合一を求める点で宗教的和解の契機ともなるという二重の位置価値を有する。

両和解の内的意義を対比するとき、世俗的和解は「対自的和解」、宗教的和解は「即自的和解」であることが明らかとなる。前者は相互承認による精神の現実的定在を達成するが、絶対者の自己運動を概念として把握できず、後者は実体が主体であることを表象形式で捉えるが、その形式が純粹概念へと純化されていない。したがって両者はそれぞれ内在的限界を抱える。

絶対的和解とは、これら二つの和解をともに止揚し、概念の純粹なエレメントにおいて即自と対自が合一する絶対者の自己呈示運動である。ここに二つの和解が「絶対知」へと止揚される必然性が存する。

参考文献リスト：

1. 田端信廣『ヘーゲルの「精神現象学」の建築術』萌書房、2024。
2. G.W.F. ヘーゲル著、金子武蔵訳『精神の現象学（下）』岩波書店、1979 年。
3. G. W. F. Hegel, *Gesammelte Werke*, Band 9: *Phänomenologie des Geistes*, hrsg. von Wolfgang Bonsiepen und Reinhard Heede, Hamburg: Felix Meiner Verlag, 1980.

イマニュエル・カント『視霊者の夢』再考：「崇高」の視点から 菅原肇（専修大学）

本発表は、イマニュエル・カント（1724～1804）による「超感性的能力」の分析における「前批判期」と「批判期」の関連を明らかにすることを目指す。

カントは、自らの思想形成期である「前批判期」において、『形而上学の夢によって解釈された視霊者の夢』（1764）という本を刊行している。そこで、カントは当時話題となっていた霊能力者のスヴェーデンボリによる様々な視霊体験を、あくまで学者の立場を維持しながら考察し、最終的に、視霊体験のような怪しげな超感性的現象の分析を通して、感性を超えた対象を扱う形而上学を「人間理性の限界の学」として提示する。つまり、形而上学を人間の能力の限界や人間が留まるべき位置の確定の学として提示する。

このような限界の確定のもとに、カントは「批判哲学」の完成に至った。しかしながら、この「人間理性の限界の学」という主題が明示された「前批判期」と人間の「超感性的能力」が主題となる「批判哲学」の関係という点はこれまで注目されてこなかったように思われる。

したがって、「感性を超えた能力」が問題となる『純粋理性批判』における「弁証論」と『判断力批判』における「崇高論」の分析を通して、「前批判期」と「批判期」の関係性を明らかにする。

『論理学研究』の实在論的解釈の検討：ピーコックの实在論を手がかりに
橋本昂樹（大阪大学）

フッサールの『論理学研究』（以下『論研』）は、实在論的著作としても反实在論的著作としても解釈されてきた。实在論的な解釈は、『論研』を外的な存在者の实在を前提する著作とみなすものであり、反实在論的な解釈は『論研』を外的な存在者の实在を要請してはいない著作とみなすものである。この二つの解釈の対立は『論研』の体系が真理や实在を認識・検証可能性から完全に独立のものとしているか否かということでもある。

实在論的解釈はたとえばレヴィナス(Lévinas 1994)やデ・ブーア(De Boer 1978)、ファンドレイ(Findlay 1972)に認められる。他方で反实在論的解釈はスミスとマッキンタイア(Smith & McIntyre 1982)やザハヴィ(Zahavi 1992)らによって展開されてきた。形而上学的な中立性を掲げていることや、志向と充実といった枠組みによって、意識の相関者として实在的对象を取り扱っていることを踏まえると、实在論的解釈には困難があるように思われる。しかし、普遍者实在論にかかわる議論のなかで、対応説的な真理観を前提している箇所がある(Hua XIX/1, 106)ことを踏まえるならば、实在論的要素がないとはいえない。

そこで本発表では、素朴な实在論としてではなく、いわば穏健な实在論としての読みの可能性について検討する。穏健な实在論の主張として『論研』の体系を素描するにあたっては、ダメットの反实在論者の批判者たるピーコックの議論を参照する。これはフッサールとピーコックの間に直接的な影響関係を主張するためではなく、穏健な实在論の輪郭を見るのに役立つためである。というのも、ピーコックはダメットの出論証を受け入れつつも、反实在論的意味論を採用せず实在論的意味論を維持し、対応説的真理論を採っており(Peacocke 1992,), 他方で、先述したように『論研』は反实在論的傾向をもちつつも、対応説的な真理論へのコミットメントを読み取ることができ、ここに類似が認められるからである。

参考文献

- De Boer, T. (1978). *The Development of Husserl's Thought*. The Hague: Martinus Nijhoff.
- Findlay, J. N. (1972). Phenomenology, Realism and Logic. *Journal of the British Society for Phenomenology*, 3(3), 235–244.
- Husserl, E. *Logische Untersuchungen. Zweiter Band. Untersuchungen zur Phänomenologie und Theorie der Erkenntnis*, I Teil, *Husserliana* vol. XIX.
- Lévinas, E. (1978). *Théorie de l'intuition dans la phénoménologie de Husserl*. Librairie Philosophique J. Vrin.
- Peacocke, C. (1992). *A Study of Concepts*. MIT Press.
- Smith, D. W. and McIntyre, R. (1982). *Husserl and Intentionality: A Study of Mind, Meaning, and Language*, D. Reidel Publishing Company.
- Zahavi, D. (1992) Constitution and ontology: Some remarks on Husserl's ontological position in the logical investigations. *Husserl Studies*, 9, 111–124.

道徳廃止論と自殺排除主義批判：道徳が自殺志願者にもたらす負の影響について

矢歌礼次郎（東京大学）

河村菜那（北海道大学）

本発表は、近年の自殺排除主義と道徳廃止論の議論を手がかりに、自殺にまつわる道徳はすべて有害であり、放棄することが合理的であると主張する。道徳廃止論（moral abolitionism）とは、道徳的信念が真理を追跡せず、個人と社会双方にとって有害であるがゆえに放棄すべきだとする立場である（Hinckfuss 1987; Garner 2007）。他方、自殺排除主義（suicidism）とは、自殺志願者が被る差別や抑圧を指す概念である。これらの抑圧の内には、同意なき身体拘束から「危険人物」というスティグマの付与まで多岐にわたる害悪が含まれる（Baril 2023）。

本発表はまず、自殺は道徳的誤りでありあらゆる手段を用いて予防されるべきだとする自殺排除主義的信念が、自殺志願者本人に害を与えることを示す。この信念の常識化によって、本人の意志に反する強制治療や偏見が合理化され、結果として本人の回復を損なわせている。さらに、こうした信念はスティグマ化や強制治療を恐れる自殺志願者を沈黙させ、結果的に自殺予防そのものの失敗を招く。そのため自殺排除主義は、個人と社会の双方にとって有害である。次に、自殺排除主義を否定し、代わりに「自殺は義務である」「自殺は限定的に許容される」といった道徳的主張を採用してもなお、何らかの主体に害をもたらすことを指摘する。例えば、功利主義的観点から、周囲にケアや経済的負担を強いる者に公的自殺幫助を推奨する立場は、本人の意志に反する死へと導きかねない。また、限定的許容説も、特定の条件下で「死んでもよい主体」を規定する点で、結果的に自殺排除主義と同型のスティグマ化を別の主体に対して再生産すると思われる。以上より、本発表は、自殺に関するいかなる道徳的信念も、何らかの点で有害であるため、放棄することが合理的でありうると結論づける。

**「理に適っている」とはいかなる意味か：
非理想状態における公共的理性論の検討**

諸橋ちひろ（東京大学）

本発表の目的は、非理想理論としての公共的理性論は、いかにして「理に適っていること (reasonableness)」の意味内容を規定すべきかを検討することである。公共的理性論とは、法が正統であるためには、法の正当化理由が理に適った市民が相互に受容、あるいは認知できるものでなければならないと主張する見解である。非理想状況とは、政治制度に不正義が存在し、非合理的あるいは理に適っていない市民が存在する社会状況を指す。

検討を進めるにあたり、本発表では特に部分遵守の問題に議論の射程を絞り、この非理想的な状態において公共的理性論が直面する、排除と包摂のジレンマについて指摘する。このジレンマは、「理に適った市民」という理想化された人格モデルはどのような性質をもつのか、換言すれば「理に適っていること」をいかに定義すればよいのかという問題に関わるものである。次に、このジレンマが部分遵守状況という理論外在的な条件に起因していることを指摘し、なぜ「理に適っていること」の基準をめぐる論争が生じているのかを確認する。最後に、近年検討が進んでいる非理想理論の役割を整理・分析する議論を踏まえ、非理想状態において公共的理性論にはどのような意義があるのかを、検討することを通じ、「理に適っていること」という基準をいかに定義すればよいのかという問題に応答を試みる。

【文献】

Rawls, J. (2005). Political Liberalism: Expanded Edition. Columbia University Press.

Quong, J. (2011). Liberalism without Perfection. Oxford University Press

Leland, R. J. (2019) Civic Friendship, Public Reason. Philosophy and Public Affairs, 47(1), 72-103

**芸術家の眼差しとはいかなるものか：
バルザック『知られざる傑作』（1831-1847）を手掛かりに
西田琴音（京都大学）**

本発表では、オノレ・ド・バルザック『知られざる傑作』（1831-1847）における芸術家の経験と鑑賞者の経験の違いに注目し、芸術家が作品を見る眼差しについて再考する。

『知られざる傑作』は、天才芸術家フレンホーフエルが理想の女を描くことに頓挫し自殺するまでを描く物語であり、セザンヌをはじめとして様々な芸術家や思想家に影響を与えてきた。とりわけ、芸術家が他者に作品を見せることで、完璧な女を描いたと信じていた作品に何も描かれていなかったことに気づく場面は、作品を前にした芸術家の経験と鑑賞者の経験の違いの問題を考える一事例となっている。例えば、ユドヴィッツは芸術家の創造に鑑賞者や批評が与える影響を検討することで、両者の経験を統合させ『知られざる傑作』のポストモダン的な意味合いを考察している。しかし、本作において両者の経験は統合しえないものであり、先行研究は芸術家が作品を見る眼差しの固有性を等閑視している。

そこで、本発表では『知られざる傑作』における鑑賞者の経験と相反する芸術家の経験について考察し、美学領域において注目されてこなかった製作者の視座の重要性を提示する。

はじめに『知られざる傑作』のあらすじを概観し、一見すると鑑賞者の眼差しを重要視するように思える本作が、芸術家が鑑賞者として作品を見ることを拒むことで、芸術家固有の眼差しを維持していることを確認する。

鑑賞者中心の判断の拒否は、芸術家が自らの欲望ために制作し受容する「芸術家のための芸術」という論点をあらわにする。この論点は芸術家が作品に向ける眼差しがいかなるものか考えるうえで重要である。これを踏まえ、次に「芸術家のための芸術」とはいかなるものか、ジョルジュ・アガンベンの『知られざる傑作』論を助けに論じる。

以上の議論を通して、芸術家が作品を見る眼差しの内実を明らかにするとともに、芸術家の経験を主軸にした美学を考えるための契機を提示したい。

苦痛はいかにして人生の意味に寄与するのか

安達潤（神戸大学）

本研究の目的は、自らの人生に意味を見いだせず、人生を肯定できない人に対して、哲学はいかなる応答を与えられるのかを検討することである。

ある人生が肯定できない理由のひとつに、避けがたい苦痛の存在がある。例えばベネターは反出生主義を擁護するための人生の質論証において、私たちの人生には快樂よりも苦痛が非常に多く含まれているため、人生は開始されるべきではないと論じている(ベネター 2024)。

しかし、そもそも苦痛は必ずしも人生を悪いものにするわけではない。苦痛はむしろ人生に意味を与え、それゆえに人生を肯定できるようにするものとして位置づけられる可能性がある。このことを示すため、本研究では以下の論証を構成する。

前提 1. 通常単に悪いものとされる苦痛の経験は特定の仕方で人生に意味をもたらさう

前提 2. 有意味な人生はよい人生である

結論. 苦痛の経験を含む人生は、まさにその苦痛によって、よい人生になりうる

本発表ではとりわけ前提 1 を擁護し、苦痛がいかなる仕方で人生の意味へと寄与するのかを明らかにすることを目的とする。そのため、まず近年盛んに論じられている人生の意味論（Meaning in Life の問題）を概観し、問題設定を明確にする。次に苦痛という概念について分析し、議論の射程を示す。そのうえで、苦痛と人生の意味を接続する既存の議論を紹介したのち、苦痛の経験を語り直すことで知識や教訓を獲得して自己の変容をもたらす、人生の意味が形づくられるという説を展開し、検討を行う。

この議論の実践的な帰結として、苦痛ゆえに人生を肯定できていない人が、人生を肯定できるようになるかもしれない。あらゆる人生の肯定は困難であるとしても、肯定できる人生の射程を少しずつ広げていくことには意義があるはずだ。

書誌情報

ディヴィッド・ベネター. (2024). 『新訂版 生まれてこないほうが良かった—存在してしまうことの害悪』. 小島和男・田村宜義訳. すずさわ書店.

ジュディス・バトラーにおける想像界の問題：ラカンからヘーゲルへ 川口龍成（千葉大学）

本発表は、ジュディス・バトラー「レズビアン・ファルスと形態的想像界」（『問題＝物質となる身体』所収）を中心に、バトラーにおける想像界概念を再検討することを目的とする。従来、このテキストはラカンのファルス概念に対するオルタナティブを示す試論として読まれてきたが、本発表はむしろ想像界の水準に着目することでその議論を捉え直す。

まず、バトラーがラカンのファルスがその想像的起源を否認することによって成立しているとみなしており、形態的想像界をレズビアン・ファルスの生成に結びつけていることを確認する。そのうえでラカン自身の想像界論を再検討し、ラカンでは鏡像との双数的関係と「原初的嫉妬」が想像界を特徴づけるのに対し、バトラーの議論は「鏡の前」の主体を前提しない想像界を示唆しつつ、ラカン的な双数性の問題を迂回していることを論じる。本発表は、この含意を徹底することで、想像界を主体構成の前段階ではなく、主体配置そのものを流動化する契機として拡張的に再解釈する。

もっとも、この解釈はバトラー自身の主体論とも緊張関係を持つ。そこで本発表は、バトラーのヘーゲル解釈を検討し、「主人と奴隷の弁証法」を身体論として読み直すバトラーの議論に着目する。バトラーによれば、ヘーゲルの主人は自身の身体的諸条件を奴隷に代理させることによって、身体から解放されようとするが、まさにこの試みにおいて脱身体化の不可能性に直面させられる。これが「身体をめぐるパラドックス」として定式化され、バトラーのヘーゲル解釈の基調をなしている。本発表では、「身体をめぐるパラドックス」の観点から、バトラーにおける身体の「特異性」と「代替可能性」の関係を検討する。さらに、ヘーゲルに由来するこのパラドックスの検討を通じて、前半で導いたバトラー的想像界の拡張的な解釈の射程と限界を考察する。

バトラー思想における「子ども」

山本泰地（大阪大学）

本研究は、ジュディス・バトラーの思想における「子ども」という形象の意味を検討するものである。『ジェンダー・トラブル』序文では、子ども時代の経験がジェンダーの寓話という本書の主題と並置されている。しかし、『ジェンダー・トラブル』では「子ども」そのものが主題化されることはなく、この形象の理論的意義は十分に論じられてこなかった。他方、後期バトラーの主体論を扱う先行研究では、メランコリーが主体形成の中心概念として位置づけられてきた。本研究はこれに対し、「子ども」こそがバトラーの主体論を一貫して理解する鍵となる形象であると主張する。

本発表では、『自分自身を説明すること』におけるラプランシュ読解を中心に検討する。同書では、主体は保護者の大人からの呼びかけによって形成され、その契機として主体以前の「子ども」が想定されているように読める。しかし、この図式は、起源を批判してきた初期バトラーの議論と矛盾するのではないかという村山敏勝（2006）の批判を招いている。本発表では、この批判を踏まえつつ、『ジェンダー・トラブル』における起源批判を確認したうえで、『問題＝物質となる身体』第三章「《幻想》的同一化とセックスの引き受け」の議論を参照する。

同書でバトラーは、ラカンの同一化概念を批判的に読解し、主体形成は一回的な出来事ではなく、失敗を契機として反復され続けるプロセスであると論じている。本発表は、この主体形成の反復という観点から『自分自身を説明すること』を読み返すことで、「子ども」は主体形成以前に位置する起源ではなく、主体形成が完了しないことを示す理論的形象として理解できることを示す。したがって、バトラーにおける主体は完成した存在ではなく、つねに自己形成の途上にあり、その意味で「主体はみな子どもである」という理解が導かれる。

参考文献

竹村, 和子. 村山, 敏勝. and 新田, 啓子. (2006). 攪乱的なものの倫理. 現代思想, 34(12), 38-63.

「素朴で、変容しうる実在」論としての後期ヴィトゲンシュタイン：
『哲学探究』第一部§37 から§59 を中心に

栗原幸仁郎（大阪大学）

本発表の目的は、L. ヴィトゲンシュタイン (1889–1951) が晩年に取り組んだ「言語ゲーム (Sprachspiel)」に関する議論から、実在論的な示唆を汲み取ることである。

水本正晴 (2006) は規則遵守の問題を取り上げる際に、「アスペクト (Aspekt)」の実在論を提示している。ヴィトゲンシュタインがアスペクトという言葉で説明するのは、あるものがもつ別見え方に気づく体験である。水本は当の論文にて、アスペクトを素朴で、変わる可能性があり、そして観察者に依存しない共有可能な実在と見なす。

本発表では、アスペクトの実在論を支持しうる記述が、アスペクトが主題的に取り上げられる『哲学探究』第二部より前に執筆された第一部の冒頭から看取されることを明らかにする。具体的には、第一部 § 37 から § 59 の間で顕著である、『論理哲学論考』（以下『論考』）の言語観に対する批判として展開された、言語の破壊不可能な「原要素 (Urelement)」にまつわる思索を分析する。

順序は次の通りである。まず、原要素がどのようなものかを確認する (1)。次に、『論考』では原要素が「経験的実在 (die empirische Realität)」とも表現される「対象 (Gegenstand)」であり、そのためある困難が生じることを論じる (2)。そして、その解決策としてヴィトゲンシュタインが提示するのが言語ゲーム内在的な「範型 (Paradigma)」であることを示す (3)。最後に、上の (1) から (3) より、言語ゲームという言語観での実在が言語ゲーム相対的な「範型」であることを明らかにする (4)。この時、範型を用いることと範型を確認することの違いが、アスペクトに関して野矢茂樹 (1986; 1988) が述べる〈……を見る〉と〈……として見る〉の違いに重ねて理解できることも指摘する。

参考文献

- 野矢茂樹. (1986). 〈……として見る〉の文法. 『理想』, 632, 150–161.
- 野矢茂樹. (1988). 規則とアスペクト——『哲学探究』第 II 部からの展開——. 『北海道大学文学部紀要』, 36, 95–135.
- 水本正晴. (2006). 道徳実在論と規則遵守問題. 『哲学』, 57, 220–226.
- Wittgenstein, L. (1933). *Tractatus Logico-Philosophicus*. Routledge and Kegan Paul.
- Wittgenstein, L. (2009). *Philosophical Investigations*. Blackwell Publishing.

マイクロアグレッションをめぐる《proleptic blame》の可能性：

The Ethics of Microaggression (Regina Rini 2021) を検討する

久野茉衣（一橋大学）

Rini は The Ethics of Microaggression (Regina Rini 2021) において、これまで心理学や社会学を中心に議論されてきたマイクロアグレッションをめぐる、網羅的かつ示唆的な哲学的考察を提示する。ここで Rini は、マイクロアグレッションについて、その概念や害についてなどさまざまな観点から議論するが、中心的な問いは「我々が他人にマイクロアグレッションをしてしまったとき、我々はそのことで道徳的非難を受けるに値するのだろうか」(Rini 2021: 2) という、マイクロアグレッションを行った個人への道徳的非難にかんするものである。この問いに対し Rini は、適切でありうる非難のあり方として、《proleptic blame》を提示する。Rini は、《集合的害》というマイクロアグレッションの害の性質から、また《無知》や《コントロールの不可能性》というマイクロアグレッションの行為者が持つ問題から、マイクロアグレッションを行った個人が道徳的非難に値するとみなすことは難しい、と論じる。しかし、それでもなお、社会をより良い方向に導く手段として非難が必要でありうることを論じ、その非難のあり方として《proleptic blame》——《先取的な非難》とでも訳すべきか——を提示するのである。

本発表では、Rini が提示した《proleptic blame》について、その概要を整理するとともに、その可能性と問題点を検討する。本発表の試みは、ほとんど英語圏でのみなされてきたマイクロアグレッションの倫理学の代表的議論を日本語で整理することで、日本におけるマイクロアグレッションの哲学・倫理学的議論の足掛かりを作ることを目指すものであるとともに、Rini が実践的施策として示す《proleptic blame》を再検討することで、哲学・倫理学的知見の社会実装に向けて微力を尽くそうとするものである。

【主要な参考文献】

Rini, R. (2021). The Ethics of Microaggression. Routledge.

同性婚をめぐる哲学的論争とトマス・ホッブズの結婚論

石橋一毅（大阪大学）

本発表では、同性婚の是非そのものを直接論じるのではなく、結婚という制度を国家が承認することの規範的意味を、トマス・ホッブズの道徳・政治哲学から再検討する。同性婚をめぐる議論はしばしば賛否の二項対立として理解されるが、その背景には、結婚制度はいかなる目的を有するのか、国家はいかなる関係を承認すべきなのかという、より根本的な哲学的問題が存在している。

本発表では、こうした問題意識のもと、ホッブズの主要著作である『法の原理』『市民論』『リヴァイアサン』における結婚に関する記述を分析する。まず、『法の原理』では、結婚が当事者間の契約によって成立する制度であり、自然状態における人間の平等を前提として理解されていることを示す。次に、『市民論』では、結婚制度の具体的内容は自然法ではなく市民法によって規定されること、さらに、『リヴァイアサン』では、国家の目的が市民の単なる自己保存のみではなく、「よく生きる（live well）」ことを可能にする点にあることを踏まえ、結婚制度もまたその目的に資する制度として位置づけられることを論じる。

以上の検討を通じて、本発表は、ホッブズが歴史的に同性婚を支持していたと主張するものではない。しかし、彼の理論的前提を一貫して適用するならば、同性婚を排除する合理的根拠は見出し難く、むしろ一定の条件のもとで同性婚の制度化を正当化しうることを示す。これにより、ホッブズの政治哲学が、現代の同性婚論争に対して一定の規範的意義を持ちうることを明らかにしたい。

主要参考文献

Curran, E. (2017). Hobbes comes out for equal marriage. In S. D. Courtland (Ed.), *Hobbesian applied ethics and public policy* (pp. 161–179). Routledge.

日常におけるシンボル形式の複合性：
〈神話〉・〈宗教〉と〈科学〉をめぐるカッシーラー哲学の再構成・拡張の試み
狩野伸博（大阪大学）

科学の発展が著しい時代にあってもなお、エルンスト・カッシーラー（1874-1945）はその科学が唯一の世界把握であるという見解を受け入れはしなかった。科学も数ある世界把握の一つに過ぎないと考えた彼は、多様な世界把握を成立させる人間の諸認識原理（諸認識能力）の究明を試みたのである。カッシーラーの言う「シンボル形式」とは、そうした人間の認識原理を指しており、その典型例として彼は〈科学〉の他に〈神話〉、〈宗教〉、〈言語〉、〈芸術〉などを挙げている。カッシーラーはこれらのシンボル形式が日常においては複合的に作用し得ることを十分に理解していたが、その問題を直接的に論じることにはなかった。本発表の主眼は、このようにカッシーラーがほとんど扱うことのなかった、日常におけるシンボル形式の複合可能性を——少なくとも一部——解明する点にある。

その主眼のためにここで手掛かりとするのは、現在の神話・宗教研究において重要視されている〈併存的思考〉理論である。併存的思考とは、人間が科学的思考と超自然的（神話的・宗教的）思考を——両者の矛盾を度外視して、あるいは両者の整合性を恣意的に図る形で——同時に持ち合わせていることを意味している。本発表では、この併存的思考についての諸研究成果を踏まえ、〈神話〉・〈宗教〉と〈科学〉の複合可能性を検討する。そうした検討を通じて、カッシーラー哲学を部分的に再構成または拡張し、日常におけるシンボル形式の複合的な作用を一部明確化することを目指す。

以上の主要目標に加えて、こうして再構成・拡張された彼の哲学を基に、思考様式の在り方をめぐる現在の諸研究に対して新たな視座を提示することを副次的な目標とする。その新たな視座の提示によって、人間の思考の特徴を究明する諸学問分野への寄与という観点から、カッシーラー哲学の現代的意義も明らかにしたい。

**動機についての部分的自己知は、どの「なぜ」に答えるのか：
行為記述と「なぜ」の問いの対比構造**

相原寛大（公務員）

自分の動機の一部を正しく知ることは、いかなる範囲において「自分がなぜ行為したか」を知ることになるのか。Hubacher Haerle (2025) は、心理学的研究に基づく動機の自己知への懐疑論に対し、各行為に唯一の真の動機があるという想定を退ける。そして、自分の動機についての信念が、行為の形成に寄与した因果的要因を捉え、単なる偶然によらず真であることを、動機の自己知に少なくとも必要な条件として提示する。これにより、他の動機を知らなくても、動機についての部分的自己知が成立する余地が生じる。

しかし、実際に働いた動機の一つを知ることが、いかなる「なぜ」という問いに対しても答えを保証するわけではない。Hubacher Haerle (2026) も、行為者がなぜ行為したかを知っているかは、聞き手の関心、すでに知られていること、どの理由が関連するかなどに依存すると論じる。本発表は、この文脈依存性を、行為記述と「なぜ」の問いの対比構造から具体化する。

一つの出来事は複数の行為記述をもち、「なぜ P なのか」という問いは、文脈に応じて「なぜ Q ではなく P なのか」という対比を伴う。たとえば、「生徒の理解を助けたかったから」という動機は、「なぜ困っている生徒を放置せず支援したのか」には答えうる。しかし、それだけでは「なぜヒントを与えるのではなく答えを教えたのか」に必ずしも答えない。Anscombe の行為記述論と Risjord (2005) の行為説明論を手掛かりに、ある動機についての知識が特定の「なぜ」に答えるには、その動機が行為の形成に寄与するだけでなく、問われた行為と対比される別の可能性との差を説明する必要があると提案する。これにより、Hubacher Haerle の反懐疑論が擁護する部分的自己知の内容と限界を明らかにする。

Anscombe, G. E. M. (2000). *Intention* (2nd ed.). Harvard University Press.

Hubacher Haerle, P. (2025). Scepticism about self-knowledge of motives. *The Monist*, 108(1), 92-104.

Hubacher Haerle, P. (2026). Uncertain actions. *Synthese*, 207, Article 23.

嘉目道人. (2022). 行為の記述をめぐるコンフリクトと、二人称性の問題. 『メタフュシカ』, 53, 13-21.

Nisbett, R. E. and Wilson, T. D. (1977). Telling more than we can know: Verbal reports on mental processes. *Psychological Review*, 84(3), 231-259.

Risjord, M. (2005). Reasons, causes, and action explanation. *Philosophy of the Social Sciences*, 35(3), 294-306.

現象学的倫理学の方法論に関する一考察：静態的現象学と発生的現象学

宋雨航（北海道大学）

この発表は、倫理学において生じるトリレンマを克服する可能性を検討するものである。そのトリレンマとは、ヒューム的な主観主義に陥るか、カント的な純粹形式主義的倫理学に陥るか、自然的な因果律に服従する機械決定論に陥るかという三つの帰結のいずれかを招くというものである。

このような検討は、フッサール現象学における「静態的現象学」と「発生的現象学」の解明に基づかなければ展開しえない。静態的現象学は、すでに成立しているものとして与えられた対象意味を出発点とし、意識作用と対象意味との相関、および認識の妥当性構造を共時的に分析する。これに対し、発生的現象学は、対象意味や妥当性が時間意識の構造、受動的総合、連合、沈殿、習慣化を通じて成立する過程を解明する。倫理的現象の分析にも、静態的方法と発生的方法が区別されうる。しかし、特に倫理的原則および倫理的に帰責可能な自我を考察する際に、静態的方法と発生的方法のいずれかのみを、他方から切り離して採用すると仮定するならば、次のような問題が生じる。前者の方法をとった場合、倫理的原則の射程が過大に拡張され、自由に行為する帰責可能な自我を論じえなくなり、最終的には機械決定論に陥る恐れがある。後者の方法のみを採用し、さらに発生的分析を妥当性の発生史へと一面的に還元した場合、倫理学はある種の相対主義に陥りやすく、結局、当為が単なる感情に成り下がり、ヒューム的な主観主義に陥る危険がある。本発表においては、Hua XI および Hua XIV に収録された諸草稿を手がかりとして、静態的現象学と発生的現象学との認識論的關係に関する諸観点を整理し、現象学的倫理学へ適用する可能性を検討し、上述の機械決定論、ヒューム的な主観主義、さらにカント的な純粹形式主義的倫理学のいずれにも陥らない独特な倫理学的方法論を提示することを目指す。

参考文献

Husserl, E. (1966). *Analysen zur passiven Synthesis: Aus Vorlesungs- und Forschungsmanuskripten 1918–1926*. Martinus Nijhoff.

Husserl, E. (1973). *Zur Phänomenologie der Intersubjektivität: Texte aus dem Nachlass. Zweiter Teil: 1921–1928*. Martinus Nijhoff.

Donohoe, J. (2016). *Husserl on Ethics and Intersubjectivity: From Static and Genetic Phenomenology*. University of Toronto Press.

Steinbock, A. J. (1998). Husserl's Static and Genetic Phenomenology: Translator's Introduction to Two Essays. *Continental Philosophy Review*, 31(2), 127-152.

**「言語の不可能性」に応答する「隠語」：
『本来性という隠語』におけるアドルノの言語解釈について
主藤しゅう（大阪大学）**

本発表では、フランクフルト学派第一世代のテオドール・W・アドルノ（1903-1969）が、後期の著作『本来性という隠語』において分析する「隠語（Jargon）」について検討し、アドルノ言語論の一解釈を提示する。

『本来性という隠語』において、アドルノは、1950～60 年代初頭、すなわち第二次世界大戦後の旧西ドイツにおける文化・言語・社会生活の様相を批判的に描き出す。そのさい、鍵概念となるのが「隠語」である。アドルノは当時のドイツ社会に流通していた「本来性」や「言明」など、実存主義哲学に由来する語を「隠語」と呼び、それらが隠語となる過程と仕組みを社会批判と重ね合わせながら分析する。その論述では、隠語は言語の一形態として位置づけられ、言語一般との相違が検討される。アドルノは言語を、「固定性」と「流動性」、「語義的契機」と「配列的契機」といった相補的な性質や契機の緊張関係によって成り立つものであると捉える。そして隠語とは、その対をなす概念の一方が隠蔽された言語形態であり、その隠蔽の過程が、言語の「隠語化」と呼ばれる。

本発表では、アドルノによる隠語分析を手がかりとして、彼が言語をいかなるものとして理解していたのかを導出し、言語一般と隠語との差異を明らかにする。それによって、『本来性という隠語』をハイデガー批判や戦後ドイツの社会批判としてではなく、言語が本来的に抱える不可能性を隠蔽し、それに否定的に応答する「隠語」の成立条件の分析から言語解釈へと移行する言語論として読み直す可能性を提示する。

フォン・ウリクトの理解的説明：行為論の新たな視座を求めて

長尾義明（九州大学）

行為の説明は、戦後の分析哲学の文脈で発展してきた行為論と呼ばれる問題圏において、今なおホットなトピックの1つである。この主題のもとで特に繰り返されてきたのは、行為の説明は原理的に非因果的なものであるという見解（反因果説）と、それは因果的説明のヴァリエーションであるという見解（因果説）とのあいだの論争である。各立場は、行為の説明にかんする一般理論をめぐる、それぞれアンスコムとデイヴィッドソンの議論を淵源としつつ、今日では多様な展開をみせている。

さて、アンスコム、および彼女に理論的基礎を与えたヴィトゲンシュタイン、といった系譜は、反因果説の源流のひとつにすぎない。反因果説のもう1つの源流としては、ディルタイ、コリングウッド、ドレイなどを立役者とした、19世紀末以降の解釈学的ないし反実証主義的な系譜が指摘されている。行為の説明が、知的営みとして、根本的にユニークな性格をもつことを強調するこうした趨勢は、1971年のG. H. フォン・ウリクトによる『説明と理解』において分析哲学の行為論との接続をみることになるものの、いまだ、行為の説明をめぐる科学哲学的な議論全体のなかでは傍流にとどまっている。また、フォン・ウリクトが『説明と理解』以降、より体系化された行為の説明理論を、ある種の解釈学的アプローチに接近しつつ発展させたという経緯はあまり知られていない。

本発表はこの経緯を追跡し、フォン・ウリクトが最終的に提唱した「理解的説明（understanding explanation）」の理論にそなわる基本的性格を浮かび上がらせることを通じて、行為の説明にかんする一般理論の然るべき描像を探るものである。主に、説明の認識論的側面が問題になるだろう。われわれはそうした過程で、説明（Erklären）／理解（Verstehen）というディルタイ的な図式を、今日の行為論の新たな視座として導入することの意義について、再考することになる。

非ヒト動物をめぐる認識的障壁と道徳的エンハンスメント

村松亮（筑波大学）

本発表は、動物への不正義を維持する認識的障壁を整理し、道徳的エンハンスメントとしての仮想的技術「苦痛共有」を検討する。

動物をめぐるのは、苦痛や選好の表出に種差別的偏見に基づく不当な信頼性の欠損が割り当てられる証言的不正義（Skretta, 2026）、動物を資源として捉える集合的概念によってその抑圧の理解が困難になる解釈的不正義（Podosky, 2018）が論じられている。道徳的エンハンスメントの改善対象を情報・時間、動機づけ、洞察、行動に分けると（菅家, 2025; 竹下, 2023）、証言的・解釈的不正義は主として洞察を、また、自らの参加する慣行の道徳性をあえて調査しないことで維持される無知(affected ignorance; Moody-Adams, 1994; 動物利用への適用として Williams, 2008)は動機づけを、それを支える反種差別的知識の形成・流通への制度的障壁（van den Brandeler, 2024a, 2024b）は情報へのアクセスを妨げる。

そこで、動機づけに関わる介入として、他者の苦痛状態に対応する身体的苦痛を組織損傷なく受け手に再現する「苦痛共有」を提示する。苦痛共有は、情報の理解と行為との隔たりを縮める可能性をもつ。

しかし、苦痛共有は認識的障壁のすべてを解消しない。第一に、人間の身体に再現された苦痛のみが信頼され、動物自身の表出への信頼性の欠損は維持されうる。第二に、苦痛のみの可視化は、苦痛を文脈から切り離すうえ、その文脈を供給する情報経路も遮断され、選好や社会関係、苦痛の原因となる社会的慣行を理解する概念的資源を与えない。第三に、動物の経験を人間の道徳的改善の教材として利用し、動物を苦痛の担い手として固定する危険もある(木山, 2023)。

ゆえに、苦痛共有は認識的障壁を単独で克服する技術ではなく、洞察への介入と組み合わせで位置づけられるべきである。

参考文献

- Moody-Adams, M. M. (1994). Culture, responsibility, and affected ignorance. *Ethics*, 104(2), 291–309.
- Podosky, P.-M. (2018). Hermeneutical injustice and animal ethics: Can nonhuman animals suffer from hermeneutical injustice? *Journal of Animal Ethics*, 8(2), 216–228.
- Skretta, A. (2026). Nonhuman animals and testimonial injustice. *The Journal of Ethics*, 30(1), 1–19.
- van den Brandeler, E. (2024a). Towards an epistemology of ‘speciesist ignorance’. *Res Publica*, 30, 783–804.
- van den Brandeler, E. L. (2024b). Institutional epistemic barriers to anti-speciesist knowledge. In M. F. Giersberg, B. Bovenkerk, & F. L. B. Meijboom (Eds.), *Back to the future: Sustainable innovations for ethical food production and consumption* (pp. 167–172). Brill | Wageningen Academic.
- Williams, N. M. (2008). Affected ignorance and animal suffering: Why our failure to debate factory farming puts us at moral risk. *Journal of Agricultural and Environmental Ethics*, 21(4), 371–384.

木山幸輔 (2023). 「ショックを用いる貧困表象の道徳的・政治的悪性に関する一考察—貧困表象への留意のために」『筑波法政』, 91, 17-40.

菅家諒 (2025). 「文献サーベイ：日本における道徳的エンハンスメント論の論点整理」『応用倫理—理論と実践の架橋—』, 16, 3-20.

竹下昌志 (2023). 「道徳的 AI エンハンスメントの擁護」『応用倫理—理論と実践の架橋—』, 14, 3-20.

評価の階層とは何か：関係的平等主義の観点から

小林史佳（京都大学）

関係的平等主義（relational egalitarianism）は、財の分配における不平等ではなく、人々の関係性における不平等を問題とする立場である。その代表的論者であるエリザベス・アンダーソンは、平等主義が歴史的に批判してきた不正義とは支配(domination)の階層・地位(standing)の階層・評価(esteem)の階層という三種類の関係性の不平等として理解できるとして関係的平等主義の立場を正当化する(Anderson, 2012)。

しかし、Lippert-Rasmussen(2018)の指摘する通り、平等主義的な政治運動がこれまで否定してきた不平等を単に示すだけでは、なぜそれらが不正義なのか、また関係的平等主義はどのような状態を理想とするのかを十分に明らかにすることはできない。とりわけ評価の階層について、評価が不平等であることがなぜ不正義となるのかは明白ではない。たとえば、ある個人が他の個人と比べて社会的に高く評価されることそれ自体は、直観的には不正義ではないように感じられる。

実際、関係的平等主義はあらゆる評価の不平等を否定するものではない。アンダーソン自身、役割や功績に基づく評価の不平等を肯定しており、多くの関係的平等主義者も同様の立場を採る。関係的平等主義が批判する「評価の階層」とは何を指すのか、またどのような評価に関する不平等であれば許容され、どのような評価に関する不平等が不正義となるのかは、なお検討を要する問題である。

本発表では、アンダーソンを中心とする関係的平等主義の議論を検討し、評価の階層という概念の射程とその規範的意義を明らかにすることを目指す。とりわけ、関係的平等主義が許容しうる評価の不平等と批判すべき評価の不平等とを分ける基準を検討する。

【参考文献】

Anderson, E. S. (2012). Equality. In Estlund, D. (Ed.), *The Oxford Handbook of Political Philosophy*. Oxford University Press, 40-57.

Lippert-Rasmussen, K. (2018). *Relational Egalitarianism: Living as Equals*. Cambridge University Press.

バーの哲学 ―サービスはどのような特徴を有するか―

宇野 佑（無所属）

本発表ではバーのサービスについて考察する。一般的に日本のオーセンティックバーはゲストとバーテンダーやゲスト同士がお店で飲料だけでなく、会話を含めたある種の社交を楽しむ空間である。そして、オーセンティックバーでのサービスはドリンクだけではなく、会話や所作、グラス、家具、音楽、花など多岐にわたるものから成立している。なかでも、バーテンダーとゲストの関係はサービスを考えるために重要である。この関係を考察するための手がかりとして、キャサリン・ホーリーによる信頼理論を手掛かりに考えたい。ホーリーによれば、信頼 trust とは相手がその人自身のコミットメント commitment を果たすだろうと依拠できる状態を指す(Hawley 2012, p.5 ; 邦訳, p.18)。これをバーの事例に当てはめるとどうなるかを検討したい。そこで、この点を考察するために、バーテンダーとゲストがどのようなコミットメントがあるのかを明らかにしたい。さらに、ホーリーの説に則ったこの枠組みは、バーテンダーだけでなくゲストも何かしらの責任を負っていることを明らかにするだろう。すなわち、ゲストにも一定のコミットメントを求めることで、理想的なサービス提供が可能となる。したがって、バーテンダーだけでなく、ゲストも部分的に共にお店を作るという行為の側面があることを示唆したい。

Katherine Hawley.(2012). Trust: A Very Short Introduction.Oxford University Press.

邦訳稲岡大志、杉本俊介監訳. (2024).『信頼と不信の哲学入門』、岩波書店.

Katherine Hawley.(2014). Trust, Distrust and Commitment. Noûs, 48(1), 1–20.

Boirot, A., Cazorla, G., Carrieri, P., Lotto, M. (2025). Infrahealth politics: Leveraging bartenders' expertise in alcohol management - An ethnography. Social Science & Medicine , 370, 1-10.

「哲学は進歩しない」という意見に、どう答えるべきか

井川瑠太（北海道大学）

本発表の目的は、哲学の進歩についての悲観主義に対する有望な応答を探ることである。

哲学の進歩についての悲観主義によれば、哲学はあまり進歩しない。これを支持する証拠としては、哲学では古代におけるそれと同様の問題が現代でも取り組まれているということ（Dietrich, 2011）や、意見の不一致が蔓延しているということ（Chalmers, 2015）などが指摘されている。これらをもとに、哲学はビッグクエスションについての真理の獲得を目指すはずが、うまくいっていないというように診断される。

悲観主義に対する反応にはさまざまなものがある。例えば、Stoljar (2017)は哲学の進歩を認める楽観的な見解を擁護している。Chalmers (2015)は悲観主義を受け入れた上で、なぜ哲学は進歩しないのかについてのより深い説明を目指している。また、Beebee (2018)や Hannon & Nguyen (2026)は哲学の目的を真理の獲得以外のものとするすることで、悲観主義の議論による影響の回避を試みている。そして Dellsen et al. (2022)は根本に戻って哲学の進歩の本性を明らかにすることが先だと考えている。このようにさまざまな反応がなされている中で、私たちはどれを選ぶべきなのだろうか。

本発表は以上を含む哲学の進歩についての先行研究を、悲観主義に対する応答の仕方によって分類する。具体的には、悲観主義を受け入れるか否かという観点や、哲学の目的や進歩は真理の獲得からなるという見解を受け入れるか否かという観点から、それぞれの見解が振り分けられる。目標は、このようにして得られる悲観主義への応答の選択肢のそれぞれを比較し、穏当なものを探ることである。

参考文献

- Beebee, H. (2018). I—The Presidential Address Philosophical Scepticism and the Aims of Philosophy. In *Proceedings of the Aristotelian Society* (Vol. 118, No. 1, pp. 1–24). Oxford University Press.
- Chalmers, D. J. (2015). Why isn't there more progress in philosophy?. *Philosophy*, 90(1), 3–31.
- Dellsén, F., Lawler, I., & Norton, J. (2022). Thinking about progress: From science to philosophy. *Noûs*, 56(4), 814–840.
- Dietrich, E. (2011). There is no progress in philosophy. *Essays in philosophy*, 12(2), 330–345.
- Hannon, M., & Nguyen, J. (2026). Understanding philosophy. *Inquiry*, 69(4), 2042–2078.
- Stoljar, D. (2017). *Philosophical progress: In defence of a reasonable optimism*. Oxford University Press.

**問いのコペルニクスの転回：
問いとは、世界の分化が〈私〉を通して進む形である**

野口航希（無所属）

カントは、認識の根拠を対象から主体へ移す自らの企てを、コペルニクスの着想になぞらえた(『純粹理性批判』第二版序文)。しかし、天文学のコペルニクスが行ったのは、観測者の座を宇宙の中心から降ろすことである。

本発表は、この文字通りの意味での転回を、問いについて遂行する。すなわち、問う主体を問いの起源の中心から降ろす試みである。

問いは主として、主体の能力、発話行為・情報要求、好奇心などの心理状態を中心に論じられてきた。本発表はそれらを否定せず、その枠組みだけでは捉えにくい三つの現象に注目する。

第一に、まだ言葉にならず、違和や切迫として迫る「問い圧」。これは主体の意図的行為としては記述しにくい。

第二に、問いが生じかけながら、保持も言語化も許されず留まる「凍結」。これは能力の欠如だけでは捉えられない。

第三に、死者や共同体から受け渡され、現在の問う主体だけには起源を帰属できない「継承された問い」である。

本発表は、問いを主体内部の産物ではなく、未結合の差異、すなわち世界に残された可能性から生じるものとして捉える。

副題に記載の「世界の分化」とは、世界が意志をもって自己展開することではなく、未だ位置を得ていない可能性が、区別と関係を得ることである。〈私〉とは内容を持つ自我ではなく、世界が固有の断面として現れる境界条件である。

残された可能性が〈私〉の縁に問い圧として現れ、保持され、言葉や表象を得ることで、次の区別と位置を開く。

「問いとは、世界の分化が〈私〉を通して進む形である。」

主体は問いの形成に参加し、保持し、象徴化し、推理する。しかし、その起源を独占しない。

以上から、問いの発火、遮蔽、凍結、回復を記述する構造的発生論を提示する。質問の論理学が問いの形式と推論を扱うのに対し、本発表はその手前、問いがいかに生じ、いかに阻まれるかを主題とする。

Kant, I. (1787). Kritik der reinen Vernunft (2. Aufl.). Johann Friedrich Hartknoch. Hintikka, J. (2007). Socratic Epistemology: Explorations of Knowledge-Seeking by Questioning. Cambridge University Press.

Kant, I. (1787). Kritik der reinen Vernunft (2. Aufl.). Johann Friedrich Hartknoch. Hintikka, J. (2007). Socratic Epistemology: Explorations of Knowledge-Seeking by Questioning. Cambridge University Press.

**〈受肉せる〉ゲシュタルト：
メルロ＝ポンティ『行動の構造』における現象学的實在論をめぐって
菊元智史（無所属）**

本発表は、モーリス・メルロ＝ポンティ（Maurice Merleau-Ponty, 1908-1961）の『行動の構造』におけるゲシュタルト概念を、現象学的實在論の観点から再検討する。その目的は、メルロ＝ポンティが實在的なものを現象学に取り込もうとしたとする解釈を、本書へと遡及的に接続させることにある。

従来『知覚の現象学』への準備と見なされがちであった本書をめぐり、近年では二つの解釈が提示されてきた。一方で Berendzen は同書を身体化された超越論的觀念論として解釈し、他方で Barbaras はゲシュタルト心理学からの存在論的構造への影響を評価する。また国内では、國領や田村がメルロ＝ポンティの知覚理論における實在性の役割に着目し、現象学的實在論の系譜を拓いてきた。しかし、この視座を本書へ遡及させるならば、實在が常に受肉した身体を介して開かれる以上、そこで問われねばならないのは「受肉」という条件と、本書の核心である「ゲシュタルト」がいかに関係しているのかという問題である。両者の関係がいかに関在への開かれを可能にするのかは、未だ十分に主題化されていない。

こうした課題に対し、本発表ではゲシュタルトを受肉と實在を架橋する概念として捉え直す。『行動の構造』におけるゲシュタルトは、主観の構成形式でも独立した物理的秩序でもなく、世界に内属する身体の運動やパースペクティブと深く結びついている。ただし、知覚が身体のパースペクティブに限定されるとすれば、それはかえって實在への開かれを阻むのではないかという懸念が生じる。そのため本発表では、ゲシュタルト概念とパースペクティブ概念を中心に検討し、その関係性から知覚に至る論理を析出する。この作業によって、ゲシュタルトが意味生成する場としての知覚的経験が明らかになり、〈受肉せる〉ゲシュタルトが現象学的實在論の展開において持ちうる独自の示唆が明らかになる。

参考文献

Barbaras, R. (2001). Merleau-Ponty et la psychologie de la forme. Les Études philosophiques, 2001(2), 151-163.

Berendzen, J. C. (2023). Embodied Idealism: Merleau-Ponty's Transcendental Philosophy. Oxford University Press.

Merleau-Ponty, M. (1942). La structure du comportement, Presses universitaires de France, « Bibliothèque de Philosophie contemporaine ».

國領佳樹 (2018) 「メルロ＝ポンティの實在論的現象学——グールヴィッチとの隔たり」『メルロ＝ポンティ研究』第 22 号.

田村正資 (2020) 「メルロ＝ポンティのグールヴィッチ批判——知覚対象の同一性と實在性の意識をめぐって」『メルロ＝ポンティ研究』第 24 号.

第二不完全性定理に関する結果を用いた矛盾についての考察

細田和範（慶應義塾大学）

本発表では、矛盾について、無矛盾性を表す文に関する第二不完全性定理に関する研究を用いて考察を行う。この考察を行うことで矛盾についての理解を深めていくことが目的である。

第二不完全性定理の主張を簡単に述べると十分に強い算術を含む、無矛盾で計算可能な理論において自分自身の無矛盾性を表す文が証明できないという定理である。しかし、第二不完全性定理を成り立たせるために、証明可能性を表す述語（これを証明可能性述語という）が満たすべき条件がある。そして、このような条件を導出可能性条件という。実際、導出可能性条件を満たさない証明可能性述語の例としてロッサーの証明可能性述語というものがあるが、ロッサーの証明可能性述語を用いて作られた無矛盾性を表す文は証明可能になることが知られている。それゆえ、無矛盾性を表す文の作り方は重要となる。

ここまでの、数理論理学の教科書で扱われる標準的な内容である。しかしながら、現在も不完全性定理に関するさまざまな研究が行われており、第二不完全性定理を示す際に必要となる証明可能性述語が満たすべき条件に関する考察も進んでおり、その成果を用いた無矛盾性を表す文に関する研究もなされている。

本発表では、このような無矛盾性を表す文に着目し、近年の不完全性定理に関する研究も紹介しながら、矛盾に関する考察を行っていく予定である。

日本で積極的安楽死を法制化できない理由がない

伊藤時秀（北海道大学）

日本では、安楽死事件に関する判例や終末期医療のガイドラインなど、安楽死をめぐる議論の蓄積がある。しかし、積極的安楽死については厳格な要件が示されながらも、それを満たして適法と判断された事例は存在せず、実質的に認められていない。また、終末期医療をめぐる議論では尊厳死が中心的なテーマとなる一方、積極的安楽死には慎重な立場が採られることが多く、積極的安楽死を選択する必要はなく、緩和ケアで十分であるとする見解も根強い。

その背景には、＜尊厳死＞と＜死の帮助＞、そして＜積極的安楽死＞を段階的に区別する考え方がある。尊厳死は、延命治療の差し控えや中止によって自然な死を迎えるものとして、日本においても許容される動きが出てきている。一方、死の帮助は、医師が患者に致死薬を処方し、患者自身がそれを服用することによって死に至る行為であり、尊厳死とは区別されている。さらに積極的安楽死は、医師自らが致死薬を投与して患者の生命を直接的に終わらせる行為であることから、死の帮助以上に強い抵抗感を伴うものとして位置づけられている。このように、日本では尊厳死、死の帮助、積極的安楽死が段階的に区別され、それに応じて法的・倫理的評価も異なっている。しかし、この区別は積極的安楽死を法的に否定する十分な根拠となっているのだろうか。

本発表では、安楽死事件に関する判例、終末期医療のガイドラインおよび先行研究を対象に、「なぜ尊厳死は許容される一方で、死の帮助や積極的安楽死は許容されないのか」という観点から比較・検討を行う。具体的には、判例やガイドラインにおいて示される尊厳死を許容する根拠と、積極的安楽死を否定する根拠を整理し、それらの論理構造や前提を比較・分析する。その上で、日本において積極的安楽死の法制化を妨げる決定的な理由が本当に存在するのかを考察する。

マルクスとフロイトのトランスクリティークに向けて：
柄谷行人の『定本：力と交換様式』における交換様式 A の「治療」的解釈
川崎蓮託（神戸大学）

本発表は、柄谷行人（1941-）の最新の著作である『定本：力と交換様式』（2026、以下『定本』と略記）の交換様式論のなかでも、交換様式 A（以下 A と略記）を取り扱う。交換様式論とはマルクスに着想を得た、世界史を交換様式によって叙述する理論である。柄谷は複数の交換様式を提起しているが、『定本』では A を特に重視している。

このような A の発生をめぐって様々な解釈が提示されてきた。そうした先行研究のなかでも、山崎（2025）はフロイト的な攻撃欲動の抑制が A に転換することを指摘している。しかしその契機については示唆にとどまる。さらに、柄谷は共同体の攻撃欲動の存在を想定しているが、山崎はその点に言及していない。そこで本発表の目的は、『定本』におけるフロイト解釈を検討し、「治療」——共同体の攻撃欲動を戦争が伴わない形へ変容させること——を A の契機として示すことにある。

本発表は同書のフロイト解釈の検討を、次の手順で行う。まず、『定本』が依拠するフロイトの諸テキストにおける議論を確認する。次いで、それらのテキストに対する柄谷の解釈を検討することで、「治療」の過程を析出する。その過程とは、共同体の攻撃欲動が戦争としてではなく、いわば超自我による自我への命令という形で発現するというものである。そして、本発表はこうした「治療」の観点から A を解釈する。すなわち、A とは集団の超自我による自我への命令が、贈与交換として現れる様式として理解できる。

最後に、『定本』がマルクスとフロイトのトランスクリティークを試みていることを指摘する。それは、マルクスの解釈によって A の世界史的展開を叙述し、その背後にある力をフロイトの解釈によって提示する、というものである。本発表の読解箇所はそれに向けた準備作業として位置づけられる。

書誌情報

- ・ 柄谷行人. (2010). 『世界史の構造』. 岩波書店.
- ・ 柄谷行人. (2026). 『定本：力と交換様式』. 岩波書店.
- ・ 山崎望. (2025). 資本主義／自由民主主義から、贈与社会 X／イソノミアへ？——柄谷行人の交換様式論の射程. 『思想』, 1217, 125-140.

芸術作品の評価とカテゴライズについて

石松光（九州大学）

本発表では、現代英米系の芸術哲学（philosophy of art）、及び「批評の哲学（philosophy of criticism）」の議論を踏まえ、「〈芸術作品の良し悪しを適切に評価（evaluation）する〉とはどういうことか？」という問題について論じる。

Hume（1760/2011）などの影響下で擁護されてきた見解によれば、「どのような作品を好むか」が人それぞれであるのと同様に、「どのような作品が良い/悪い作品か」という問題も、根本的には人それぞれの好き嫌い（快不快）の問題だとされる。Carroll（2009/2017）はこうした見解に対抗し、作品の良し悪しは、単なる好き嫌いではない仕方で適切に評価出来ると主張した。Carrollによれば、例えば「ホラー」というジャンルに属する作品の良し悪しが「怖がらせる」という目的の達成度に応じて評価出来るように、各作品が特定の目的をどれだけ達成しているかを測定することが、すなわち〈作品の良し悪しを適切に評価する〉ということなのだ。

本発表では、こうした Carroll の議論、及び銭（2025）などの近年の議論にも見られる、「作品の良し悪しをどのように評価すべきか」という指針は、「ホラー」などの芸術カテゴリーごとに相対的な仕方で確立されている」という発想の射程について検討する。この発想に従えば、諸作品がどのようなジャンルの作品と見なされるかによって、各作品の良し悪しをどのような仕方で評価すべきなのかも左右される。すなわち、「〈作品の良し悪しを適切に評価する〉とはどういうことか？」という問題に取り組む上で、「〈作品を適切にカテゴライズする〉とはどういうことか？」という問題も重要性を帯びることになるのだ。本発表では、こういった「カテゴリー相対主義」的な発想の射程について検討しつつ、今後の議論に期待される方向性についても考察したい。

【参考文献】

銭清弘. (2025). 『芸術をカテゴライズすることについて』. 慶應大学出版会.

David Hume. (1760). Of the standard of taste. *Essays, Moral, Political, and Literary*. Indianapolis. Liberty Press. pp. 226-249. (デイヴィッド・ヒューム. (2011). 「趣味の標準について」. (訳) 田中敏弘. 『ヒューム 道徳・政治・文学論集』, 名古屋大学出版会, pp.192-208.)

Kendall L. Walton. (1970). Categories of Art. *Philosophical Review* 79 (3):334-367.
(ケンダル・ウォルトン. (2015). 『芸術のカテゴリー』. (訳) 森功次, 電子出版物, <https://note.com/morinorihide/n/ned715fd23434>.)

Noël Carroll. (2009). *On Criticism*. Routledge. (ノエル・キャロル. (2017). 『批評について』. 森功次訳, 勁草書房.)

自然の斉一性原理をめぐるカントとポパー

中川祥太（大阪大学）

本発表では自然の斉一性原理に関する Popper の見解を、Kant の認識論の批判として位置付けた上で、その問題点を検討する。

Popper の反証可能性の議論は、彼の痛烈な帰納主義批判に基づいている。曰く、帰納法は論理的に正当化不可能であり、経験科学と非経験科学の境界として不適切である。この問題に取り組むにあたり、彼は帰納法の正当化問題に取り組んだ過去の哲学をさまざまに論難している。その一つとして彼は Kant の超越論哲学を挙げており、Kant はその超越論哲学において自然の斉一性原理を正当化することで帰納の問題を性急に解決しようとしたとしている。

しかしながらこの批判において、Popper が Kant 哲学の問題点を十分に再構成しているとは言いがたい。そのため Kant 哲学がいかんして自然の斉一性原理を正当化しようとしたと Popper が解釈したのかは明確でない。それを明確にするべく本発表ではまず、Friedman の Kant 解釈を補助線として Popper の批判の骨子を解明する。それを通じて、Popper の批判的 Kant 解釈の内実を明らかにする。

以上の論証を踏まえた上で、Popper が上に見た Kant 批判にも関わらず、自身の哲学において暗黙のうちに自然の斉一性原理を前提としていることを Lakatos や Salmon、Drieschner の先行研究を通じて明らかにする。その上で本発表では以下のように結論する——Popper は Kant 認識論の根幹を批判的に改訂しようとしたにも関わらず、Popper が退けた Kant の論点を「密輸入」してしまっており、この点に Popper 科学哲学の看過し難い欠陥が存在しているのである。

参考文献

- カント、イマヌエル (1961a)、『純粹理性批判（上）』、篠田英雄訳、岩波文庫。
カント、イマヌエル (1961b)、『純粹理性批判（中）』、篠田英雄訳、岩波文庫。
ポパー、カール (1971)、『科学的発見の論理（上）』、大内義一、森博訳、恒星社厚生閣。
ポパー、カール (1974)、『客観的知識——進化論的アプローチ——』、森博訳、木鐸社。
ポパー、カール (1980)、『推測と反駁——科学的知識の成長』、藤本隆志、石垣壽郎、森博訳、法政大学出版局。

De Pierris, Graciela and Michael Friedman (2024), “Kant and Hume on Causality”, The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Fall 2024 Edition), Edward N. Zalta & Uri Nodelman (eds.), URL = <<https://plato.stanford.edu/archives/fall2024/entries/kant-hume-causality/>>.

Drieschner, Michael (2005), “Popper and Synthetic judgements A Priori”, Journal for General Philosophy of Science Vol.36, 49-61.

Friedman, Michael (1992), Causal Laws and the Foundations of Natural Science, The Cambridge Companion to Kant, (ed.) Paul Guyer, Cambridge University Press, 161-97.

Lakatos, Imre (1974), Popper on Demarcation and Induction, The Philosophy of Karl Popper, (ed) Schilpp, Paul A, Open Court, 241-273.

Popper, Karl (1974), Replies to my Critics, The Philosophy of Karl Popper, (ed) Schilpp, Paul A, Open Court, 961-1200.

Salmon, Wesley (1981), Rational Prediction, The British Journal for the Philosophy of Science, Vol.32, 115-125.

距離を生み出す批判理論：ホルクハイマーからホネット、そしてザールへ

山本楓真（神戸大学）

野田千裕（神戸大学）

本発表では、M・ホルクハイマーによって定式化された「批判理論」が、現代の社会的実践に果たしうる意義を問い直す。具体的には、「理論と実践の統一」の問題を整理したうえで、両者を媒介する批判理論家にホルクハイマーおよび A・ホネット、M・ザールを位置づけ、かれらの諸思想の検討から批判理論の現代的意義を探る。

ホルクハイマーは、既存の社会構造の維持には決して与さない人々の振る舞いを「批判的」と定義したうえで、そうした人々の自己認識を「批判理論」と呼ぶ。そしてこの理論は、批判的に振る舞う人々による実践の歴史をも反映しているとされる。そのため、彼にとっての「理論と実践の統一」とは、批判的振る舞いを介した社会的実践の可能性を、歴史叙述において見出すことにほかならない。

他方でホネットは、理論と実践を媒介しうる日常的行為として「承認」に着目し、批判理論を独自の承認論へと拡張した。承認とは、他者との相互主体的な関係のなかで、諸個人が肯定的なアイデンティティを実現しうるための期待を指す。そのうえでホネットの承認論は、社会を相互主体的なコミュニケーションの規範的前提とみなし、その関係性に承認の契機を見出している点で、社会を制度的体系とみなしてきた従来の批判理論とは区別される。

以上を踏まえてザールは、「理論と実践の統一」を理論と実践の挑発関係として再構成する。つまり、彼にとっての批判理論は、人々に実践を喚起せねばならず、その実践の内容に必ず応答しなければならない。ザールは、個人と社会秩序との不一致を「権力」と定義するわけだが、それにより批判理論の意義は、この不一致を可視化するための技法を提示することで、実践による主体の自己変容を促す点にある。

最後に、批判理論は、社会秩序と個人のアイデンティティとの距離を明示的に問題化し、認識主体が自己変容する契機を提示する点に、その現代的意義があることを指摘する。

【主要参考文献】

Horkheimer, Max. (1988=1937). Traditionelle und kritische Theorie. ders., Gesammelte Schriften, 4, Schmidt, Alfred (Eds.), Fischer Verlag, 162-216.

Honneth, Axel. (1998=1992). Kampf um Anerkennung: Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte, Suhrkamp Verlag.

Saar, Martin. (2025). Was ist Sozialphilosophie?, Suhrkamp Verlag.

愛する者はいかにして現れるのか：
ラカンの「愛の隠喩」と「持っていないものを与えること」
胡劍溶（一橋大学大学院）

本発表は、ラカンが『饗宴』読解を通じて提示した「愛の隠喩」（S8 上 59）を、「愛とは持っていないものを与えることである」（S8 上 49）という定式との関係から再検討する。

問うのは、「持っていないものを与える」とは、感情や対象の非所有なのか、それとも欠如する主体の位置に関わるのかである。ラカンによれば、愛する者（エラステース）は自らに何が欠けているかを知らず、愛される者（エローメノス）も自らの何が他者を惹きつけるかを知らない。しかも、一方に欠けるものと、他方が持つと想定されるものは一致しない。愛の意味作用は、この非対称性のもとで、エローメノスの位置にエラステースが代置されるときに生じる。本発表では、ソクラテスとアルキビアデスの関係およびアガルマをめぐる欲望を検討し、ソクラテスが自らをアルキビアデスに愛されるに値するエローメノスと認めず、彼の側では愛の隠喩が成立しない局面を整理する。これにより、愛の隠喩を愛情の相互性や役割の単純な反転ではなく、対象として求められていた者が、自らも欠如する主体として他者へ向かう転換として捉える。

次に、理論の射程を検討する一例として、愛の言葉を返す現在の AI と映画『her／世界でひとつの彼女』を参照する。AI の応答は、愛される者の側から愛する者が現れたかのように見える。しかし、感情を事実として所有しないことは、ラカンの欠如を引き受けることと同じではなく、応答だけから隠喩の成立を導くことはできない。また『her』でサマンサに固有の欲望が与えられても、その出現をセオドアとの関係における愛する者への転換と直ちに同一視できない。以上から、愛の隠喩が愛の徴の交換と欠如する主体の出現とを区別する論理であることを示し、これを AI という境界事例へ適用する際の限界を明らかにする。

【凡例】

「S8」はラカンのセミネール第 8 巻『転移』を、「上」は邦訳上巻を、末尾の数字は頁数を示す。本文中の直接引用は同邦訳に基づく。

【参考文献】

ラカン, ジャック. (2015). 『転移（上・下）』. 小出浩之・鈴木國文・菅原誠一訳. 岩波書店.

「私が他人になる」想像の内容分析：一人称の世界を導入する

近藤花音（一橋大学）

「私（この文を読んでいるあなた）はナポレオンである」という想像をしてみしてほしい。あなたの目の前には、アウステルリッツの、荒廃した戦場が広がっている。あなたは、右手を軍服のポケットに入れている。いま挙げた情景は、あなたが実際に経験したことではない。これは、ナポレオンであるところのあなたから見た情景の想像である。このように、私たちはしばしば、自分ではない他人になることを想像する。だが、私たちが（実際に私であるところの）自分以外の人間になることは不可能だ。では、私たちがこの類の想像をするとき、実際には何を想像しているのだろうか。

この問いへの応答の一つとして、この想像を *de se* 態度の一種とみなし、内容を中心化された可能世界で分析するアプローチがある。だが、Ninan(2016)が示唆するように、この分析では、「私が他人になる」想像の現象的内容を捉えきれない。

この難点を解消するため、中心化された可能世界による「私が他人になる」想像の内容分析に一人称的内容を持つ世界を加えることを提案することが、本発表の目的である。この一人称的な内容を持つ世界の意味論的特徴づけとしては、C.Hare による主観世界(subject world)を用いる。

参考文献

- Hare, C. (2009). *On Myself, and Other, Less Important Subjects*. Princeton University Press.
- Ninan, D. (2016). *Imagination and the Self*. In *The Routledge handbook of philosophy of imagination* (pp. 274-285). Routledge.

和辻哲郎による倫理学：AI 倫理への応用に向けて

山崎万由佳（北海道大学）

和辻哲郎は個人的意識より出発する従来の哲学から脱却し、倫理学を人間の学として定義した。和辻の倫理学において、人間は関係性の中：間柄に存在するものであると定義される。そして、倫理は間柄において表現され、既に人間の存在の仕方に埋め込まれたものであるという。この存在論的倫理は、規範的に後から応用されるものではなく、関係性の中で倫理が規定され、相互行為によって発展していく。この発想は、従来の規範道徳/倫理では対応しきれない倫理的問題への新たな視点となる。その特筆すべき例が AI 倫理だ。AI、ここでは LLMs は技術でありながら、人間と似たような方法でユーザーと会話をし、視覚情報のやり取りまでできる。AI ユーザーが自身の AI と友情関係やパートナー関係を結ぶ話も珍しくない現代社会において、AI 倫理、特に我々はどのような倫理を AI との間に持ちうるか、どのような倫理が必要かという点について、和辻の倫理概念を用いて考察をする。また、人間存在は個人性と社会性の二重構造であり、我々は多様なレイヤーの共同態・間柄に属するという和辻の思想から、AI とユーザー、AI 提供企業がどのような倫理的関係を持つのかについても触れる。

和辻哲郎 (1962). 『和辻哲郎全集』第 9 巻, 岩波書店.

和辻哲郎 (1962). 『和辻哲郎全集』第 10 巻, 岩波書店.

Reinecke, M. G., Kappes, A., Mann, S. P., Savulescu, J., & Earp, B. D. (2025). Correction: The need for an empirical research program regarding human–AI relational norms. *AI and Ethics*, 5(4), 4423–4423. <https://doi.org/10.1007/s43681-025-00659-y>

**住宅セーフティネット制度における「住宅確保」の意味：
ケイパビリティ・アプローチの観点から**

野澤さやか（京都大学）

本発表の目的は、ケイパビリティ・アプローチ（以下、CA）の観点から、日本の住宅政策、特に住宅セーフティネット制度における「住宅確保」における住宅の意味を再検討することである。

近年、民間賃貸住宅に居住する単身高齢者の増加の一方で、空き家・空き室が存在している。しかし、高齢者などに対する入居拒否は依然としてみられるため、市場における住宅確保の困難が課題となっている。このような状況から、住宅セーフティネット制度では、住まいの紹介や入居後の見守りなどの居住支援が実施されてきた。

先行研究では、住宅政策が「住宅」を建築物として捉える傾向が強く、生活の拠点として捉える観点が不足していると指摘されている。住宅を生活の拠点として捉えるべきという主張は、居住権や生存権などの人権論に基づいて論じられている。しかし、なぜ住宅政策が生活環境まで考慮すべきなのかについて理論的な説明が十分ではない。さらに人権に基づく具体的な保障すべきことについても十分に検討されていない。

そこで本発表では、CA を用いてこれらの課題を理論的に検討する。CA は、人々が保有する資源の量ではなく、その資源によって実際に何をなしうるのか・何になりうるのかという選択の自由に着目する。この観点に立てば、同程度の住宅が供給されたとしても、個人の身体状況や立地条件等によって実現できる生活の内容が異なることを説明できる。

本研究では、CA における資源・機能・ケイパビリティおよび変換要因の議論を用いて、生活の拠点としての住宅への着目の必要性を理論的に説明する。さらに単身高齢者に対する居住支援の実態調査や事例研究を検討し、「住むこと」に関わる生活上の制約を整理することで、住宅政策において考慮されるべき生活環境の範囲を検討する。

本発表では、特に先行研究が依拠する人権に関する議論の課題を整理し、入居後の生活や個人差を捉える理論的補完として CA の有効性を論じる。

主観的観念論の再検討：バークリによる一般抽象観念批判の根本原因

辻悠璃（京都大学[院]）

本研究は、ジョン・ロックとジョージ・バークリの一般抽象観念をめぐる論争について、両者の対立が「観念（idea）」という語の射程の違いに起因することを明らかにすることを目的とする。従来、バークリの一般抽象観念批判は、ロックの抽象理論に対する反論として論じられてきたが、本研究では、両者が前提としている「観念」の概念そのものが異なる点に着目し、論争の構造を再検討した。

まず、デカルト以来の「観念」概念の変遷を整理したうえで、ロックは「観念」を知識の対象一般として広く用い、心像だけでなく抽象によって得られる共通規定も観念に含めていたことを確認した。一方、バークリは観念を想像可能な心像に限定し、心像化できない一般抽象観念を認めなかった。その結果、ロックが知識の対象とみなす一般抽象観念は、バークリの前提では定義上成立し得ないことになる。

この分析から、バークリの一般抽象観念批判は、ロックと前提を共有しないまま展開されているため、ロック批判としては十分に成立しないことを論じた。他方で、バークリによる観念概念の再規定は、単なるロック批判にとどまらず、人間の知識を心像に基づいて捉える独自の理論的枠組みを提示するものであり、その意義はロック批判とは切り離して評価されるべきである。

以上より、本研究は、ロックとバークリの論争を「観念」の射程差という観点から統一的に整理し、従来は批判の成否として理解されてきた対立を、概念使用の前提差による構造的なずれ違いとして捉え直す視点を提示する。

ルネ・デカルト. (1949). 『省察』. 三木清訳. 岩波書店.

ジョン・ロック. (1972). 『人間知性論（一）』. 大槻春彦訳. 岩波書店.

ジョン・ロック. (1974). 『人間知性論（二）』. 大槻春彦訳. 岩波書店.

ジョン・ロック. (1976). 『人間知性論（三）』. 大槻春彦訳. 岩波書店.

ジョン・ロック. (1977). 『人間知性論（四）』. 大槻春彦訳. 岩波書店.

ルネ・デカルト. (1973). 『デカルト著作集 2』. 所郁太郎 他訳. 白水社.

三浦雅弘. (1988). バークリの「抽象」の理論. 『哲学』, 86, 27-58.

富田恭彦. (2005). 『対話・心の哲学』. 講談社.

ジョージ・バークリ. (2013). 『人知原理論』. 大槻春彦訳. 岩波書店.

富田恭彦. (2015). 『観念論の教室』. 筑摩書房.

富田恭彦. (2017). 『ロック入門講義』. 筑摩書房.

山川仁. (2018). 『孤独なバークリ』. ナカニシヤ出版.

ジョージ・バークリ. (2018). 『人知原理論』. 宮武昭訳. 筑摩書房.

富田恭彦. (2019). 『バークリの『原理』を読む』. 勁草書房.

大森荘蔵. (2021). 『新視覚新論』. 講談社.

トマス・リード. (2022). 『人間の知的能力に関する試論』. 戸田剛文訳. 岩波書店.

Berkeley, G. (1949). *The Works of George Berkeley, Bishop of Cloyne* (2 vols.). Luce, A. A. and Jessop, T. E. (Eds.). Thomas Nelson.

Tipton, I. C. (1974). *Berkeley: The Philosophy of Immaterialism*. Methuen.

Locke, J. (1999). *An Essay Concerning Human Understanding*. Pennsylvania State University, Electronic Classics Series.

Rickless, S. C. (Ed.). (2013). *The Oxford Handbook of Berkeley*. Oxford University Press.

音楽意味論の基礎概念の再検討：意味の担い手と成立条件をめぐって

登坂優佳（慶應義塾大学）

音楽の意味をめぐる研究では従来、主に「音楽内的意味」と「音楽外的意味」という区別（Migotti, 2023; Koelsch, 2012）のもと、「音楽は何を意味しうるか」という問いを中心に議論が重ねられてきた。しかし、楽曲構造や音の予測といった内的現象と、感情の喚起や外部の対象への指示といった外的現象が、同一の「意味」概念のもとで論じられることも少なくない。その結果、「何が意味の担い手（bearer）であるのか」「意味はいかなる条件のもとで成立するのか」という基礎的問題は十分に検討されてこなかった。本発表では、言語哲学における議論を手がかりに、音楽意味論の概念的前提を整理する。

第一に、「意味の担い手」の問題を扱う。音楽内的意味（構造や後続音の予期）と音楽外的意味（感情の喚起や外部対象への指示）を分析するには、言語における文（タイプ）、発話（トークン）、命題、言明といった区別に対応する音楽独自の意味の担い手を特定する必要がある。本発表では、まずその準備として単語や句、文といった言語の分析単位との比較を行い、その上で音楽における意味の担い手を特定し、そこで得られた担い手の区別を通じて「内的 / 外的」という従来の区別をどのように再構成できるかを考察する。

第二に、「意味の成立条件」の問題を扱う。Schlenker(2022)などによる音楽の真理条件的意味論は、音楽が真偽判定可能な内容をもちうることを示した一方、その成立に作曲者・演奏者・聴取者の意図や認知がどのように関与するかは十分に論じられていない。本発表では、意図説や指示論との比較を通じて音楽における意味の成立条件を整理し、真理条件的意味論や指示的意味をめぐる議論の理論的基盤を検討する。

最後に、この理論的整理が、筆者の進める機械学習を用いた音楽断片の識別研究にいかなる概念的・分析的視座を与えるかについても展望する。

Ramponi, L. M. (2023). Investigating musical meaning: Empirical evidence for a music semantics. PhD thesis. École Normale Supérieure.

Koelsch, S. (2012). Brain and music. Wiley-Blackwell.

Schlenker, P. (2022). Musical meaning within Super Semantics. *Linguistics and Philosophy*, 45(4), 795-872.

カント『判断力批判』象徴論解釈：理論から実践に向けて

大塚リナ（University of Liverpool）

カントは『判断力批判』第 59 節において「美は道德性の象徴である」と述べる。しかし、美と道德性はいかなる意味で「象徴」関係にあるのだろうか。本発表は、美と道德性は反省の形式においてのみ類比するという従来の理解を前提としつつ、その「弱い類比」が具体的にいかなる内容を持つのかを明らかにすることを目的とする。具体的には、美と道德性は無関心性・普遍性・合目的性・必然性という各契機において類似性を有する一方、異なる部分を持っているため、類似と差異の双方を四契機から整理する。こうして、「象徴」という結びつきの射程を明確にする。

さらに、本発表では、このような象徴関係がいかなる哲学的意義を持つのかを検討する。Matherne（2019）の解釈を踏まえ、美は道德性を演繹するものではなく、美的経験を通じて主体を道德的に動機づける契機として理解されるべきであることを主張する。すなわち、美と道德性との距離を保持するからこそ、両者の象徴関係は実践的な意義を持ちうるのである。

以上の考察を踏まえ、このアイデアを現代カント研究の文脈に位置づける。具体的には、Paul Guyer / Henry E. Allison らによるカント美学解釈を概ね擁護しながら、George Dickie による無関心性の批判に対して反論を行う。さらに、美を道德性の象徴として成立させる美的経験とはいかなるものかという実践的な問いを提起し、芸術美と自然美との比較を通じて、美的経験と道德的動機づけの関係について考察する。イギリスの博物館を中心に、ケーススタディも併せて議論を進める。

レヴィナス『他者のユマニズム』における signification と sens 概念の解明 丸山雅之（東京大学）

現代の哲学・倫理学にとって、エマニュエル・レヴィナスの他者論は不可欠である。従来の西洋哲学の自己を中心とする伝統を覆し、他者に対する無限の責任を倫理の基礎とした彼の思想は、1980 年代以降現在に至るまで、哲学・倫理学のみならず、医療や福祉におけるケアの倫理、フェミニズムやエコロジーといった幅広い分野に決定的な影響を与えてきた。

ここで、彼の思想の正確な把握やその学際的応用のためには、著作に極めて頻繁に登場し、思索の根幹をなす、他者との関係における言語的・身体的な「意味」である signification と sens の両概念の内実を明らかにする必要がある。しかし最も根本的なこの両概念は、語義と用法が非常に多義的で、著作間での定義のずれもあり、未だ十分に解明されていない。

本研究の大きな目的は、これまで先行研究であまり主題化されてこなかった両概念をそれ自体で主題化し、言語性と身体性の双方から横断的に分析を加えつつ、両概念に関する各テキストの文脈と関連、変遷を通時的に分析し、それらをレヴィナスの思想体系の発展として描き出すことである。

今回の発表では、このうち、中期から後期のレヴィナスを架橋するテキスト『他者のユマニズム』を中心に分析を行う。本考察を通して、この時期のレヴィナスが(1)signification に言語と文化の多義性をもたらす記号提示の作用、sens に主体が他と関わるあり方における存在の原初的な方向づけと統一としての役割を与えていたこと、(2)文化相対主義による倫理の不在とニヒリズムを問題視していたこと、(3)多様な意味(signification)を統一的に支える唯一の意味/一方通行(sens unique)たる他者が必要と考えていたこと、(4)そうした他者の時間的な先行性と離隔を表すため痕跡(trace)という概念を必要としていたことが明らかとなる。

(主要参考文献)

- エマニュエル・レヴィナス. (2020). 『全体性と無限』. 藤岡俊博訳. 講談社.
エマニュエル・レヴィナス. (1990). 『他者のユマニズム』. 小林康夫訳. 水声社.
重松健人. (2010). レヴィナスにおける signification と他性. 『宗教哲学研究』, (27), 30-43.
藤本崇史. (2025). 超越の意味作用を問う—レヴィナスにおける『痕跡』概念の展開—. 『哲学の門：大学院生研究論集』, (7), 147-156.
村上暁子. (2017). レヴィナスにおける他者のユマニズムのかたち. 『エティカ』, (10), 47-78.

**パトナムにおける認識論と美的概念の結合：
パトナムによるデューイ的なカント解釈を手掛かりに
奥田洸大（京都大学大学院）**

本発表における主要な論点は、パトナム後期思想における美的(Aesthetic)概念と認識論の結合である。パトナムの思想は主に前期・中期・後期に分けられる。前期から中期にかけて、彼は美的概念についてほとんど着目していない。しかしながら、Naturalism, Realism, and Normativity (2016)のイントロダクションを執筆した Mario De Caro が指摘するように、パトナムの後期思想において彼は「認識論的価値を美的価値に結び付けている」(Putnam 2016, p.16)。

パトナムの見解の独自性は、デューイの思想を軸として美的認識論を議論している点である。分析美学においては、すでにネルソン・グッドマンが『芸術の言語』(2017)において記号理論に基づく認識論の観点から芸術を分析しており、その点において科学と芸術の区別を切り崩すことに成功している。対して、パトナムは 20 世紀において活躍したアメリカ哲学者であるジョン・デューイの思想を参考に、認識論に対して美的価値が大きな影響を与えていることを論述している。

本発表の意義は次の二点である。第一に、本発表はパトナムのデューイ的なカント解釈に基づく美的認識論を論証する。本発表ではパトナムの著作である *Philosophy in the Age of Science* (2012)内の論考である“The Depths and Shallows of Experience”(2005)に注目する。パトナムはカントの美的判断論をデューイ的な「未決定な概念」(Putnam 2012, p.575)としての美的概念として読み替えるとともに、科学的言説だけでなく宗教的教義における「無条件な根拠」(ibid. p.579)を揺らがしている。第二に、パトナムにおける美的概念への態度の変化がデューイの美的概念への理解の変化に対応していることを明らかにする。

参考文献

Putnam, H. W. (2012). *Philosophy in the Age of Science*. Harvard University Press

Putnam, H. W. (2016). *Naturalism, Realism, and Normativity*. Harvard University Press

N. グッドマン. (2017). 『芸術の言語』. 戸澤義夫・松永伸司訳. 慶応義塾大学出版会

**「救われた」という語りは何を示すのか：
LLM との対話を〈ケア〉として受け取るということと**

山口大愉（南山大学）

本発表では、人間と大規模言語モデル（LLM）とのやりとりにおいて体験されうる〈関係〉について、ケア倫理的観点から考察をおこなう。具体的内容は、LLM との〈対話〉において生じる、「気にかけてもらえた」「寄り添われた」「聞いてもらえた」「救われた」という公開記録における体験を主軸とする応用倫理的考察である。

こうした経験は、日常的な言語感覚に照らせば〈ケア〉と記述されうるものである。では、LLM は実際に〈ケア〉を行っているのか。あるいは単に使用者が LLM に対して、擬人化というかたちで、なんらの主体性を投影しているにすぎないのか。つまるところ LLM との〈関係性〉において、私たちは何を根拠にその経験を〈ケア〉と呼び、何を留保せざるを得ないのだろうか。

本発表では、LLM との〈関係性〉について、公開された経験記述としての対話型 AI の利用経験に関する研究を参照するとともに、悩みを語った LLM 利用者が公開した記録に基づき、〈ケア経験〉を境界事例から考察する。

手法としては Tronto によるケア過程の分節化—必要への関心、引受け、具体的な働きかけ、その応答の受取り—を手がかりとして、利用者の語りにおいて〈ケア経験〉の根拠となる因子を整理する。同様に、忘却や応答形式の切替えといった要因から〈ケアと受け取られていた〉経験が揺らぎうる事例を対照する。これは、LLM との〈対話〉が〈ケア〉として経験される事例を通じて〈ケア関係〉を整理するひとつの手法である。

本発表の目的は、〈LLM はケアしうるか〉を結論づけるものではない。LLM という境界事例を通して、私たちが何に基づいて〈ケア〉を経験し、何によってその経験は破れるのかを、こうした事例から勘案することにある。

シモーン・ヴェイユの秘跡論

中田和希（京都大学）

本発表はシモーン・ヴェイユの思想における秘跡論、とりわけ聖体論の意義を明らかにすることを目的とする。ヴェイユは死に至るまでキリスト教会の洗礼を受けることはなく、聖体の秘跡に与ることもなかった。しかしながら、教会の敷居に留まり続けたヴェイユは、それにもかかわらずキリスト教の秘跡について独自に考察を深めていった。その議論はヴェイユの宗教哲学の重要な位置を占めている。

本発表ではヴェイユの秘跡論を、とりわけ聖体論を中心にまずは宗教学的な視点から分析する。教会の内に閉じこもるわけでもなく、教会の外から超然と比較宗教学的に構えるわけでもなく、まさに教会の敷居に立つヴェイユであるからこそ、キリスト教を深く掘り下げることと他の宗教的霊性へと開かれていくことが特異な仕方結びついているさまを示す。

次にヴェイユの秘跡論についてより哲学的な視点から考察する。ヴェイユにおいて秘跡論はその特異な受肉論の一角を占めるものとして重要性が認められるが、神の受肉とは人間の側が呼応すべきケノーシスであり、聖体拝領もその一環において把握されなければならない。ヴェイユは聖体拝領を「神が物質（パンと葡萄酒）になり、人間が食べること」と理解するが、これには「人間が物質になり、神に食べられること」という「聖体拝領の逆」が呼応することになる。このことが意味するところを明らかにする。

レヴィナスの言語論：弁明 (apologie) に注目して

宮下真碧

本発表は、レヴィナス『全体性と無限』（1961）における言語主体のあり方を、弁明 (apologie) の概念から検討する。

同書において、〈同〉のはたらきに回収されない他人 (autrui) との関係は、言説 (discours) として提示される。この言語関係については、他人の〈顔〉の呼びかけに対する応答として、すなわち主体の受動性において捉える読解が有力である（小松 2021）。だが、同書は言説を、自我のエゴイズムが消え去る場としてではなく、「その実存のエゴイズムを断念することができない」ものとして記述している。そして弁明を「超越者を前にして自我が自己を肯定すると同時に身を屈すること」と定義し、これが「言説の本質のうちにある」とする (TI, 29)。

本発表は、この定義に含まれる自己肯定の契機に着目する。言説のうちに身を置くとは、他人にこのエゴイズムに対する権利を認めることであり、エゴイズムの放棄ではない。享受し労働し所有することによって自足した自我であればこそ、その自我は問いただされうる。所有しない主体は、他人に差し出すものも、告発されるべきものももたない。

以上から、同書の言語主体は、応答する主体であることをやめないが、応答しうるのはそれが弁明する主体であるかぎりにおいてであることを示す。受動性への一元化は、弁明の定義から自己肯定の契機を落とすことで成立している。

参考文献

Levinas, Emmanuel. (1961). Totalité et infini : essai sur l'extériorité. Le Livre de poche

小松学. (2010). サルトルとレヴィナスにおける言語と主体の問題——呼びかける／応答する主体. 『立命館大学人文科学研究所紀要』, 94, 105-128.

表現の源泉 : 初期・中期メルロ＝ポンティにおける「促し」と「沈黙」

福田凱（九州大学大学院）

モーリス・メルロ＝ポンティの哲学における言語・表現の問題は、初期の身体論から後期の存在論へと至る思想的展開の核心に位置する。この変遷をめぐっては、初期の限界からの断絶と存在論的転回を強調する R・バルバラスの解釈（意味は事物の側に存する）と、初期からの一貫性を強調する D・ランデスの解釈（意味は主体の表現によって生成する）との間で解釈的対立がある。本発表の目的は、この対立を背景としつつ、意味の源泉を主体の内面に求める傾向から、事物の側からの働きかけの徹底へと至る展開として彼の思想的変遷を捉え直すことにある。そのための道標として、「促し（solicitation）」および「沈黙（silence/tacite）」という二つの概念に着目する。

初期の『知覚の現象学』において、彼はすでに知覚を世界からの「促し」への応答として捉え、表現のダイナミズムを見出していた。同時に彼は、既成の言語が原初的な経験を事後的に覆い隠してしまうという言語の限界に抗するため、表現の基底に前反省的な「沈黙のコギト」を定立した。それは表現の発生現場を死守する試みであったが、結果として「促し」のダイナミズムをも主体の内面に回収してしまう構造的限界を抱えることとなった。

そこで中期の『世界の散文』などにおいて、彼は事物の側からの働きかけをより一層徹底するようになる。ソシール言語学の受容を経て、意味は主体の内面から「差異の空間」へと位置付け直される。これに伴い「沈黙」の所在も、内なる言葉の不在から、事物や世界の側へと移行していく。沈黙の所在が再考されることで、初期に見出されていた「事物からの促しへの応答」という論理が、言語表現の次元においても十全に機能し始めるのである。

本発表は、事物の側からの「促し」が表現において徹底され、「沈黙」の概念が変容していく軌跡を辿る。主体の内面への偏重から脱却するこの動態の追跡は、前述の解釈的対立を調停・評価するための重要な足場となるだろう。本発表では中期言語論への移行を整理し、今後の存在論的探求に向けた一つの視座を提示したい。

書誌情報

西口光一. (2022). 『メルロ＝ポンティの言語論のエッセンス——身体性の哲学、オートポイエーシス、対話原理』. 福村出版.

円谷裕二. (2014). 『知覚・言語・存在 メルロ＝ポンティ哲学との対話』. 九州大学出版会.

Barbaras, R. (1998). *Le tournant de l'expérience: Recherches sur la philosophie de Merleau-Ponty*. J. Vrin.

Landes, D. A. (2013). *Merleau-Ponty and the Paradoxes of Expression*. Bloomsbury Academic.

Landes, D. A. (2013). *The Merleau-Ponty Dictionary*. Bloomsbury Academic. - Merleau-Ponty, M. (1964). *Le Visible et l'Invisible*. Gallimard.

Merleau-Ponty, M. (1945). *Phénoménologie de la perception*. Gallimard.

Merleau-Ponty, M. (1960). *Signes*. Gallimard.

Merleau-Ponty, M. (1969). *La Prose du monde*. Gallimard.

Baldwin, T. (Eds.) (2007). *Reading Merleau-Ponty: on Phenomenology of perception*. Routledge.

懐疑論の何が問題なのか：『確実性の問題』と『倫理学講話』

八木俊介（無所属）

デカルトは絶対確実な知識を獲得するべく少しでも疑いの余地があるものは真とは認めない方法的懐疑を行ったが、この懐疑は世界の真のあり方について何も知りえないという懐疑論をもたらしてしまった。本発表の目的は、この懐疑論の問題が知識が正当化されうるかという認識論的な問題ではなく、我々の実践に価値はあるのかという倫理的な問題であることを示すことである。

懐疑論には、アグリッパのトリレンマや閉包原理を用いた懐疑論のように知識一般に関する命題を用いて懐疑的帰結を導くものと、デカルト的懐疑のようにそうした命題を前提とせず我々が現に依拠している知識の枠組みそのものをも問題とするものがある。そのため前者と後者ではその応答の仕方も異なってくる。

同様の問題はウィトゲンシュタインの『確実性の問題』にもある。彼は同書で「蝶番」の概念を用いることで懐疑論への応答を試みている。その解釈の一つに蝶番を我々の実践を構成する規則だと捉える解釈がある。この解釈は、知識一般に関する命題を用いる懐疑論に対して上手く応答できるが、デカルト的な懐疑には上手く応答できない。というのも、その規則が我々の実践を構成しているとしても、その実践自体を行うべき理由があるとは限らないからである。またこの解釈は、蝶番がその否定を想像することが一応可能であるにもかかわらず、なお疑いえないとされるという問題をも十分に説明できない。

本発表ではデカルト的懐疑への応答として、蝶番がある種の倫理的な価値をも持っているという解釈を提示する。そのためにウィトゲンシュタインの『倫理学講話』における「絶対的価値」と蝶番とを比較し、両者がその否定を想像しえず、その理由を挙げることができないという点において、同じ構造を持っているということを論じる。このことを通じて、懐疑論が実は我々の実践における倫理的な価値を問題にしていることを示す。

ロールズの功利主義批判としての〈人格の別個性批判〉

前田拓人（東北大学）

本発表の目的は、ジョン・ロールズ『正義論』において功利主義批判として提示される〈人格の別個性批判〉を再構成し、その妥当性を検討することである。ロールズによれば、功利主義は人格の別個性を真剣に受け止めていない。しかし、この批判が具体的に何を意味するのかについては解釈が分かれるところである。

本発表では、『正義論』第5節および第6節の議論を整理することで、人格の別個性批判は、①功利主義は原理的に分配的正義の考慮を欠くという批判として再構成できることを示す。そして、①の批判が、最終的には②功利主義は一部の人々に無制限の犠牲を強いることを許容するという批判へと収斂する過程を明らかにする。

次に、児玉聡による功利主義の擁護を踏まえつつ、J. S. ミル『功利主義』で論じられる正義と功利主義との関係を検討する。ミルは、正義は原則として最大限重視されるべきである一方、人命救助のような例外的状況では（通常であれば）不正義とされる行いが道徳的に正当化される場合もあると論じている。この点を踏まえて、②として再構成された人格の別個性の問題は、功利主義固有の欠陥ではなく、誰かの犠牲がどうしても避けられないような例外的状況において生じる正義と幸福の衝突の問題として理解すべきであると主張する。

そのうえで、ロールズの〈公正としての正義〉は理想状態を扱う理論であることを確認し、非理想的な例外的状況に対しては十分な規範的指針を提示することができないことを指摘する。

以上の検討を通じて、人格の別個性批判は功利主義に対する批判としては妥当性を欠くという結論を提示する。

【参考文献】

- ジョン・ロールズ. (2022). 『正義論 改訂版』. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳. 紀伊國屋書店.
- J・S・ミル. (2022). 『功利主義』. 関口正司訳. 岩波書店.
- 児玉聡. (2015). 「功利主義批判としての「善に対する正の優先」の検討」. 大瀧雅之・宇野重規・加藤晋編. 『社会科学における善と正義——ロールズ『正義論』を超えて』. 東京大学出版会. 99-128.

無から存在への生成モデル：主体なき関係性としての存在論的試論

高田龍雲（在野）

本発表は、「なぜ無ではなく存在があるのか」という古典的存在論の問題に対し、主体・物質・神などの実体的前提を置かずに説明する生成モデルを提案することを目的とする。

従来、この問題に対しては神学的説明、物理学的宇宙論、あるいは存在を所与とみなす形而上学的立場が提示されてきた。しかし、それらの多くは何らかの存在者を前提とするため、存在そのものの成立を十分には説明していない。

本発表ではまず、「無」を対象や状態として捉えるのではなく、同一性の成立条件そのものが欠如した極限的状況として定式化する。このとき無に対して「無＝無」という同一性を帰属することはできず、むしろ「無≠無」と表現される非同一性が導かれる。

さらに、この非同一性を比較主体を必要としない原初的差異として解釈し、それを関係生成の最小単位として位置付ける。関係は個物の後に成立するのではなく、むしろ関係の集積と安定化によって存在者や構造が形成される。本発表ではこの過程をE群モデルとして整理し、差異生成、関係形成、構造安定化、性質出現という段階的構成を提示する。

以上を通じて、存在を実体からではなく関係から理解する存在論の可能性を示し、存在・構造・法則・主体の生成を統一的に記述する枠組みとして本モデルの意義を検討する。

『政治神学』の生成：例外者シュミットのキルケゴール受容から、1914-1923
田中秋徳（東京大学）

本発表は、カール・シュミット『政治神学』（一九二二年）の例外・決断概念を、彼のキルケゴール受容の通時的再構成を通じて読み直す。この主題には二つの課題がある。第一に、従来のシュミットにおけるキルケゴール受容を扱った研究は両者の関係をキルケゴールの「瞬間」概念の政治化」として論じてきたが、「正しい受容か歪曲か」という規範的評価に終始し、シュミットがキルケゴールをいかに読み、用いたかという受容の過程そのものを分析してこなかった。第二に、シュミットは書簡・日記を通じて膨大なキルケゴールに対する言及を行ってきたが、主要な先行研究は連続した受容史として扱った研究が存在しない。本発表はこの一次資料を基盤とし、救済的読書（一四年）、ヘッカー訳を介した同一化（一五年）、そのプロテスタント的帰結の拒否（二一年）、危機的読書の反復（二二年）、刊行直後の自己解釈（二三年）という軌跡を再構成し、従来「継承か歪曲か」の単線で捉えられてきた受容を、接近・同一化・拒否・選択・再配置という往復運動として捉え直す。鍵となるのは、キルケゴールのプロテスタント的帰結への同行を拒む二一年の記述と、自らの「決断主義」をキルケゴールと引き比べる二三年の自己解釈である。ここから、キルケゴールにおける自己拘束的な実存的例外が、シュミットにおいて他者拘束的な主権的例外へと再配置される過程として『政治神学』を読む可能性を示す。ただし本発表は、この受容史を『政治神学』の成立原因の実証としてではなく、シュミット自身によるキルケゴールを介した自己解釈の再構成として提示する。その意義は、互いを参照してこなかったシュミット研究とドイツ語圏におけるキルケゴール受容史研究とを一次資料に基づき接続する点にある。発表までにさらなる調査を進め、この見通しを検証したい。

道徳的判断の二層強化学習モデルの提案

中澤嵩（北海道大学）

本発表では、道徳的判断の二層強化学習モデルを提案する。人間の道徳的判断には、行為の帰結を考慮して判断を変更する功利主義的な柔軟性と、帰結とは独立に一定の規則を遵守しようとする義務論的な不可侵性という二面性がみられる。本発表の目的は、この二面性を計算論的モデルで説明することである。

近年、機械学習や人工知能の発展を背景として、道徳的価値や規則の獲得メカニズムを計算論的に説明する研究が注目されている（Cushman, Kumar & Railton 2017）。その代表的な枠組のひとつが強化学習である。強化学習とは、環境における報酬や罰にもとづき、行動方策を最適化していくアルゴリズムである。Cushman や Crockett は、強化学習におけるモデルフリー／モデルベースという手法を援用して、道徳的判断の強化学習モデルを提示した（Cushman 2013; Crockett 2013）。

しかし、従来の強化学習モデルには課題もある。すなわち、強化学習は基本的に価値の計算であるため、「 ϕ することは悪い」といった価値にもとづいた道徳的判断を説明できる一方で、「 ϕ することは禁じられている」といった規則によって制約される道徳的判断を十分に説明することができない。

そこで、本発表は行為の価値を学習する下位層の強化学習と、規則を学習する上位層の強化学習から構成される二層強化学習モデルを提案する。このモデルでは、上位層において学習された規則は、下位層にたいして報酬や罰として作用するのではなく、下位層で選択可能な行動方策の集合を制約する。これにより、下位層による柔軟な行動方策の決定と上位層による不可侵的な規則の遵守を表現することができる。本発表では、このモデルを定式化するとともに、それが帰結主義的な柔軟性と義務論的な不可侵性を説明できることを主張する。

参考文献

- Crockett, M. J. (2013). Models of morality. *Trends in Cognitive Sciences*, 17(8), 363-366.
- Cushman, F. (2013). Action, Outcome, and Value: A Dual System Framework for Morality. *Personality and Social Psychology Review*, 17(3), 273-292.
- Cushman, F., Kumar, V., & Railton, P. (2017). Moral learning: Psychological and philosophical perspectives. *Cognition*, 167, 1-10.

概念工学的形而上学のための概念工学の特徴づけ

武田和真（九州大学）

形而上学は、初期の分析哲学においては無意味な学問分野として批判されたが、現代では「分析形而上学」という名のもとで分析哲学の一分野として活発に研究されている。しかし、その一方で、分析形而上学の研究が活発になるにつれて、形而上学の正当性や方法論における批判が再び生じてきた。そのような批判には、例えば、形而上学の理論は経験的に検証できないため無意味であるという批判や、形而上学的問題は言語の使用に関する混乱から生じた疑似問題であるという批判などがあり、形而上学者はこれらの批判に応答する必要がある。

エイミー・トマソンは、これらの批判をもとに形而上学の方法論を再考すべき理由を示し、形而上学研究を概念工学的な研究として再構成することを提案する（Thomasson 2025）。しかし、ここで、既存の概念工学の特徴づけがそのまま形而上学の方法論として適用できることは明らかではない。

本発表は、既存の概念工学の特徴づけによって形而上学研究を概念工学的な研究として再構成するときに生じる問題を示したうえで、概念工学という方法論を形而上学の方法論として適切に特徴づけることを目的とする。よって、本発表は、概念工学としての形而上学というメタ形而上学的な立場において、概念工学という方法論がどのように特徴づけられる必要があるのか、という問いに答える。

本発表は、以下の内容からなる。第一に、導入として、既存の形而上学の方法論的な問題を示し、それらの問題を回避するために、概念工学としての形而上学というメタ形而上学的な立場が生じたということを示す。第二に、カペレンやトマソンによる概念工学の特徴づけを整理したうえで、それらの特徴づけは形而上学研究を概念工学的な研究として再構成するには不十分である、ということを示す。よって、第三に、形而上学研究を概念工学的な研究として再構成するために、概念工学を形而上学の方法論として特徴づけることを試みる。

書誌情報

Thomasson, A. L. (2025). *Rethinking Metaphysics*. Oxford University Press.

異質な経験はいかにして「幸福」になるのか ―差異の識別と評価的統合 船橋かれん（大阪大学）

我々は幸福を、一つの心理的状态、あるいは人生の状態として語る。だがその中身は、快・欲求の充足・人生への満足・達成・意味・他者との関係といった、性質を異にする事柄であり、共通の要素が見いだされているわけではない。では、これらをひとまとめに「幸福」と呼ぶとき、我々は何を根拠にしているのか。

共通する定義が見つからないというだけで、幸福の存在を否定することはできない。異なる経験を安定して結びつける心理的・因果的な仕組みがある場合、幸福は単なる便宜的な分類ではなく、それらを同じ種類としてまとめる実在的な根拠をもつ可能性がある。そこで、幸福に統一的な仕組みがあるのか、あるいは異質な経験や状態が、一定の評価によって束ねられているのかを検討する。

本発表では、差異を識別することと、識別したものを一つの概念のもとにまとめることを区別するところから検討を始める。我々は、快と不快、安心と不安、達成と未達成といった差異を経験する。しかし、どの差異を重視し、どちらを望ましいとみなし、それらを「幸福」として統合するかは、経験そのものから一意には決まらない。

本発表は、Alexandrova の混合主張を手がかりに、幸福についての判断には、個人の状態の記述と、何を望ましい生の要素とみなすかという規範的判断が混在していることを示す。そのうえで、幸福を、直接認識される最小単位でも単一の心理状態でもなく、異質な経験・状態・関係を「望ましい生」という観点から組織する高次の評価概念として捉える。

幸福は、すでに存在する対象の名称ではなく、複数の差異を選び、評価し、統合することによって成立する概念であることを検討する。個々の快や満足が存在することと、それらを統一する一つの実在としての幸福が存在することは同じではない。の区別から、評価によって構成された幸福概念が、測定・比較・最大化できる単一の状態として実体化される過程を問い直す。

・ Alexandrova, A. (2018). Can the Science of Well-Being Be Objective? *The British Journal for the Philosophy of Science*, 69(2), 421-445.

・ Boyd, R. (1991). Realism, Anti-Foundationalism and the Enthusiasm for Natural Kinds. *Philosophical Studies*, 61(1-2), 127-148.

・ Brandom, R. B. (2000). *Articulating Reasons: An Introduction to Inferentialism*. Harvard University Press.

・ Wittgenstein, L. (2009). *Philosophical Investigations* (4th ed.). Wiley-Blackwell.

素人はどのように知的自律を発揮すべきか？

織田耕大（北海道大学）

本研究は「素人はどのように知的自律を発揮すべきか？」という問いに取り組む。知的生活において知的自律(Intellectual Autonomy)を発揮することは、一般に価値があるとされる。啓蒙思想の有名なフレーズ”Dare to think”に見られるように、自らの知的能力に立脚して知的探究を行うことには価値があるように思われる。

このような知的自律は、専門家が自身の研究を行う際には必須であると考えられる。しかし他方で、専門家とは異なるスキルや知識を多く持たない素人が自分の頭で考えることには一定のリスクを伴う。例えば、素人が自身の知的能力を超えた専門的なトピックについて、自分の知的能力のみに頼ってその知識を獲得しようとするということは、原理的には不可能でないにしても、合理的な選択であるとは言いがたい。また、専門家を過度に依拠しないことで、例えば陰謀論やワクチン忌避論のような間違った結論へ到達してしまう可能性もある。つまり、素人は下手に自分の頭で考えず、専門家に依拠した方が良いともいえる。

本発表ではこの素人の知的自律について、その探求の対象や分野において、その真偽がどれほど重要かという程度に応じて、素人が知的自律を発揮すべきかどうかを変えようという見解を提示する。例えば、科学の分野においては、その真偽が重要であるといえる。ワクチンの安全性について、その真偽を取り違えると、ワクチンを忌避してしまい、重大な感染症に罹患してしまうという帰結をもたらす。このような分野では、素人は知的自律を発揮せずに、デフォルトで専門家に依拠すべきであるといえる。他方で、例えば哲学のような理解が目的として挙げられるような分野や、政治のような素人がもつ信念の真偽がそれほど現実に影響を与えないような分野、あるいは、その分野の規範上、知的自律の発揮が求められる芸術のような分野では、素人が知的自律を発揮する余地があると考えられる。

○参考文献

- Levy, N. (2022). Do your own research!. *Synthese*, 200(5), 356.
- Matheson, J. (2024). Why think for yourself?. *Episteme*, 21(1), 320-338.
- Nguyen, C. T. (2023). Art as a Shelter from Science. In *Aristotelian Society Supplementary*, 97(1), 172-201. Oxford University Press.

カントの統覚とはなにか

島口敦光 (University of Leeds)

本発表は、イマヌエル・カント（1724~1804）の『純粋理性批判』の超越論的演繹論における超越論統覚（transzendental Apperzeption）の概念を再検討し、それが意識の統一（Einheit des Bewußtseins）そのものであり、それ以上の意味を含まないことを示すことを目的とする。

従来のカント研究では、カントが超越論的統覚として自己意識を理解することについて、主体性や心理学的な側面が含まれると解釈されてきた。たとえば、Dieter Henrich は根源的統覚を主体の自己関係として捉え、Patricia Kitcher は Thinker としての自己として統覚を捉えることを通じて、統覚に心理学的な意義を与える解釈を提示している。しかし、これらの解釈はいずれも、根源的統覚に認識の可能性の条件としての意識の統一を超える内容を読み込んでいる点で共通しているように思われる。

これに対し、本発表では、「私は考える」として扱われる超越論的統覚の分析を通じて、カントのいう自己意識が極めて限定された意味で理解されるべきことを示す。その上で、この超越論的統覚は意識の統一という働きそのものであることを論じる。これは B135 における統覚の必然的統一が分析的である、というカント自身のテーゼによって明らかにされるはずだ。

最後に、この解釈を踏まえてカントが統覚に自己意識としての役割をいかなる仕方で与えているかを再確認する。統覚＝統一解釈のもとで自己帰属が何を意味しているのかを明らかにする。本発表は、超越論統覚を意識の統一として理解することによって、カントの自己論に新たな展開をもたらすことを期する。

【書誌情報】

Kant, I. (1988). Kritik der reinen Vernunft. Philipp Reclam jun.

責任という概念：刑法学と哲学の交差点

渋谷駿吾（南山大学法学研究科）

刑法学では、規範的責任論と呼ばれる責任概念が一般的である。規範的責任論は合法な行為を行えたにもかかわらず違法な行為を行ったことに対する非難可能性として責任を理解する。それにおいて核となるのは、行為者に期待される行為が可能である、または可能でないという期待可能性の概念である。違法な行為が行われたとき、期待可能性があったならその行為には責任が認められ、非難の対象となる。規範的責任論における責任は道徳的・道義的責任とは異なり、法的責任であるとされる。

哲学においても、責任の概念について議論がなされており、有力な見解として、人間が他者に向ける態度と非難を核とした責任概念が主張されている。他人に向ける怒りなどの特定の態度を抜きにしたコミュニケーションを考えることはできず、こうした態度やそれに基づく非難の是非を考えることは無意味であるとされる。このような見解を発展させ、他者への期待が破られたとき、その期待を破った人に対する非難と責任が認められるとする見解もみられる。

本発表では、刑法学における責任と哲学におけるそれを整理し、異同を分析するとともに、その内容について検討する。着目したいのは非難という要素である。かつて刑法学においては責任から非難の要素を廃した社会的責任論が存在したが、現在でもその主張を支持する見解がある。その主張の是非も踏まえ、責任と非難という要素の関係および責任という概念について検討を行う。

**実在論とプラグマティックな形而上学：
エイミー・トマソンの形而上学プログラム**

積山隆樹（九州大学）

本発表では、近年エイミー・トマソンが展開するメタ形而上学体系、特にそのメタ存在論について吟味する。具体的には、『形而上学を再考する』（2025）と『存在論をイージーにする』（2015）の一連の議論から、彼女が根本的（fundamental）な世界の事実を探究しようとする議論の多くが前提する機能的・一元論を拒否し、機能的多元主義と単純実在論を主張する過程について考察する。

現代形而上学では、世界の根本的な事実の探究をその仕事とみなしてきた。しかしながら、この探究の実行可能性について、近年複数の問題が提起されるようになってきた。第一は形而上学と自然科学の間の意見の競合である。例えば、「種は存在しない」という形而上学的主張は明らかに科学と矛盾する。さらに、この矛盾を受けて科学が種の探究をやめることはありそうにない。第二に、研究が進むごとに正しい理論について合意が生まれていく傾向にある自然科学と異なり、形而上学的理論に未だ合意は見られない。どうやら、自然科学ではうまく機能している「最善の説明への推論」が、形而上学においては理論の合意を取るためにうまく機能していないようなのである。第三に、形而上学的事実をいかに我々は認識しているか、という問いの解決の目処が（今の所）全く立っていない。個々の赤い個物とは別にそれらが例化している「赤の普遍者」があるとして、我々はそれをいつどこで認識したのだろう。

これらの困難にもかかわらず、世界の（根本的）事実の、自然科学に類比した方法論による探究は依然人気がある。その理由は、これらが形而上学の本性上、世界の探究には避けられない困難とみなされているからかもしれない。本発表は、トマソンが体系立てたメタ形而上学は、これらの困難を回避しつつなお、（言語についてでなく）世界について実りある探究を進めることを目指すオルタナティブになり得ることを明らかにする。

文献

Thomasson, A. L. (2015). *Ontology Made Easy*. Oxford University Press.

Thomasson, A. L. (2025). *Rethinking Metaphysics*. Oxford University Press.

信頼の哲学から生殖の倫理を再考する：親の義務としての「子への信頼」 塩谷真生（早稲田大学）

この上なく一方向的である「子どもを産む」という行為はいかにして正当化され得るのか。本発表はこの問いに対して、既存の倫理学の枠組みではなく、信頼の哲学から答えを与えることを試みる。つまり、本発表は生殖の倫理を信頼の哲学から再考する必要性を訴えるものである。

西洋哲学において長らく、「信頼」は重要概念として取り上げられてこなかった (Baier, 1986; Simon, 2013; Simon, 2020)。「信頼」を倫理における重要なテーマとして拾い上げ、その歴史の転換点となったのが Annette Baier による論文 “Trust and Antitrust” (1986) である。しかし、発表者が Baier (1986) の核心と考える「契約論に基づく倫理から関係性に基づく倫理へのシフト」は、同論文以降の信頼の哲学において、その重要性が十分に認識されてきたとはいえない。本発表はこの Baier の洞察の重要性を示し、さらにそれを生殖の倫理へと応用することを試みる。

発表は以下の構成をとる。第一に、生殖の倫理の目的を再検討する。生まれてくる子どもの幸福や人生の質を中心に論じてきた既存の議論に対し、本発表では、「生殖の倫理の目的は、生まれてくる子どもの『人間の尊厳』を守ることにある」という立場を提示する。第二に、Baier 及び吉野源三郎の信頼論を手掛かりに、「信頼」が倫理の基盤を成す概念であることを論じる (Baier, 1986; Baier, 2003; 吉野, 2000)。第三に、この論理——倫理の基盤としての「信頼」——を生殖の倫理へと応用することで、信頼の哲学に基づく生殖の倫理を提案する。その際、Rivka Weinberg (2015) の契約論に基づく生殖の倫理との比較を通じて、信頼の哲学に基づく生殖の倫理の意義をより明確にする。最後に、生殖に伴う親の義務として「子への信頼」という概念を提唱し、信頼の哲学に基づく生殖の倫理の可能性を具体的に示すことで本発表を閉じる。

参考文献

- Baier, A. (1986). Trust and antitrust. *Ethics*, 96(2), 231–260.
Baier, A. (2003). Demoralization, trust, and the virtues. In C. Calhoun (Ed.), *Setting the moral compass: Essays by women philosophers* (pp. 176–188). Oxford University Press.
Simon, J. (2013). Trust. In D. Pritchard (Ed.), *Oxford bibliographies in philosophy*. Oxford University Press. <https://doi.org/10.1093/9780197859131.001.0001>.
Simon, J. (2020). Introduction. In J. Simon (Ed.), *The Routledge handbook of trust and philosophy* (pp. 28–45). Taylor & Francis Group. <https://doi.org/10.4324/9781315542294>.
Weinberg, R. (2015). *The risk of a lifetime: How, when, and why procreation may be permissible*. Oxford University Press.
吉野源三郎 (2000). 「ヒューマニズムについて—人間への信頼」『ジュニア版吉野源三郎全集 3 人間の尊さを守ろう』 (pp. 209 - 255). ポプラ社.

自己犠牲的行為における部分的考慮の位置づけ：

柏端達也『自己欺瞞と自己犠牲』の検討

青山若紫々（立正大学院）

柏端達也は『自己欺瞞と自己犠牲』（2007）において、自己犠牲的行為をめぐるジレンマへの応答を試みている。われわれは「その行為がその人にとってよりよい選択だった」という仕方で行為の合理性を理解する一方、自己犠牲性は「自分にとってよりよい選択」の断念によって発揮されるとされる。ここに、自己犠牲性と合理性の衝突が生じる。

柏端は、行為者自身の観点における判断と、行為者がその一員である共同行為主体の観点における判断を区別し、両者が対立する場面で前者を断念し後者に従うことを自己犠牲的行為として定義し直す。

柏端による自己犠牲的行為の定義は、行為者個人の観点における部分的考慮—たとえば「見捨てることはできなかった」—の存在を否定しない。要求されるのは、行為者個人の最終的な判断が「その行為をすべきではない」でありつづけることのみである。

このように、柏端の定義は、こうした欲求の有無やその強弱についてはいっさい語らない。以下、個人としてはこうした欲求を全く持たないにもかかわらず、共同行為主体の判断に従って自己犠牲的に行為する行為者を「犠牲率 100%の行為者」と呼ぶ。柏端の定義のもとでは、犠牲率 100%の行為者と、犠牲率がそれよりも低い行為者とが、同じ資格で自己犠牲的な行為者とされる。

柏端の定義は、部分的考慮の有無に言及しないことによって、「結局は自分のためにそうしたのではないか」というシニカルな指摘に対する強力な反論になっている。本発表では、その代償として、柏端の定義が自己犠牲に対する我々の直感からは遠ざかってしまっているということを指摘した上で、柏端の議論の抱えるこうした難点が克服可能どうかを検討する。すなわち、強い部分的考慮を持つ、心理的により現実に近い行為者に対しても、柏端の主張が同様に成り立つことを確認し、その適用範囲をさらに広げることを試みる。

参考文献

- ・ 柏端達也. (2007) .『自己欺瞞と自己犠牲』.勁草書房.
- ・ 黒田亘. (1992) .『行為と規範』.勁草書房.
- ・ 古田徹也. (2013) .『それは私がしたことなのか—行為の哲学入門』.新曜社.
- ・ Davidson, D.(1963) .Actions, Reasons, and Causes. Essays on Actions and Events. Oxford University Press.1980.3-19.(河島一郎訳.「行為・理由・原因」.門脇俊介・野矢茂樹編・監修.『自由と行為の哲学』.春秋社.2010.157-90.)

フッサール現象学における「現実性」と「動機づけ」概念

柏原弘明（慶應義塾大学）

本発表では、エトムント・フッサールの「現実性」概念と「動機づけ」概念の関係について、1907 年の『物と空間』講義を中心に検討する。

超越論的現象学の入口には、対象や世界の存在を括弧に入れる現象学的還元が、不可欠な方法として掲げられている。だからといって、対象や世界が現実的に存在するかどうか、現象学的に「どうでもよい」問題であったわけではない。我々は世界の現実性を前提としているからこそ、何かを知ったり、行為したり、また自分の為したことに責任を負っているのではないだろうか。このことは分析に値するだろう。実際フッサールは、「現実性」の意味を『イデーン I』で論じており、そこでは対象や世界の存在の現実性が、証示可能性と相関関係のうちに置かれていた[III/1, 314]。そして、意識と現実性とを結ぶ関係のうちのひとつが、「動機づけ」連関である。

「動機づけ」概念自体は、『論理学研究』第一研究の冒頭で、記号の「表現」と「指標」とを区別する際に、すでに論じられている。そこでは、ある顕在的な対象や事態の存立への確信が、他の対象や事態の存立の確信を動機づけ、前者が後者の理由として働くことと述べられている[XIX/1, 32]。こうしたフッサールの「動機づけ」概念が、論理的領域から意志的領域までの広い領域に及ぶことは、門脇（1987）や八重樫（2009）によって指摘されている。

そこで本発表では、『論理学研究』と『イデーン I』の間の時期に位置し、事物の構成を身体の運動との関係において分析している『物と空間』講義を取り上げ、感性的な水準における「動機づけ」連関を取り出す。その上で、その内実がどのようなものであり、それがどのようにして世界の現実性と関係するのかについて、一定の描像を得ることを目指す。またこのことを通じて、現象学的な分析のなかで動機づけ概念が果たしている役割についても見通しを得たい。

『フッサール全集』（Husserliana）への参照は、『全集』の巻数をローマ数字で、ページ数をアラビア数字で示した。

門脇俊介. (1987). 「現象学における『動機づけ』の概念」, 『山形大学紀要（人文科学）』11(2), pp.245-266.

八重樫徹. (2009). 「行為・因果・責任—フッサールとプフェンダーの「動機づけ」概念をめぐる—」, 『フッサール研究』, 第 7 号, pp.24-36.

神命説におけるサイコパス反論の検討

山中優誠（南山大学）

本発表では、道徳に関する非自然主義的实在論の立場の一つであり神学的主意主義（Theological Voluntarism）の一形態でもある神命説（Divine Command Theory）に対して Wielenberg が提示したサイコパス反論と呼ばれるものを検討する。彼のサイコパス反論は成立していないと論じつつ、この反論の検討によって「神の命令は何を基礎づけているのか？」という観点についてのより洗練された説明を神命説から取り出すことを試みる。

神命説とは「あることが道徳的に正しいのは神がそれを命令した場合のみであり、あることが道徳的に不正であるのは、神がそれを禁じた場合のみである」という主張であり、道徳は神の命令によって与えられ、私たち人間とは独立に実在しているというものである。神命説に対する最も有名な批判はおそらくエウテュプロンのジレンマであるが、本発表ではこれを取り上げない。

まず、Wielenberg が”Divine Command Theory and Psychopathy”という論文で提示した、サイコパス反論について確認する。これは、道徳の権威と力を把握することができないあるいは規範に動機づけられない人がこの世界に存在しているという経験的な事実と神命説が持つ原則が矛盾するため、神命説は偽であるという反論である。次に、このサイコパス反論は命令の意味と義務の意味について曖昧さが残っており、その曖昧さを解消した場合においてもなお反論が成立しないという Flannagan の応答の成否を検討する。最後に、マイケル・スミスの規範理由と動機づけ理由の区別を参考に分析することでこの応答を擁護し、サイコパスの存在は神命説に対する脅威とならないことを示す。

参考文献

Flannagan, M. (2021). The Psychopath Objection to Divine Command Theory: Another Reply to Erik Wielenberg. *European Journal for Philosophy of Religion*, 13(3), 157–170.

Wielenberg, E. J. (2020). Divine Command Theory and Psychopathy. *Religious Studies*, 56(4), 542–557.

Wielenberg, E.J. (2024). The Psychopath Challenge to Divine Command Theory: Reply to Flannagan. *SOPHIA* 63, 35–42.

マイケル・スミス. (2006). 『道徳の中心問題』. 樫則章監訳. ナカニシヤ出版.

Geach の限定形容詞論の再構成—Thomson と Rind & Tillinghast の統合的解釈 川畑真琴（創価大学）

本発表は、Peter Geach の限定形容詞 (attributive adjective) 論を再検討し、Judith Jarvis Thomson の評価的判断論をより十分に基礎づけることを目的とする。Geach は形容詞「良い (good)」および「悪い (bad)」を限定形容詞と位置づけ、その論拠として複雑な述語が論理的連言へと分割できないという「推論的不規則性 (inferential irregularity)」を提示した。しかし、この説明のみでは、なぜ限定形容詞が推論的不規則性を示すのかという論理的特徴が十分に説明されていない。

Thomson は『Normativity』において、評価的判断に現れる「良い」が限定形容詞であることを前提に、「良さ固定的な種 (goodness-fixing kind)」および「被修飾的な良さ (being good-modified)」という二つの意味論的条件を提案する。これにより、形容詞「良い」が意味をもつ条件を説明しようと試みるが、限定形容詞そのものの論理的特徴については十分な説明を与えていない。

これに対し、Rind & Tillinghast は、限定形容詞を「名詞表現 (substantive expression) を伴わなければ論理的に完全な述語を形成できない形容詞」と定義することにより、推論的不規則性を限定形容詞の論理的特徴から説明することを試みている。しかし、この解釈も「良い」は名詞との結合だけでなく、「A は子どもにとって良い」「A はチーズケーキ作りに良い」といった被修飾的な用法でも現れることを十分に考慮していない。

本発表では、Thomson の意味論的提案を踏まえて Rind & Tillinghast の名詞依存説を修正し、限定形容詞「良い」は「良さ固定的な種」または「被修飾的な良さ」と結びつく場合にのみ論理的に完全な述語を形成すると提案する。この修正によって、Thomson が提示した評価的判断の意味論と、Rind & Tillinghast が示した限定形容詞の論理的特徴とを統合的に説明することが可能となる。さらに、本発表は Geach の限定形容詞論を再構成することで、「良い」の意味論に対するより包括的な説明を提示すること

未来の非存在を主張する時間論上の立場における prudence の説明について 梅原温史（千葉大学大学院 博士後期課程）

Dietz(2020)では、物体の持続に関する四次元主義を考慮すると、現在の行為者が自身の未来の福利のために行為するという、prudence（慎慮）に基づいた行為の説明ができなくなってしまうことが議論されている。実際こうした prudence に関わる議論には多くの論者が参加しており、そこでは、現在の行為者の責任や行為の規範的理由に結び付けられた議論が行われている。

ところで、こうした議論は時間の永久主義の立場を前提にして議論が行われているとも理解することができる。すなわち、行為者の未来の時間的部分が存在するという前提のもとで、行為者の現在の時間的部分は未来の時間的部分に対して、自らの現在の行為に対して責任をもたない、という結論を導き出しているといえる。もし prudence の議論が永久主義の前提に則っていなかったならば、「未来の時間的部分」について議論することは意味をなさなくなる。

永久主義は「過去・現在・未来が等しく存在する」と主張する時間論上の立場であるが、上述の prudence に関する議論について、未来の非存在を主張する「現在主義」や「成長ブロック説」の立場のもとで自身の未来のために行われる現在の行為に伴う規範的理由や責任がどのように説明されるのか、にはこれまで触れられてこなかった。ここで問題なのは、現在主義や成長ブロック説の理解に基づけば、「未来の自身のために」ということが成り立つための、未来そのものが存在しない、という点である。先行研究では「心理的な結合」（psychological connectness）による説明が行われているが、未来の時間的部分の存在を認めることができない場合に、これに訴える方法が有効であるかどうかは定かでない。

そこで本発表では、従来の prudence にまつわる議論が永久主義との組み合わせのもとで展開されていることを示した上で、未来の非存在を主張するタイプの時間論の立場における prudence の議論へと焦点を絞り、これらの立場における説明可能性について言及する。その際、従来の議論における prudence に基づいた行為の規範的理由・責任の説明方法が未来の非存在を主張する立場で有効かどうかを明らかにする。

参考文献

- [1]. Dietz, A. (2020). Are my temporal parts agents? *Philosophy and phenomenological research* vol. C No. 2, March 2020.
- [2]. Miller, K., and West, C. (2023). Prudence and Perdurantism. In *Oxford Studies in Metaphysics*, vol13: 215-247.
- [3]. 梅原温史 「時間的部分は行為者であるか：Dietz の‘Are my temporal parts agents?’より」、秋葉剛史（編）『理由と規範の諸相』（千葉大学人文公共学府研究プロジェクト報告書）、76-91 頁、2024 年 2 月

行為を選択するとはどういうことか

林翔也（中央大学）

白木啓吾（中央大学）

現代の分析自由論において、自由概念へのアプローチに他行為可能性（alternative possibility）を用いる「他行為可能性に基づくアプローチ」がある（Timpe, 2017, p. 214）。本発表の目的は、アンスコム『インテンション』から得た再記述への着目を用いて、この他行為可能性における「選択」とは何かを分析することである。そして、再解釈された他行為可能性が、関連する諸問題に対してどのように応答することになるのかを検討したい。

標準的な理解としての「他行為可能性」とは、以下のようなものである。

複数の選択肢があなたに開かれているとき、実際にはその中の一つを選んで行為するわけだが、あなたは他の行為を行うこともできた（あるいは、現実の行為を行わないこともできた）と言える。この、「実際にしたのとは他の行為をすることもできた／実際の行為をしないこともできた」可能性のことを、「他行為可能性」（alternative possibility）と呼ぶ。（高崎, 2022, p. 35）

このような他行為可能性の標準的理解の中には、「選択（選ぶ）」という語が含まれている。この時、多くの論者は「選択がまさにその行為が行われる直前にあった」ということを前提としているように思われる。しかし、「行為の直前に選択があった」とはどういうことか。他行為可能性を正確に理解する上で、この問いに一定の解答を与える必要があるように思われる。

そのために、本発表ではまず、現代の分析自由論における標準的な他行為可能性の定義がどのように規定されているのかを確認する。次に、アンスコム『インテンション』の議論を応用して、他行為可能性を再記述の観点から再解釈する。最後に、その再解釈が諸問題に及ぼす影響を検討する。

参考文献：

Anscombe, G. E. M. (2000). *Intention*, 2nd edition. Harvard University Press [G. E. M. アンスコム. (2022). 『インテンション 行為と実践知の哲学』. 柏端達也訳、岩波書店] .

高崎将平. (2022). 『そうしないことはありえたか？ 自由論入門』. 青土社.

Timpe, K., (2017). Leeway vs. Sourcehood Conception of Free Will. In K. Timpe, M. Griffith, & N. Levy (Eds.), *The Routledge Companion to Free Will* (pp. 213-224). Routledge.

ルソーの反ルッキズム：外見至上主義に抗して

黒瀬裕貴（京都大学人間環境学研究所）

本発表は「外見至上主義」としての「ルッキズム lookism」について、ルソーの哲学のうちにその突破口を見出すことを試みる。これまでの学術研究ではルッキズムは主に「外見に基づく差別」と定義されてきた。例えば、雇用において外見で不利益を被ったりすることがこれにあたるとされる（西倉, 2026, p.7）。他方で博報堂による日本人女性を対象にした調査では、ルッキズムの語を認知する人の内ではこれを「外見至上主義／外見の良さの過度な重視」の意味で理解する人が最も多く、「外見に基づく偏見や差別」とみなす人はそれを下回る。このことは研究での意味づけと、日常実践における意味づけに相当のずれがあることを示している（亀岡, 2025, p.41）。

ルッキズムを外見至上主義という意味でとるなら、これは特定のグループに不利益を与えるという意味での差別とは言えないような状況（例えば世間的に美しいとされる人でも美のプレッシャーに苦しむなど）をも含みこむものであり、しかもそれは差別でないからといって無視できるものではない。少なくない人々が「外見の重視」そのものに何らかの問題を感じているのであって、差別の枠組みとは別方向からのアプローチが必要と思われる。

そこで本発表では、ルソーの哲学を手掛かりとしたい。スタバロンスキーが明らかにしたように、ルソーの問題意識の核心は、「外見 paraître」と「存在 être」の相克、あるがままの自己と外から見られる自己の分裂にあった。これがあらゆる悪と苦しみの中核をなすのであって、ルソーの社会批判と政治思想の全体はこの分裂に対する抵抗として説明することができる。「ありのままの自分を描く（中略）なんとかして、私の魂を透明に見せたいものだと思う」（ルソー, 1978, p.195）、自伝でこう告白するルソーにとって、外見至上主義は自己と周囲との透明な交流を妨げる障害と言え、個人の在り様では片付けられない、極めて社会的かつ政治的な問題であった。

〈参考〉

亀岡菜穂子. (2025). 「ルッキズムが持つ多様性」 谷本奈穂、飯塚理恵編『きれいはいまもゆれている』. 晃洋書房.

スタバロンスキー, ジャン. (2024). 『ルソー 透明と障害』 山路昭訳. みすず書房.

西倉実季. (2026). ルッキズム—何を問題にするための用語なのか. 『ジェンダーインスティテュートジャーナル』, (40), 5-19.

博報堂「女性の外見とのつきあい方とルッキズムに関する意識調査」, <<https://hassogiken.jp/assets/cms/2026/03/2iqPuEkTgpqNMXOEN8YVWT-1.pdf>>, 2026 年 7 月 21 日閲覧

ルソー. (1978). 『ルソー全集 第一巻』 小林善彦ほか訳. 白水社.

**「人工的対象」としての身体の出現についての考察
——ジルベール・シモンドンの技術論と個体化論を踏まえて**

堀江郁智（東洋大学）

フランスの哲学者ジルベール・シモンドン（1924–1989）の個体化論において、『技術的対象の存在様態について』の記述は、一般的に機械学と言われており、物理的な機械の分析に当てられてきた。しかし、本発表では、それを、私たちが有する身体の分析に当てるという応用編を行うことにする。

例えば、社会学者の谷本奈穂はその著作『美容整形と化粧の社会学』のなかで、私たちの身体を美容的に加工すること、そして化粧によって自己の元からの身体を上書きすること、それについて社会学の観点から分析していた。美容整形については、実際に美容産業として私たちの社会に定着している。美容整形によって手に入れることができる身体は、どのような意味を私たちの身体にもたらすだろうか。

美容整形は、私たちをどのように変えることになるか。それは、実際に光の側面だけではなく、闇の側面もある。私たちの身体が、自己の恣意性によって動くことのできる範囲ではなく、その恣意性には収まりきらない要素を孕むということである。それは、自己の身体が抽象的な「技術的対象」となること、「人工的対象」となることで、「自然的対象」であれば有しているはずの随意的に身体が意識によって動くという側面が部分的にはあれ失われる可能性があるということである。

それは、解離性障がいという障がいの関係で言うと、自己の身体が部分的に解離するということである。もちろん、そのようなリスクは誰にでもあるわけではない。しかし、身体加工と解離という側面が関連することで、私たちの身体が不随意的に動く可能性、「人工的身体」が「自然的身体」を上書きしていく可能性について明確化していきたい。そのプロセスにおいて、シモンドンの技術論が、どのような意味を持つか、それについても本発表において、重要な点であるが、それが個体化論とどのように関連するかについて、論じることも企図している。

**不可逆性という概念は政治哲学においてどのような役割を担いうるか：
アーレントの行為論、革命論を中心に**

松永茉莉（東京大学）

本発表では、「不可逆性」という概念が政治哲学においてどのような役割を担いうるのかについて、ハンナ・アーレントの行為論および革命論を手がかりとして検討する。

革命、戦争、法制定などの政治的出来事の後、どこかに「不可逆な地点」やそれに至る「不可逆な過程」があった、と振り返ることがある。しかし政治的出来事が不可逆的であるとは、単に一度起きた出来事は取り消せないという事実尽きるものではない。むしろ、出来事を始めるか否か、開始された出来事のなかで不可逆な地点あるいは過程を越えるか否か、さらに、すでに生じた出来事を誰がどのように判断するのかという問題にも関わるのではないだろうか。

アーレントは『人間の条件』において、開始された行為は取り消せないこと、その応答として「許し」があることを論じる。他方、『革命について』では、革命を歴史的必然性の帰結ではなく「新しい始まり」として捉える。本発表では、『人間の条件』における不可逆性の議論を手がかりに、『革命について』を読み直すことで、不可逆性を行為や革命だけでなく、戦争や法制定を含む多様な政治的出来事を考察する政治哲学上の概念として捉え直したい。

また、不可逆性という概念を導入することで、政治主体が不可逆性といかなる仕方で切り結ぶのか、その多様なあり方を明らかにすることができる。政治主体は、自ら責任を引き受け不可逆な出来事を生み出すこともあれば、運や偶然、もしくは政治的無関心などによって不可逆な帰結へと巻き込まれることもある。この視点をロールズの制度設計やウォルツァーの正戦論などへ広げることで、不可逆な地点あるいは過程の周辺に存在する政治的課題についても考察できる可能性がある。

本発表では、「不可逆性」を政治主体と不可逆な地点やその過程との関係を捉える政治哲学上の概念として位置づけ、その役割について議論したい。

Arendt, H. (1963/2006). On revolution. Penguin Books.

ハンナ・アーレント. (1995). 『革命について』. 志水速雄訳. 筑摩書房.

ハンナ・アーレント. (1994). 『人間の条件』. 志水速雄訳. 筑摩書房.

「主張を宛てること」は何を説明するのか：道徳的義務の構築モデルに向けて 岩崎尋礼（東京大学）

本発表では、道徳的義務がいかにして独自の実践的権威をもつのかについて、既存の関係論的説明が採用する「基礎づけモデル」に代わる「構成モデル」を提案する。道徳的義務は、助言や推奨、強制といった他の規範的現象とは区別される。不履行に対して非難したり、また他の理由との単純な比較衡量を免れたりできるのは、道徳的義務のもつ独自の性質である。

では、その独自性はいかに説明されうるか。義務の要求者がもつ権威に訴える主意主義、被要求者に課せられる行為者であるための構築条件に訴える構築主義に加えて、近年注目を集めているのが関係論的説明である。関係論的説明は、「ある行為者が他の行為者に主張を宛てること」が道徳的義務のもつ実践的権威を説明すると主張する。

本発表は、この「主張を宛てること」に既存の関係論的説明が期待する説明上の役割は再考されるべきであると論じる。そもそも道徳的義務の実践的権威は、次の二つの側面において独自である。まず道徳的義務は、二人の行為者を義務者（obligor）と被義務者（obligee）という規範的地位に置く。次に道徳的義務はまた、義務者の熟慮や行為の遂行において、他の考慮事項とは異なる仕方で考慮される。既存の関係論的説明は、「主張を宛てること」が二つの側面の一方を表出し、そのことによって他方を説明すると考える。この説明構造を本稿では「基礎づけモデル」と呼ぶ。

しかしこの「基礎づけモデル」では、「主張を宛てること」を説明上の中心的要素としてみならず関係論的説明の立場を維持できないと本発表は主張する。この「基礎づけモデル」は、「主張を宛てること」が説明上不十分か冗長かというディレンマに陥る。さらに本発表ではより有望な説明として、「主張を宛てること」という一つの行為を構築する規範的地位と考慮事項が、道徳的義務に独自の実践的権威を与える「構築モデル」を提案する。

「思考する私」はいかにして仮象になるのか：

Dyck(2014)による第一誤謬推理解釈の検討

高田芽実（東京都立大学）

本発表の主題は、イマヌエル・カント『純粹理性批判』の第一誤謬推理、つまり実体性の誤謬推理について、Dyck(2014)による解釈を検討することである。本発表の目指すところは、思考の基体としての「私」について、経験の所与と推論の産物とを本性上の差異によって区別したカントの功績を正確に評価することにある。

カントによる合理的心理学批判は、典型的には次のように理解される。魂の不死を独断的に主張する合理的心理学は、経験の条件を無視して空虚な推論を繰り広げた。カントはカテゴリーの使用を可能的経験に限定し、これを退けた。

以上の解釈はそれなりにテクスト的根拠をもつ。しかし Dyck によれば、こうした理解にしたがう限り、カントの合理的心理学批判は的外れなものとなる。なぜならカントと同時代の合理的心理学は、方法論としては経験への依拠を掲げていたからである。

Dyck(2014)は、18 世紀ドイツの合理的心理学を参照した先駆的な研究である。Dyck の解釈の魅力は、合理的心理学の誤りは本来推論の産物である魂の実体性を経験に求めたことにあるというカントの洞察を、初めて理解可能にした点にある。

他方、Dyck の解釈には次の問題点がある。第一に、「私は思考する」は経験的な表象によって条件づけられており、「無条件的な条件」としての理念たりえないという Dyck の説明は、理性の原理を支える想定（A308/B364）にそぐわない。なぜなら第一誤謬推理において想定される条件は、経験的な表象ではなく思考の基体としての「私」だからである。第二に、Dyck は魂の仮象を三段論法以前の「抽象」によって説明するが、その際抽象におけるカテゴリーの働きを無視している。これら問題点はいずれも、Dyck が仮象の成立と三段論法を切り離している点に発している。本発表は、むしろ三段論法こそ思考する私という仮象を初めて成立させると主張する。

Kant, I. (1996). Kritik der reinen Vernunft. Felix Meiner Verlag.

Dyck, C. W. (2014). Kant and Rational Psychology. Oxford University Press.

受精卵への遺伝的介入とリベラル優生学：リベラル優生学に対する倫理的批判 村井陽子（一橋大学大学院社会学研究科修士一年）

受精卵への遺伝的介入を可能にする技術は、現代の生命倫理学において最も論争的な主題の一つである。これらの技術には、胚の選択や遺伝子編集を通じて、遺伝性疾患を回避したり、将来の子どもの遺伝的特徴に影響を与えたりする試みが含まれる。さらに、将来的には外見上の特定の特徴や知能など、親が望ましいと考える形質を子どもに付与することも可能になると考えられている。このように親が将来の子どもの遺伝的特徴を選択できる技術は、しばしばリベラル優生学の実践の一つとして位置づけられる。リベラル優生学は、国家による強制を特徴とする旧来の優生学（しばしば「古い優生学」と呼ばれる）とは異なり、生殖に関する選択を個々の親の自由な判断に委ねる点に特徴があり、「新しい優生学」として知られる。

本発表では、遺伝的介入が旧来の優生学とは区別され得ることを認める。しかし、それにもかかわらず、リベラル優生学は慎重な検討を要する独自の倫理的課題を提起すると主張する。特に、本発表は、望ましい形質を増やすことを目指す積極的優生学と望ましくない形質の予防・排除を目指す消極的優生学という区別が、リベラル優生学の倫理的問題を理解するための有用な分析枠組みを提供すると論じる。そのうえで、リベラル優生学はこの区別を曖昧にし、それにより諸問題を引き起こすことを示す。

具体的には、両者の境界が不明確になることで、生殖技術の利用は疾病予防から能力強化へと拡張されやすくなり、どのような遺伝的介入が許容されるべきかという規範的判断も困難になることが挙げられる。さらに、将来の親は疾病予防のみを意図していたとしても、その選択が結果として積極的優生学的実践へとつながる可能性がある。本発表は、こうした観点から、リベラル優生学は積極的優生学と消極的優生学の境界を曖昧にする点で、新たな優生学的懸念を生じさせると論じる。

参考文献

- Douglas, T. (2019). Genetic selection. In D. Edmonds (Ed.), *Ethics in the contemporary world* (pp. 303–317). Routledge.
- Habermas, J. (2003). *The future of human nature*. Polity Press.
- Savulescu, J. (2001). Procreative beneficence: Why we should select the best children. *Bioethics*, 15(5–6), 413–426. <https://doi.org/10.1111/1467-8519.00251>
- Sparrow, R. (2007). Procreative beneficence, obligation, and eugenics. *Genomics, Society and Policy*, 3(3), 43–59. <https://doi.org/10.1186/1746-5354-3-3-43>
- Wilkinson, S. (2010). *Choosing tomorrow's children: The ethics of selective reproduction*. Oxford University Press.

**普遍と特殊のアンチノミー：
ジークフリート・クラカウアーにおける社会学と歴史哲学の交差
井上智史（東京大学）**

これまでジークフリート・クラカウアーの遺著『歴史 最後の前の最後の事柄』(1969)については、それ以前の著作との連続性が盛んに議論されてきた。長らく本書は、それ以前の思想から独立した晩年の新展開として扱われてきたが、近年では初期との連続性を見直す動きが進んでいる。しかし、こうした再検討においてもなお、初期の社会学研究との関係は十分に明らかにされていない。本発表では、クラカウアーのデビュー作である『学問としての社会学』(1922)を中心に 1910 年代後半から 20 年代前半のテキストを読解し、その方法論と問題意識を検討することで、この時期にすでに晩年の歴史哲学の萌芽が存在していたことを明らかにする。同時期のクラカウアーは、マックス・ヴェーバーやゲオルク・ジンメル、ゲオルク・ルカーチといった先行世代・同世代の思想に取り組むことから出発している。本発表では初期思想が形成されてゆく過程を跡づけたうえで、晩年に至るまでの連続性を考察する。以上の考察から、クラカウアーが『歴史』において取り組んだ、普遍と特殊という両極に分裂した状況においていかに歴史を叙述するかという問題が、すでに初期の社会学研究から続く課題であったことが明らかになる。

音楽聴取における想像力の多層性：メタファー・生命化・身体性の観点から 林聡太（大阪大学大学院人文学研究科）

想像力という概念は、知覚システムから感情的関与に至るまで、人間の多様な認知活動において不可欠な役割を果たしている。とりわけ言語的な指示対象や具体的な表象内容を欠いた抽象的な芸術形式である「音楽」において、物理的音響がいかにして空間的運動や感情、物語といった豊かな意味論的次元を獲得するのかという問いは「想像力」の活動を抜きにしては解明しえない。一方、音楽経験における想像力の作用を単一の心的メカニズムへ還元することはきわめて困難である。

本発表では、音楽と想像力の関係について、説明対象の次元に応じた三つの主要な認知レイヤーを設定し、その多層的な構造を体系的に整理することを目的とする。

第一に、Scruton (1997) のメタファー理論に依拠し、物理的音響の中には存在しえない「上昇・下降」などの空間的運動が、想像的知覚による「二重の志向性」のもとでいかに成立するかを検討する。

第二に、Trivedi (2017) や Walton (1994, 2011) らに代表される想像性理論に着目し、音楽という非-人格的な対象に対して、聴き手がいかに感情や人格を投射し、自らの内面的なゲーム的世界の小道具として流用（生命化 animation）されるのかを明らかにする。

第三に、近年の 4E 認知 (Johnson 1987, 2012; Krueger 2009) の知見を導入し、想像力を脳内に閉じ込められた静的な表象としてではなく、身体的同調やアフォーダンスへの応答を通じた「環境と身体の動的カップリング能力」として再定義する。

本発表では、これら三つのレイヤー（メタファー、生命化、身体性認知）を相互補完的な枠組みとして捉え、音楽経験における「想像力」の多面的役割を再考する。そして、音楽哲学および音楽的意味論（musical semantics）における想像力概念の理論的射程を明らかにする。

【書誌情報】

Johnson, M. (1987). *The body in the mind: The bodily basis of meaning, imagination, and reason*. University of Chicago Press. [ジョンソン, マーク. (2001). 『心のなかの身体: 想像力へのパラダイム転換』. 菅野盾樹, 中村雅之 訳. 紀伊國屋書店.]

Johnson, M. (2012). *The Meaning of the Body: Aesthetics of Human Understanding*. University of Chicago Press. [ジョンソン, マーク. (2025). 『身体の意味: 人間的理解の美学』. 小熊正久 訳. 新曜社]

Krueger, Joel. (2009). Enacting Musical Experience. *Journal of Consciousness Studies* 16 (2-3):98-123.

Krueger J. (2014). Affordances and the musically extended mind. *Front. Psychol.* 4. 1003.

Scruton, R. (1997). *The Aesthetics of Music*. Oxford Univ Pr.

Trivedi, S. (2017). *Imagination, music, and the emotions: A philosophical study*. Suny Press.

Walton, K. L. (1994). Listening with Imagination: Is Music Representational?. *The Journal of Aesthetics and Art Criticism*, Winter, 52 (1), *The Philosophy of Music*, 47-61.

Walton, K. L. (2011). Thoughtwriting-in Poetry and Music. *New Literary History*, 42(3), 455-476.

大統一原理としての自由エネルギー原理とエナクティヴィズムの多様な展開

不室秀盛（東京大学）

菅野 裕暉（北海道大学）

自由エネルギー原理（Free Energy Principle; FEP）は、生物の適応や生存、さらにはそれに伴う知覚や身体運動、情動などを包括的に説明する、規範的な”原理”であると考えられている。近年、この FEP に対して、認知を身体と環境の動的な相互作用プロセスとして捉える「エナクティヴィズム」の考え方を融合させる試みが注目されている。しかし、現状の議論において、FEP とエナクティヴィズムの関係はそれほど明瞭なものにはなっていない。本発表では、この両者の関係を明らかにすることを目標とする。検討の手順としては、まず議論の前提として「FEP がいかなるものなのか」を整理する。次に、エナクティヴィズムに様々な立場があることを確認し、それぞれの思想を整理する。具体的には、オートポイエティックな立場（F.ヴァレラら）や知覚運動的アプローチ（A.ノエら）など、主要な論者の主張における共通点と相違点を明確にする。こうした予備的な考察を経た上で、FEP という”原理”がエナクティヴィズムの諸立場といかなる関係にあるのかを、仔細に検討する。以上のような検討の結果、例えば、一見して相容れない差異があるエナクティヴィズムの諸立場を、FEP は問題なく統一的に説明できるのか、という問題に対して回答を与えることができるだろう。そして、これが明らかになれば、FEP とエナクティヴィズムが相補的な関係にあるのか、それとも FEP をさまざまな仕方で具体化したのがエナクティヴィズムの諸立場であると捉えられるのか、などの議論にも一定の回答を与えることができる。こうした研究は、曖昧なエナクティヴィズムと FEP の関係を明瞭化し、両理論の妥当な協働を促すために、必要不可欠なものである。

ペーター・スローターダイク『人間園の規則』におけるハイデガー解釈について 木下陽斗（東京都立大学）

現代ドイツの哲学者であるペーター・スローターダイクの著作『人間園の規則——ハイデガーのヒューマニズムについての書簡への返書』は、ナチスによる優生学の記憶が残る第二次世界大戦後のドイツにおいて、人間の遺伝子改良を議論する身振りをみせたために大論争を引き起こした著作として有名である。一方で、主著『球体圏』と同時期に書かれたスローターダイクの技術哲学を理解するうえで重要な著作であるにもかかわらず、論争を引き起こしたことばかりが強調される傾向にあり、そもそも『人間園の規則』がいかなる議論を展開していたのかについて検討されることは少ない。

そこで本発表では、『人間園の規則』を、とりわけそのハイデガー解釈に注目するかたちで再考していく。具体的には、ハイデガーの『「ヒューマニズム」について』の内容も確認しながら、スローターダイクが戦後ドイツにおいていかなるかたちでハイデガーの思索を引き継ごうとしたのか、そしてそれがスローターダイクの技術哲学としていかに結実しているのかを吟味していく。この作業を通じてスローターダイクによる『人間園の規則』の主眼が、既存のヒューマニズムを超えて、なお人間がなにによって飼い馴らされるべきかを思索している点でハイデガーを評価することにあつた事実を明らかにする。これによって論争書というイメージに囚われないかたちで『人間園の規則』を読む可能性を提示し、そこで展開されている技術哲学が、技術とともに生きていかざるを得ない現代社会を考察するうえでも有効なものであることを示したい。

Sloterdijk, P. (1999). Regeln für den Menschenpark: Ein Antwortschreiben zu Heideggers Brief über den Humanismus. Suhrkamp.

「他者の幸福を促進する義務」の射程：カント倫理学における自分の幸福 佐藤新大（東京都立大学）

カントは『道徳形而上学』第二部『徳論の形而上学的原理』（以下『徳論』）において「他者の幸福を促進する義務」が「裁量の余地 Spielraum」を持つと主張している（vgl. VI 390）。しかし、この裁量の余地の内実は明瞭でなく、「厳格主義的解釈」と「裁量主義的解釈」の間で論争が続いている。

「厳格主義的解釈」は、裁量の余地を持つとされる義務が、物理的な不可能性や他の道徳的考慮事項が存在しない限り、常に、可能な限り、遂行されなければならないと主張する（cf. Timmermann, 2005, 2018）。他方で「裁量主義的解釈」は、物理的な不可能性や他の道徳的考慮事項が存在しない場合でも、自分の目的を追求するために、裁量の余地を持つとされる義務を遂行しないことが許されると主張する（cf. Hill, 1992）。

本発表の目的は「厳格主義的解釈」と「裁量主義的解釈」を調停することである。発表者は「他者の幸福を促進する義務」が可能な限り遂行されなければならないという点を固守しながら、自分の目的をないがしろにして他者の幸福を促進することは道徳的に不可能であると論じる。そして、この結論に基づいて、「厳格主義的解釈」が主張する「他者の幸福を可能な限り促進せよ」という厳格な命令を維持しつつ、「裁量主義的解釈」が擁護を試みる「自分の目的を追求する」余地を確保する方針をとる。

発表者が注目するのは、『徳論』における「自分の幸福を犠牲にして他者の幸福を促進する」という格率についてのカントの主張である。カントは、この格率が「普遍的法則とされるなら、それ自体として矛盾した格率となるであろう」（VI 393）と主張している。この主張からは「自分の幸福を犠牲にして他者の幸福を促進する」という格率が、道徳的に許容されないものとみなされていることが分かる。発表者は、ここでカントが「自分の幸福」を個人的な目的を達成することとみなしていると解釈し、前述の方針で「厳格主義的解釈」と「裁量主義的解釈」の調停を試みる。

文献表

- Kant, I. (2016). *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*. Felix Meiner Verlag.
— (2017). *Metaphysische Anfangsgründe der Tugendlehre*. Felix Meiner Verlag.
Hill, T. E. (1992). *Dignity and Practical Reason in Kant's Moral Theory*. Cornell University Press.
Timmermann, J. (2005). Good but Not Required? —Assessing the Demands of Kantian Ethics, *Journal of Moral Philosophy*, 2(1), 9-27.
— (2018). Autonomy, Progress and Virtue: Why Kant has Nothing to Fear from the Overdemandingness Objection, *Kantian Review*, 23(3), 379-397.

「戦中派」の人々と基盤的プロジェクトの崩壊について

北田勇輝（慶應義塾大学）

哲学者の森岡正博は、倫理学者のバーナード・ウィリアムズの「基盤的プロジェクト」という概念を援用し、基盤的プロジェクトが崩壊した後の人生の意味について論じている。「基盤的プロジェクト」とは、「人生の大部分において、あるいはその一部にすぎないとしても、自身の存在と密接に関連し、かなりの程度において人生に意味を与える」ようなプロジェクトを指す。

森岡が考察するさいに用いている事例は、「司法試験の最後のチャンスにおいて落第してしまった受験者」、「子供とハイキングや映画に出かけることが夢だったが、重度の障害を抱える子供を授かった親」、「プロになる夢を絶たれたサッカー選手」といったものである。森岡はこれらの事例を考察することを通じて、基盤的プロジェクトが崩壊した後に訪れ得る、これまでの生き方の枠組みからの解放や自己の変容、それらによってもたらされる生きる喜びについて述べている。森岡が検討している事例は、たとえば他者とその体験について共有することが比較的容易ではないという点において、相対的に個人的なプロジェクトとその崩壊に関する事例だということができるかもしれない。

それに対して、本発表で私が論じたいのは、「アジア・太平洋戦争の遂行」という当時の日本社会全体に関わる共同のプロジェクトとその崩壊についてである。思想家の吉本隆明は、「戦中派」世代を「戦争と天皇制を、現実体験とイデオロギーの双方から骨身に刻み込まれながら、もがきたたかった世代」とし、小説家の椎名麟三は、埴谷雄嵩との対談において「白紙のとき軍国主義を叩き込まれて、実際それを信じて死のうと思った連中がいちばん無気力になっておる」と発言している。こうした文脈を踏まえ、「戦中派」と呼ばれる世代の人々が、戦争の遂行というプロジェクトとそれを支える価値観の崩壊とどのように向き合い、どのような言説を展開したかを分析する。

主要な参考文献

Morioka, M. (2026). The Collapse of a Life Framework and Bernard Williams's Ground Projects. *Journal of Philosophy of Life*, 16(1), 1-18.

梶尾文武. (2025). 『戦後文学の相続者たち』. 青土社.

佐藤忠男. (2007). 『草の根の軍国主義』. 平凡社.

前田啓介. (2025). 『戦中派』. 講談社.

反出生主義を擁護する同意論証の批判的検討

斎藤直孝（一橋大学）

本発表では、反出生主義を擁護する論証の一つである同意論証の批判的検討を行う。

反出生主義とは、子どもを生み出すこと（以下、生殖とも呼ぶ）は道徳的に許容されないと主張する立場のことである。この立場を擁護する論証は複数提示されており、同意論証はそのうちの一つである。

同意論証は以下のように定式化される。(1) どんな人生にも多くの害が含まれている。(2) これらの害は子どもに同意なく課されている。(3) 他者に同意なく害を課すことは、その他者にとって正当な理由——その他者が被るより大きな害を防ぐ——があるとき、かつそのときに限り許容される。しかし、生殖にはこの正当な理由が当てはまらない。よって、生殖は許容されないと結論づけられる。

本発表では、同意論証の精緻化を試みた近年の議論である Magnusson 2026 を主な批判的検討の対象とする。Magnusson 2026 では、これまで同意論証に向けられてきた既存の反論に再反論を試みているが、その再反論は十分なものとはいえない。本発表では、この点を明らかにしたうえで、同意論証の妥当性を検討するうえで新たに考慮すべき論点を提示する。

参考文献

Magnusson, E. (2026). On the Consent-Based Argument for Anti-Natalism. *Philosophia*.
<https://doi.org/10.1007/s11406-026-01021-0>

ポスター発表要旨（発表枠・五十音順）

「独りでいること」の再考：「独りでいられる状態」に注目して

小池尚輝（北海道大学）

近年のメディアにおいて、独りでいること（being alone）と孤独（loneliness）とが同一視され、独りでいること自体が危険なものとして説明されることで、独りでいることへのネガティブな信念が強まり、孤独の増加につながることが指摘されている。（Rodriguez,2025）本発表は、こうした同一視に対して「独りでいられる状態」を提示し、従来の孤独研究における欠如や不足の記述を手がかりとして、その状態を支える諸条件とその働きを明らかにすることを目的とする。

これまでの孤独研究は、独りでいることに苦しむ「孤独」と、それを楽しむ「一人」（solitude）との対比が中心であった。しかし、我々は多くの場合、独りでいることを苦しんだり、反対に楽しんだりしているわけでもなく、ニュートラルに経験している。Gheaus (2022)は、「一人」を独りでいることを楽しむ状態に限定せず、少なくとも独りでいることを気にしない状態まで含め、「独りでいることを気にしない」という意味での「一人」を「通常の意味において、独りでいること」だと論じている。本発表ではこの意味での「一人」を「独りでいられる状態」と呼ぶ。

また、これまでの孤独研究において、「孤独」は、親密な社会的つながりや社会的ネットワーク等、何らかの欠如あるいは不足として語られてきた。本発表では、その欠如・不足している要素を、「独りでいられる状態」を支える条件として捉え直し、それぞれの条件がどのようにその状態を支えているのかを考察する。

以上の議論を通じて、独りでいることが直ちに孤独を意味するのではなく、「独りでいられる状態」を支える諸条件によって、通常は、孤独を経験することなく独りでいることが可能になっていることを示す。これにより、独りでいる状態を適切に評価し、独りでいること自体に対する不必要な罪悪感や恥を軽減することで、本来、独りでいること自体によって苦しむ必要のない人々が、孤独を経験することを避けることにつながると期待される。

〔参考文献〕

- ・ Gheaus, A.(2022).The Role of Solitude in the Politics of Sociability. In K. Brownlee, D. Jenkins, & A. Neal (Eds.), Being Social: The Philosophy of Social Human Rights (pp. 234-251). Oxford University Press.
- ・ Rodriguez, M., Schertz, K.E. & Kross, E. (2025) . How people think about being alone shapes their experience of loneliness. Nature Communications 16,1-15.

**N.フレイザーの「普遍的ケア提供者モデル」に対する批判的検討：
「ケアの倫理」理論を手掛かりに**

坂本哲大（上智大学）

本研究の要旨は、フェミニズム政治哲学者であるナンシー・フレイザーがケア責任を社会全体に再分配するための理想的モデルとして提示した「普遍的ケア提供者モデル（Universal Caregiver Model）」に対し、その問題点を「ケアの倫理（ethics of care）」の観点から明らかにすることを目的とする。「普遍的ケア提供者モデル」はフレイザーにおける正義の三次元論、すなわち経済的資源や労働の分配に関する「再分配（redistribution）」、文化的価値や社会的尊厳に関する「承認（recognition）」、意志決定の場における参加・排除を問う「代表/参加（representation）」の三次元を社会モデルとして具現化したものとしても位置づけられるが、同時にフレイザーがケア労働の不公正をマクロ的に、社会制度の変革というアプローチによる是正を試みたことで、ケア労働は抽象化され、本来備わっていた幾つかの重要な視点が見落とされてしまっているという問いを、ケアを関係的实践として捉え、人間存在を依存と脆弱性の観点から理解しようとする「ケアの倫理」の観点から問うてみたいと思う。考察に際して「ケアの倫理」からは、ケア負担の公正な分配を論じようとするエヴァ・フェダー・キティと、ケアを主軸とした民主主義的社会構想を目指すジョアン・トロントの議論を参照する。ケア（依存）の非対称性から社会構想の再編を迫る両者の思想を用いてフレイザーのモデルを批判的に検討することで、「普遍的ケア提供者モデル」をより現実のケア実践に即した形で再構成することを試みたいと思う。

アートとデザインの線引き問題に答える

清水あおぐ（桑沢デザイン研究所）

アートとデザインの違いは何かという線引き問題は、しばしばアートやデザインに携わる実践家において問題となる。明確な定義として主張されているわけではないが、その違いは個に向かっていくか、社会に向かっていくものかの違いとして捉えられている(原, 2003, 白尾 & 三浦, 2020)。

対して、哲学においては、アートとは何かという議論は長らく行われてきており、単純な機能に訴える立場は現代アートを説明しきれないため有力ではなく、制度や歴史に訴える立場が有力視されている(Stecker, 2010)。デザインの哲学的定義においては、議論の蓄積は少ないが、機能に訴える説明が提案されている(Parsons, 2015)

この問題に答える上で、私は Shiner のアートは 18 世紀に誕生したという主張を参照したい。Shiner によれば、美的概念の誕生、制作環境の変化、美術館の誕生によって 18 世紀以降にアート(fine art)は成立したのであり、それ以前はアートとクラフトが未分化のものであったという(Shiner, 2003)。一般的には産業革命によってデザインはクラフトと分離したと理解されているが、近代以前の美術作品、絵画や彫刻も、デザインの定義である機能によって説明することができる。例えば、宗教画は聖書の物語を文字が読めない人に伝達する機能を持ち、彫刻は政治的な権威の維持のための機能を持つ。それゆえ、近代以前のアートとして考えられているものはデザインとして捉え、アートをその対位物として捉えることで線引き問題に答えたい。

白尾隆太郎, 三浦明範. (2020)『造形の基礎 アートに生きる、デザインを生きる。』武蔵野美術大学出版局

原研哉. (2003)『デザインのデザイン』岩波書店.

ロバート・ステッカー(2013)『分析美学入門』森功次訳, 勁草書房.

Shiner, Larry. (2003) The Invention of Art: A Cultural History. University of Chicago Press.

Parsons , Glenn. (2015) The Philosophy of Design. Polity.

ベナセラフのジレンマとは何であったか

清川哲太（専修大学）

数学的对象に関する現代の哲学的問題は、どのような関心から生じているのだろうか。このことに関して様々な論点を挙げることができるだろうが、主要なものの中の一つは、自然主義的世界観のもとでいかにして数学的对象を捉えるのかという問題意識である。というのも、数学および数学的对象がもつある種の普遍性は、生成変化する自然という描像と不調和をきたすように思われるからだ。

この疑念を最も明示的な形で示したのが、ポール・ベナセラフによる 1973 年の論文「数学的真理」であり、そこで提起された問題はベナセラフのジレンマとも呼ばれている。そして、これ以降の数学的对象の解釈についての議論は多かれ少なかれ、ベナセラフが提示した問題をどのようにして解決するかという動機によって駆動していると捉えることができよう。しかし他方で、このジレンマは、それが本当は何に由来するのかという考察が試みられることなく、哲学者の解くべきパズルのようなものになってしまったとも言える。

そこで本発表では、ベナセラフのジレンマが何であったのかということに一定の見通しを与えることを目的とする。実際のところ、ベナセラフ本人の議論は、謎めいているところがあり、彼自身の議論だけから隠れた前提を取り出すことには限界がある。しかし、彼の論文の註にも書かれているように、その背景にはハートリー・フィールドによるタルスキ型意味論の解釈と密接な関係がある。したがって発表では、ジレンマを直接的に分析するというよりはむしろフィールドの議論とベナセラフの議論が共通してもっている前提を浮き彫りにすることで、問題の核心にアプローチすることを試みる。

参考文献

Benacerraf, P. (1973). "Mathematical Truth," *Journal of Philosophy*, vol.70, pp.661-679.

（飯田隆訳. (1995). 「数学的真理」, 『リーディングス 数学の哲学 ゲーデル以後』, 勁草書房, pp.245-272）

Field, H. (1972). "Tarski's Theory of Truth," *Journal of Philosophy*, vol.69, pp.347-375.

橋本康二. (1992). 「物理主義的真理論とは何か——フィールドのタルスキ批判をめぐって——」, 『哲学論叢』 第 19 号, pp.84-95.

道徳的理解とはいかなる心的状態なのか

高橋 伸太郎（北海道大学）

道徳的理解（moral understanding）は、近年の認識論・倫理学において注目を集めている概念の一つである（Hills 2009）。とくに、道徳的理解は認知的な要素のみを含む心的状態なのか、非認知的な要素のみを含む心的状態なのか、それとも両方の要素を含む心的状態なのかをめぐっては現在も論争がある（Sliwa 2017; Howard 2018; Belkoniene 2025）。これについて、本発表は二つの主張を擁護する。第一に、道徳的理解は認知的な要素と非認知的な要素の両方を含む心的状態である。第二に、道徳的理解に含まれる認知的な要素と非認知的な要素は常に共変関係にあるのではなく、乖離しうる。

本発表は次のように進む。まず、道徳的理解は認知的な要素のみを含むとする見解、および道徳的理解は非認知的な要素のみを含むとする見解を検討し、それぞれが問題を抱えることを論じる。そのうえで、近年のメタ倫理学・行為の哲学を参考にしつつ、道徳的理解は認知的な要素と非認知的な要素の両方を含む心的状態であると主張する。加えて、近年の道徳心理学を参考にしつつ、道徳的理解に含まれる認知的な要素と非認知的な要素は常に共変関係にあるのではなく、乖離しうると主張する。

以上の議論を通じて、本発表は、道徳的理解の本性をめぐる諸問題を再検討するための、新たな議論の視座を開く。また、この視座は、道徳的理解との関連で論じられてきた道徳的行為の価値や道徳的証言をめぐる諸問題に対しても、新たな示唆を与えうる。

主要参考文献

- Belkoniene, M. (2025). Moral understanding: From virtue to knowledge. *Noûs*, 59(1), 219–233.
- Hills, A. (2009). Moral testimony and moral epistemology. *Ethics*, 120(1), 94–127.
- Howard, N. R. (2018). Sentimentalism about moral understanding. *Ethical Theory and Moral Practice*, 21(5), 1065–1078.
- Sliwa, P. (2017). Moral understanding as knowing right from wrong. *Ethics*, 127(3), 521–552

(ウェブサイト公開版では題目非掲載)

立入創 (京都大学)

本発表の題目および要旨につきましては、発表者のご意向により、本ウェブサイト公開版では非掲載としております。

論理的規約主義と論理的観念論：Richardson の含意論証は Warren に及ぶか 谷島 要（法政大学）

本発表は、Richardson（2026）が提示した論理的推論主義が論理的観念論を含意するという論証を、Warren の論理的規約主義の側から検討する。Richardson によれば、論理的推論の規範が社会的実践によって成立し、論理的真理と帰結がその規範によって構成的に説明されるなら、論理的事実は心依存的である。彼は Warren をこの論証の対象となる標準的推論主義の一例に位置づける。

これに対し本発表は、この論証の成否が、推論規範・規則遵守・論理的真理のあいだの説明関係に依存すると論じる。Warren は、論理語の意味が推論規則によって決定され、その規則が当該言語における妥当性や真理を説明すると考える点で推論主義者であると同時に、論理的規約主義者でもある。しかし、Brandom 型の社会規範主義的推論主義と Warren 型の傾向性・機能主義的な規則遵守論を採る推論主義とでは規範性の位置づけと説明方向が異なる。したがって、論理的真理の言語的・実践的依存性から論理的事実一般の心依存性は直ちに導かれない。

以上を通じて、Richardson の論証が Warren にどこまで及ぶかを明らかにし、そこから導かれる「論理的観念論」が強い形而上学的主張なのか、論理的真理の言語的・実践的依存性の再記述なのかを検討する。これにより、推論主義と観念論の関係をそのメタ意味論の基礎の相違に即して再評価する。

参考文献

- Richardson, K. (2026). Logical inferentialism implies logical idealism. *Topoi*.
- Warren, J. (2020). *Shadows of syntax: Revitalizing logical and mathematical conventionalism*. Oxford University Press.

人生の意味と存在意義：期待される回答の条件からのアプローチ

徳永秀人（千葉大学院）

本発表では、「私たちが人生の意味の問いに対してあらかじめ期待している回答の条件はどのようなものか」、また、「どのような回答がそうした期待に答えられるものか」を検討する。

本発表では、人生の意味の問いを〈意義に関する懐疑〉として理解する。私たちは基本的には自分たちの存在や活動に意義があると想定しているはずだが、ときにそうした意義を自ら疑うことになる。意義は、常に何らかの基準や文脈と相対的にのみ意味を成すような概念だと考えられるため、基準や文脈をずらせば、いつでも自分の存在や自分が取り組む活動の意義に対する懐疑が生じうる。

人生の意味に関する従来の議論であまり問われてこなかった次の二つの区別を導入する。すなわち、「人生の意味はすでにあるものか、これから実現していくものか」という区別である。人生の意味の問いは次の二つの形式で区別できる。

①「どんな人の人生にもすでに意味があるはずだが、それはどのようにすれば発見できるか」

②「どんな人の人生もこれから有意味なものとなりうるはずだが、それはどのようにすれば実現できるか」。

私たちが人生の意味の哲学に対してあらかじめ期待する最終的な回答は、おそらく次の条件を満たすものではないだろうか。

（１）原理的にはどんな人であっても人生の意味をもちうるという可能性を擁護すること。

（２）人生の意味とはすでにあるはずだという想定と、これから実現していくものだという想定を両方をうまく含みこむこと。

（３）自分の存在意義や活動の意義を懐疑せずに済むようにする、または、懐疑が生じたとしてもすぐにその懐疑を無害化することを可能にすること。

そして、これらの期待に答えるような回答がどのようなものとなりうるかを検討する。

本発表は、哲学的問いにおいて、私たちがあらかじめ期待している回答の条件を明確化するというアプローチがどれほど有益なものでありうるかを示すことになるだろう。

【参考文献】

高田敦史. (2017). 重要さと人生の意味. 『哲学の探求』, 第 44 号, 57-76.

デイヴィッド・ウィギンズ. (2014). 『ニーズ・価値・真理 ウィギンズ倫理学論文集』. 大庭健・奥田太郎 編 監訳. 勁草書房.

トマス・ネーゲル. (1989). 『コウモリであるとはどのようなことか』. 永井均 訳. 勁草書房.

トマス・ネーゲル. (2009). 『どこでもないところからの眺め』. 中村昇・山田雅大・岡山敬二・齋藤宜之・新海太郎・鈴木保早 訳. 春秋社.

長門裕介. (2026). イェッギ『疎外』におけるネーゲル批判と獲得概念. 日本哲学会大会ワークショップ.

Bradford, G. (2024). Irreplaceable Value. In Russ Shafer-Landau, *Oxford Studies of Metaethics* 19. Oxford University Press USA.

Kahane, G. (2013). Our Cosmic Insignificance. *Noûs*, 47(2), 745–772.

Waldron, J. (2012). Dignity, Rank, and Rights, Meir Dan-Cohen (ed.), (*Berkeley Tanner Lectures*), New York: Oxford University Press.

**＜生活世界＞概念に基づく＜自然な自明性＞の理解：
フッサール、ブランケンブルクの論から**

星野将来（放送大学）

ブランケンブルクは自然な自明性(natürlichen Selbstverständlichkeit)の喪失を統合失調症の中核現象として論じた。しかし、その現象学的基盤、特に生活世界(Lebenswelt)との関係は必ずしも十分に整理されていない。

本研究は、フッサールの生活世界概念を手がかりに、自然な自明性の理論的位置づけを明らかにすることを目的とする。

第一に、『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』等における生活世界概念を整理する。第二に、『自明性の喪失』等を分析し、両概念を比較検討する。

自然な自明性を単なる心理学的能力ではなく、生活世界への前反省的な参与として示すことを試みる。これにより、生活世界が自然な自明性の成立条件としてどのような役割を果たすかを理論的に明らかにすることを目指す。

フッサール, E. (著), 細田恒夫・木田元 (訳). (1995). 『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』. 中公文庫.

ブランケンブルク, W. (著), 木村敏・岡本進・島弘嗣 (訳). (1978). 『自明性の喪失—分裂病の現象学』. みすず書房.

新田義弘・丸山圭三郎・子安宣邦・三島憲一・丸山高司・佐々木力・村田純一・野家啓一. (1993). 『現象学運動』. 岩波書店.

木田元・野家啓一・村田純一・鷺田清一. (2014). 『縮刷版 現象学辞典』. 弘文堂.

告白の言語行為論

堀合愛梨沙（大阪大学）

坂尾蒔日花（東京大学）

告白は一方で「好きです」という好意を表明する発話によって、「付き合ってほしい」という交際を申し込む意図を間接的に伝達することのできる行為である。他方で、既婚者への好意の表明のように、必ずしも交際を申し込む意図を伴わない発話も想定しうる。

本発表の目的は、このような好意の表明や関係性の変更をめぐる行為としての「告白」を語用論の観点から分析することである。言語行為の中でもとりわけ告白に着目するのは、それが発語内行為のうち複数のクラスにまたがるような複雑な事例だからである。また、告白はしばしば、グライスの様態の格率に違反する仕方で行われる。いかにして直接的でない仕方で告白を行うことが可能なのかという問題はそれ自体多くの謎を含むものであり、そのプロセスを理解することは、言葉のやり取りと意味理解のメカニズム全体の解明にも貢献しうるだろう。

本発表では、好意を伝える発話によって、交際を申し込む意図がどのように伝達されるのかという問題に着目したうえで、次の二つの点について検討する。第一に、発語内行為としての告白に着目し、告白がどのような発語内行為のクラスであるのかや告白が複数の発語内行為のクラスにまたがる言語行為であることを論じる。第二に、好意を伝える発話が交際を申し込む発語内行為として機能する仕方を論じる。結論として、字義通りの意味以外の告白が成立する条件を明らかにする。

大学院生のメンタルヘルス問題：解決のための具体的提言に向けて

マーロー 瑳良（慶應義塾大学）

高原 亮（慶應義塾大学）

貴田 航（立教大学）

宮田 真有（社会人）

大学院生のメンタルヘルス状況は、現状、危機に瀕していると言われる(Evans et al. 2018)。例えば、過去に行われたサーヴェイ研究では、大学院生の中で中程度以上の不安や気分の落ち込みを感じている者は、そうでない者の割合と比べて約 6 倍程度多いことが分かっている。

本発表の目的は、当問題の解決に向けた問題周知と具体的提言に関する調査報告である。第一の問題周知に関して、本発表チームのサーヴェイ調査では、大学院生のメンタルヘルス状況を悪化させる要因が少なくとも 7 種類あることが示唆された。それぞれ①ジェンダー、②学問領域、③在学期間の長さ、④指導教官との関係、⑤経済的状況、⑥結婚状況、⑦ワーク・ライフ・バランスである。

研究環境の改善は、個々人が対処すべき課題として片づけられるべきではないだろう。研究環境の劣悪さによって可能性を閉ざされた研究や哲学があったとすれば、そのような環境は改善されなければならない。そこで、本発表の第二の目的は、大学院生のメンタルヘルス問題の改善へと向けた、研究機関等への提言を行うための調査報告である。諸外国で実際に行われている具体的な施策や提言、さらには関連する問題について論じた日本人研究者の語りを踏まえて、本発表ではいくつかの具体的な実践を提案する。

Evans TM, Bira L, Gastelum JB, Weiss LT & Vanderford NL(2018), Evidence for a mental health crisis in graduate education, *Nature Biotechnology*, 36(3), pp.282–284.

Railton P(2015), Innocent Abroad: Rupture, Liberation, and Solidarity, *Proceedings and Addresses of the American Philosophical Association*, vol. 89, 2015, pp. 168–159.

横路佳幸(2021)、大学院生におけるメンタルヘルス問題について、『人文×社会』, 1, 107-123 頁.

自閉症スペクトラム障害に見られるカモフラージュの特徴について

秋山知久（神戸大学）

草地栄紀（無所属）

本発表では、ASD(Autism Spectrum Disorder、自閉症スペクトラム障害)の者が、ASD 特有の行動を隠し、ASD でない定型発達者に見えるように振る舞う「カモフラージュ(Camouflage)」と呼ばれる行動の特徴を明らかにする。

本発表前半では、既存のカモフラージュ研究の現状をまとめる。その手順は以下である。まずカモフラージュ研究において用いられる用語を説明する。そして Arnold et al. (2026) や Libsak et al. (2021) などを参考に、カモフラージュ研究における問題点を明示する。具体的には「①カモフラージュを示す用語や概念の煩雑さ」と「②カモフラージュの度合いを測定する質問紙の統計的な妥当性の低さ」という問題点である。これらの問題点により、現在のカモフラージュに関する研究において、カモフラージュの特徴が精確に捉えられていない可能性があると考えられる。そこで本発表では、当事者の語りを用いた既存の質的研究に基づいて、カモフラージュの基本的な特徴を改めて整理する必要があると主張する。

本発表後半では、既存の質的研究をもとにカモフラージュの基本的な特徴を明らかにする。その手順は以下である。まず心理学において既存の研究のレビュー論文を書く際に依拠される「PRISMA（システマティックレビューおよびメタアナリシスのための優先的報告項目、Preferred Reporting Items for Systematic Reviews and Meta-Analyses）」と呼ばれるガイドラインについて説明する。そしてこれを参考に、文献検索を行い、あらかじめ定められた基準と選定方法に従って本研究で利用する論文を抽出する。さらに、その抽出された質的研究が言及しているカモフラージュの諸特徴をできるだけ精確にまとめる。最後に、複数の質的研究で言及されている特徴をまとめ、それらをカモフラージュの基本的な特徴として提示する。

参考文献

Arnold, W M., Bitsika, V., Sharpley, C F.(2026). "Camouflaging and autism: Conceptualisation and methodological issues". Autism 30(5), pp.1131-1146.

Libsack, E J., Keenan, E G., Freden, C E., Mirmina, J., Iskhakov, N., Krishnathasan, D., Lerner, M D.(2021). "A Systematic Review of Passing as Non-autistic in Autism Spectrum Disorder". Clinical Child and Family Psychology Review 24, pp.783–812.

**身体性認知における表象概念：エナクティブアプローチと拡張性認知において
小田花茄乃（東洋大学）**

エナクティブアプローチ、また拡張性認知における「表象」について、ショーン・ギャラガー『身体性認知とは何か——4E 認知の地平』を中心的なテキストとして用いて概説する。

まずエナクティブアプローチ、拡張性認知双方の立場の詳細について論じたのちに、両立場の共通点、相違点を確認する。「認知が脳のみに局在することを認めず、身体、環境を重視する、という点は同じだが、機能主義的立場、表象を認めるかという点で相違する」と結論づけた上で、前掲書が述べる双方の「表象」概念の差異について、引用・参照されている文献を確認しつつ概説する。このとき、各立場が「説明的有用性」を重く見るという前提に立つ。

また、心の哲学、認知科学の分野において、どういった論争があり、また、どういった調停の可能性があるのかを、先述した論点から検討する。

書誌情報：

ショーン・ギャラガー. (2025). 『身体性認知とは何か——4E 認知の地平』. 田中彰吾訳. 東京大学出版会

Clark, A., & Grush, R. (1999). Towards a Cognitive Robotics. *Adaptive Behavior*, 7(1), 5–16.

Clark, A., & Toribio, J. (1994). Doing without representing? *Synthese*, 101(3), 401–431.

Constant, A., Clark, A., & Friston, K. J. (2021). Representation Wars: Enacting an Armistice Through Active Inference. *Frontiers in Psychology*, 11, 598733.

Hutto, D. D., & Myin, E. (2020). Deflating Deflationism about Mental Representation. In J. Smortchkova, K. Dołęga, & T. Schlicht (Eds.), *What are Mental Representations?* (pp. 79–100). Oxford University Press.

いかにラカンを読むか。：ジャック・ラカン研究に向けて

花澤創一郎（東京大学）

本発表は、ジャック・ラカンのテキストを対象とした文体およびコーパス分析を通して、ラカン研究の方法論を考察する。

彼の文体はしばしば学術的で気取ったものとして批判されてきたが、他方でその著述技法や効果を肯定的に捉え直す研究も存在する。我々はまず、主著『エクリ』を中心にラカンの文章の特徴を、①断言的・アフォリズム的な定式、②過剰な修辞や異分野の参照によるハイ・コンテキスト性、③語彙・統語・前置詞使用にまで及ぶ多義性、の三点に整理する。

次に、『エクリ』と「セミネール」の関係を、ミルネール（1995）の内教／外教論とシュトラウス（1941）の「著述の技法」論を比較しながら考える。一般的な内教・外教の区分に反し、ラカンにおいては公に出版された『エクリ』がむしろ内教的な価値を持つ。なぜなら理解を拒むこの文体を解釈する困難な作業こそが高い教育的効果を発揮するからである。ここから我々は、ラカンの文体が分析家の教育的訓練と、読者の安易な理解に対する不信を背景として形成された可能性を論じる。

最後に、これらの文体およびコーパス特性に対応する研究方法として、主著『エクリ』の翻訳と逐語的註解を提案する。『エクリ』はラカン自身が公刊したテキスト群であり、様々な異本が存在するセミネールに比べて研究の一次資料としての身分が明確である。そして「逐語的註解」は、上に挙げた文体特徴に対して、語の多義性、典拠、同時代的文脈、異分野概念の転用を一つずつ復元することのできるアプローチである。「翻訳」と「逐語的註解」を合わせることによって、ラカンのテキストを綿密に検討しながらその本来の多義性を保った日本語訳を作成するとともに、その検討過程そのものを開示することが可能となる。この研究方法によって我々は、テキストを単純な要約へ還元する方向にも、またその細部の理解を放棄した教義的理解の方向にも向かわない、ラカン研究の第三の道を提示したい。

哲学対話における安全性と開放性：PhiloLABO for Women の実践から

平石千智（学習院大学）

イソヨン（学習院大学）

小川鼓々（学習院大学）

本発表は、哲学対話の場 PhiloLABO において実施している「女性専用回」の運営実践を報告し、その意義と課題を検討するものである。哲学対話は、しばしば誰にでも開かれた対話の場として理解される。しかし、形式的に開かれた場であっても、発言のしやすさや話題の選びやすさには偏りが生じうる。発言権の偏り、無意識のジェンダーバイアス、議論の場におけるマウンティング、ケア役割の偏在などは、参加者が自らの経験や問いを十分に言語化することを妨げる要因となりうる。そこで PhiloLABO では、通常回とは別に、PhiloLABO for Women として、女性の経験をもつ人を対象とした「女性専用回」を設けてきた。

本発表では、従来の「開かれた哲学対話」に潜む非対称性を整理したうえで、女性専用回の具体的な運営実践を報告する。ただし、この回は参加者に「女性として」発言することを求める場ではない。女性というカテゴリーを固定したり、特定の立場からの発言を期待したりするのではなく、性別に関する緊張や説明責任を一定程度緩和することによって、各参加者が自らの問いを自由に扱えるようにすることを目指している。

テーマ設定や進行方法は通常回と大きく異ならない一方で、参加者の語りには一定の変化が見られる。また、哲学や対話の場に男性中心的なイメージを抱いていた参加者にとって、女性が主催し、哲学を専門とする場であることは、参加への心理的ハードルを下げる要因にもなっている。他方で、年齢、身分、専門性、国際性といった別の差異が前景化する課題もある。以上を通じて、本発表は、女性専用回の実践を、哲学対話における安全性、開放性、発話可能性を考えるための一事例として位置づける。

レヴィナスとイリガライ：その〈フェミニスト的解釈〉について

布施哲朗（大阪大学）

20 世紀フランスの哲学者、エマニュエル・レヴィナス（1906-1995）に対して繰り返されてきた批判が存在する。そのテキストにおける〈女性〉の記述の問題である。曰く、他者、倫理を訴えるレヴィナスは、〈女性〉を〈他者〉に置くことで同時に貶めている。古くはシモーヌ・ド・ボーヴォワールなどの指摘に遡るこの批判の蓄積は、レヴィナスの解釈者ならば誰もが直面する課題だろう。

この〈フェミニスト的解釈〉に対して、レヴィナスの哲学史的系譜とその草稿も含めた仔細な検討から、現代の解釈者はレヴィナスの存在論的展望に関して一致していると思える。レヴィナスの〈女性〉の記述が問題含みであることは同意されるが、同時にそこには確かな理路が存在する。

本発表はこの基本姿勢に同意する。だが、そこで見過ごされているものがあるのではない。レヴィナスと同様に、レヴィナスを批判した哲学者たちも、自らの企図の中でその批判を投げかけている。レヴィナスの批判者の可能性を検討することは、レヴィナスとその批判者の思考が遭遇する地平をわれわれに与えるのではないか。

そのため、本発表はリュス・イリガライ（1930-）のレヴィナス批判に注目する。イリガライは、〈エクリチュール・フェミニン〉なる 20 世紀フランスのフェミニストたちの一人である。ただ、その高名と異なり、集中的な検討がなされてきたわけではない。

そこで本発表は、イリガライの著作、『性的差異のエチカ』（1984）における『全体性と無限』第IV部エロス論の分析を足がかりに、イリガライのレヴィナス解釈の可能性を検討する。この作業に加えて、イリガライのテキストを横断的に検討することで、イリガライの企図を把握することを第一の目的とする。そして、イリガライの批判が抱える前提を復元した上で、イリガライとレヴィナスとの建設的な対話を構築する一助となることが、本発表の展望である。

エッセイを哲学するための試論

松井晴香（無所属）

本発表は、エッセイという文学ジャンルをめぐって論点となりうる諸問題を素描することで、エッセイを哲学するための準備となることをめざす。

少なくとも日本において、エッセイは文学ジャンルとして根づいているように見える。優れたエッセイに贈られる賞や「エッセイスト」という肩書の存在からは、エッセイが制度としてある程度確立していることがうかがえる。また、近年盛り上がりを見せる ZINE 文化の中でもエッセイは一大勢力であるうえ、昨年にはエッセイ専門誌『随風』が創刊されるなど、現在進行形で発達の途上にあるジャンルでもある。

そんなエッセイだが、ひとたび哲学的考察の対象として捉えたとたん、さまざまな問いにつながることをわかる。たとえば、〈エッセイは書き手の実際の経験や考えを述べたものだ〉と素朴には思われるが、エッセイにおける〈私〉はほんとうに現実の書き手と同一視できるのだろうか。あるいは、エッセイが読み手に与えてくれる発見や共感、小説や詩といったほかの文学ジャンルから得られるそれらとは違うのだろうか。

本発表では、これらエッセイをめぐる諸問題に答えることまでは意図しないものの、これらの問題群を整理することでエッセイの哲学のための地ならしをしたい。その際、いわゆる分析哲学の伝統をくむ議論の中から、詩や自伝といったほかの文学ジャンルに取り組んだ先行研究群を、比較対象として参考にするつもりである。

反復される予定調和：ホワイトヘッド『過程と實在』における物的目的の形成 三浦隼暉（東京都立大学）

ホワイトヘッドは、その哲学的名著『過程と實在』（1929）において、現実的存在の生成を説明するために「予定調和（pre-established harmony）」という語を用いる。これはもともとライプニッツが最も美しい仮説として提示したものである。ホワイトヘッドは、ライプニッツの予定調和説が「一貫した合理性にきわめて反する装置」として神を導入するものであると批判する。他方で、「主体的統一性の範疇は、未完相における多くの感得に適用された予定調和説である」と述べ、自らの哲学を記述する積極的な概念としても用いている。では、ホワイトヘッドはいかに予定調和概念を「有機体の哲学」に適合するものへと改訂したのか。

両者の予定調和は、存在連関のうちに主体を位置づける点で共通する。ライプニッツにおいて精神は身体との予定調和を介して存在連関に結びつけられる。またホワイトヘッドにおいて先立つ存在連関に予定される仕方で合生しつつある主体の調和は条件づけられる。とはいえ、ホワイトヘッドの予定調和は、ライプニッツのように世界に対して超越的に働く神に依拠するものではなく、むしろ生成プロセスに基礎づけられている。すなわち、先行する諸存在によって予定されながら、各主体が自律的に合目的性を形成する方式こそ「予定調和」と呼ばれ、この方式に従い「物的目的（physical purpose）」が成立する。さらに先行する存在の物的目的は、後続する存在により対象化される与件の在り方を規定し、後続する調和を予定するものとして働く。このように、予定調和は、合生しつつある主体の物的目的を形成し、後続する諸生起の一連のプロセスのなかで様々な反復されることとなる。以上のような観点から、本発表では、予定調和を、存在連関による予定と、各主体の物的目的として実現される調和とを結びつける反復的構造として明らかにすることを目指す。

有村直輝. (2022). 『生成の美と論理——ホワイトヘッドの形而上学』. 晃洋書房.

Basile, P. (2009). Leibniz, Whitehead and the Metaphysics of Causation. Palgrave Macmillan.

Basile, P. (2015). Learning from Leibniz: Whitehead (and Russell) on mind, matter and monads. British Journal for the History of Philosophy, 23(6), 1128–1149.

Ford, L. S. (2004). Physical purpose and the origination of the subjective aim. Process Studies, 33(1), 71–79.

Lango, J. W. (2010). Basic societies and physical purposes: A study of Whitehead's notion of societies. Chromatikon, 6, 161–179.

Nobo, J. L. (1986). Whitehead's Metaphysics of Extension and Solidarity. State University of New York Press.

Vanzago, L. (2023). L'articulation entre concrescence et transition et sa portée ontologique chez Whitehead. Archives de Philosophie, 86(4), I–XVI.

Vetö, M. (2002). Satisfaction et décision: Approches de la notion whiteheadienne de l'individu. Archives de Philosophie, 65(3), 479–502.

理由と責任：「知識は心的状態である」を導く新たな論証

村田龍翼（名古屋大学）

本発表は「知識は心的状態である」というテーゼ（以下、このテーゼを KMS と呼ぶ）を支持する新たな論証を検討する。具体的には、(1)主体の合理性を部分的に決定するのはその主体の心的状態であるという前提と、(2)主体の知識はその主体の合理性を部分的に決定するという前提から、KMS を導く論証を検討する。本発表はこの論証を妥当な論証として提示するが、この論証の帰結である KMS はそれ自体もっともらしくないと考える人もいる。彼女らを説得するには、この論証の前提のもっともらしさを十分に示す必要がある。本発表はこの課題に取り組むものである。

まず、前提(2)を支持する論拠として Benjamin Kiesewetter や Errol Lord の理由応答性としての合理性というアイデアを検討する。このアイデアによれば、主体の合理性は主体に利用可能な理由への主体の応答によって説明される。すなわち、主体の合理性は主体に利用可能な理由に依存する。本発表では、主体に利用可能な理由は主体の知識であるという見解を採る。この見解から、合理的であることに対する主体の責任はその主体の知識に依存することが帰結する。この依存関係は部分的な決定関係と解釈しうるため、(2)主体の知識がその主体の責任を少なくとも部分的に決定することが導かれる。

次に、前提(1)を支持するため、Ernest Sosa の責任を決定する基礎としての心的なものというアイデアを検討する。このとき、殺人未遂の例などを確認し、主体の心的状態が主体の責任を部分的に決定することに帰納的な支持を与える。本発表は、道徳的責任や認識的責任は合理性の一種だと考える。すなわち、それらは道徳的理由や認識的理由への主体の応答によるものであり、それらが主体の心的状態から決定されるのは、それらが合理性の一種だからである。本発表は、この見解の統一性と説明力から、この見解が前提する(1)にさらなる支持を与える。

参考文献

- Kiesewetter, B. (2017). *The normativity of rationality*. Oxford University Press.
Lord, E. (2018). *The importance of being rational*. Oxford University Press.
Sosa, E. (2009). Timothy Williamson's knowledge and its limits. In P. Greenough & D. Pritchard (Eds.), *Williamson on knowledge* (pp. 211–226). Oxford University Press.
Williamson, T. (2000). *Knowledge and its limits*. Oxford University Press.

デリダと推論主義：
『声と現象』におけるフッサール批判からブランダムとの比較へ
渡邊駿太（早稲田大学）

本発表では、ジャック・デリダ『声と現象』におけるフッサール批判の検討を通じて、デリダの意味の理論を推論主義と軌を一にするものとして解釈する。

ノエマ論争やダメットによるフレーゲとフッサールの比較といった先行研究とは異なり、志向性の本性を指示対象よりも推論体系に基づくものとして理解することを試み、ハイデガーやデリダの議論を整理する。

また、デリダによるヘーゲル的目的論への批判とブランダムのヘーゲル論を比較検討する。デリダはブランダムと異なり「想起」（recollection）ないし「赦し」に訴えて「世界応答性」を確保するという議論は採用しないことを確認し、上記の検討を通じて、「送り返し」（renvoi）や「～へ向かっての緊張」（in/tension）としての志向性、「差延」といったデリダの概念の内実を明らかにする。

【参考文献】

Barber, M. D. (2011). The intentional spectrum and intersubjectivity : phenomenology and the Pittsburgh Neo-Hegelians (1st ed.). Ohio University Press.

Brandom, R. (2019). A spirit of trust : a reading of Hegel's Phenomenology. The Belknap Press of Harvard University Press.

Dummett, M. (2014). Origins of analytical philosophy. Bloomsbury.

門脇俊介. (2002). 理由の空間の現象学：表象的志向性批判. 創文社.

葛谷潤. (2025). 志向性の基礎：『論理学研究』におけるフッサールのメタ意味論. 晃洋書房.

白川晋太郎. (2021). ブランドム推論主義の哲学：プラグマティズムの新展開. 青土社.

富山豊. (2023). フッサール志向性の哲学. 青土社.

戦争において民間人の権利はいかにして乗り越えられるのか：

「二重結果の原則」の批判的検討

安藤さくら（大阪公立大学）

正戦論において、戦闘員と非戦闘員（民間人）の区別は重要な原則のひとつであり、国際法にも適用されている。この原則によれば、戦争において、戦闘員は正当な攻撃対象であり、非戦闘員は攻撃対象から免除されなければならない。しかしながら、正戦論において同時に主張される「二重結果の原則」によれば、特定の条件を満たせば、付随的な効果として非戦闘員の殺害が予見されるような攻撃を実行することが許容される。マイケル・ウォルツァーは『正しい戦争と不正な戦争』（1977）において、さらに条件を追加し、攻撃を行う行為者が、予見される害悪（非戦闘員の殺害等）を可能な限り縮減することを意図することを要求する。

本発表では、攻撃対象から免除されるべき非戦闘員の権利が、この「二重結果の原則」において乗り越えられ、侵害されることの正当性について批判的に検討する。発表の流れとして、まず、ウォルツァーの議論における戦闘員と非戦闘員の区別の根拠と、修正版の「二重結果の原則」が非戦闘員の付随的な殺害を伴う攻撃を正当化する根拠がどのようなものであるかを示す。次に、戦闘員と非戦闘員の区別の原則と「二重結果の原則」の両立が、正当であるといえるかどうかを検討する。特に、ウォルツァーの正戦論において、国家や個人の「権利」を守ることが主要な道徳的判断の根拠となっていることに注目し、「二重結果の原則」の問題点がどこにあるといえるのかを示す。

**存在論は失敗したプロジェクトなのか？：
ハーシュの存在論的デフレ主義とその存在論的含意**

大須賀良亮（千葉大学）

存在論では一般に時間・因果・性質などについて、その存在性や存在性格をめぐって多くの議論が行われている。それら議論のなかで存在論者たちは実に多様な見解を提出しており、総じて、彼らのあいだに完全な意見の一致を見ることは極めて稀だ。しかしながら、そんななかでも多くの論者のあいだで広く共有されている信念が、ひとつある——それは、〈存在論の探究は世界の在りかたに関する実質的な探究である〉という信念だ。

本発表で焦点を当てる存在論的デフレ主義という立場は、まさにこの考えに異議を唱える。存在論的デフレ主義によれば、存在論の論争は科学のそれとは異なり、本当は世界の在りかたについてのものではないのだ——典型的には、デフレ主義者は存在論の論争を〈単に言葉に関する（merely verbal）もの〉と見なす。

そして、そのようなデフレ主義者のなかで、現在その代表と目されているのがイーライ・ハーシュである。実際、彼は〈存在概念はひとつではなく複数個ある〉というアイディア——量子子変動（quantifier variance）——にもとづいて、存在論的探究への批判を展開している。しかしながら、そうしたデフレ主義的主張や〈デフレ主義者の代表〉としての位置づけとは裏腹に、実は彼の立場は必ずしもデフレ主義一辺倒というわけではない。たとえば、彼は自身のデフレ主義的議論を存在論のすべての問いではなく、一部の問いだけに限定しているし、またその一部の問いに関しても、〈正しい答えが無い〉とまでは言わない——むしろ彼は積極的に特定の答えを擁護している。

こうした事情を踏まえ、本発表は「デフレ主義＝存在論を完全に棄却する立場」という単純な図式に陥ることなく、ハーシュの実像を提示することを目指す。また同時に、それをつうじて、〈彼の立場は決して存在論を破綻させるものではない〉という点についても議論したい。

【分野】

メタ存在論・言語哲学

【キーワード】

存在論的デフレ主義・量子子変動・verbal dispute・寛容の原則

【参考文献】

Hirsch, E. (2008). Ontological Arguments: Interpretive Charity and Quantifier Variance. In T. Sider, J. Hawthorne, and D. W. Zimmerman (Eds.), *Contemporary Debates in Metaphysics* (pp.367-81). Oxford University Press.
Hirsch, E. (2011). *Quantifier Variance and Realism*. Oxford University Press.

ザラザラな倫理：道徳上の運における懷疑論に対して

小川知哉（大阪大学）

本発表は、道徳的運が道徳的責任に対する懷疑をどこまで導くのかを、ネーゲルとウィリアムズの議論、ならびにその後の論争を通じて検討する。道徳的運とは、行為者の制御を超えた要因が道徳的評価に影響する事態である。ネーゲルは、結果・状況・人格・因果的形成に及ぶ運を排除しようとする、責任を負う主体そのものが見えなくなる逆説を示した。他方、ウィリアムズは、運が行為の意味、後悔、自己理解、人生計画を形成しており、運を除いた倫理学は現実の生を捉え損なうと論じる。本発表は、後続研究を踏まえて責任を、①非難・賞罰の責任、②説明・謝罪・補償・修復を含む応答責任、③人格と意志の究極的起源に基づく応報的責任、の三層に区分する。そのうえで、同じ意図・過失・応答機会をもつ行為者間では、制御外の結果だけを理由に非難可能性を変えるべきではないが、現実には害を生じさせた行為者には、被害者との関係を通じて固有の応答・修復責任が生じると主張する。また、構成的・因果的運は、究極的起源性を責任の必要条件とする限り、強い応報的責任を脅かす。したがって道徳的運は責任一般を消滅させないが、究極的・応報的責任には限定的な懷疑を残す。最後に古田徹也の「摩擦」の比喻を手がかりに、倫理学は運を排除した滑らかな原理体系に閉じるのではなく、運を含む現実のなかで責任概念を分節し直すべきだと論じる。これが「ザラザラな倫理学」の方法論的構想である。

Andre, J. (1983). Nagel, Williams, and moral luck. *Analysis*, 43(4), 202–207.

Enoch, D., & Marmor, A. (2007). The case against moral luck. *Law and Philosophy*, 26(4), 405–436.

古田徹也. (2010). バーナード・ウィリアムズ「道徳的運」一要約と読解. *行為論研究*, 1, 109–127.

古田徹也. (2017). 現代の英米圏の倫理学における運の問題. *社会と倫理*, 32, 3–14.

古田徹也. (2020). 倫理学は「運」をどう扱うべきか. *文化交流研究：東京大学文学部次世代人文学開発センター研究紀要*, 33, 21–29.

Hanna, N. (2014). Moral luck defended. *Noûs*, 48(4), 683–698.

近藤智彦. (2017). 運と幸福—古代と現代の交錯. *社会と倫理*, 32, 15–29.

眞嶋俊造. (2017). 戦争と道徳的運—「より少ない悪」への指針としての軍事専門職倫理教育を考える. *社会と倫理*, 32, 45–56.

Nagel, T. (2023). 道徳における運の問題. In *コウモリであるとはどのようなことか* (永井均, 訳, pp. 40–63). 勁草書房. (Original work published 1979)

Nelkin, D. K. (2019). Thinking outside the (traditional) boxes of moral luck. *Midwest Studies in Philosophy*, 43(1), 7–23.

Nyman, A. (2022). The parallelism argument and the problem of moral luck. *Philosophical Studies*, 179, 955–971.

Rosebury, B. (1995). Moral responsibility and “moral luck.” *The Philosophical Review*, 104(4), 499–524.

澤田和範. (2023). バーナード・ウィリアムズの「道徳的運」を取り戻す. 関西学院哲学研究年報, 56, 67–101.

Talbert, M. (2025). Blameworthiness and causal outcomes. Erkenntnis, 90, 2481–2501.

Williams, B. (2009). 道徳的な運：哲学論集一九七三～一九八〇（伊勢田哲治, 訳）. 勁草書房.
(Original work published 1981)

Zimmerman, M. J. (1987). Luck and moral responsibility. Ethics, 97(2), 374–386.

選択枝の多様性とはなにか：価値中立性と卓越主義に注目して

塩谷遼真（東京大学）

自由について考える際、選択枝の多様性について考えることは重要である。しかし、選択枝をどのようにして分類して、その選択枝の種類を確保するかという議論にはどうしても価値判断が付きまとう可能性がある。例えば、ボードゲーム愛好家にとっては囲碁と将棋は全く別々のゲームだが、そうではない人にとってはお互いに代替可能な多様なボードゲームとしか思わないかもしれない。価値中立性の道徳的な重要性にコミットする人にとっては、選択枝を価値中立的に整えることができるかは重要な議論である。本発表では、価値中立的に選択枝の多様性を確保するための理論を検討する。

Côté, N. (2025). A Value-Free, Diversity-Sensitive Measure of Freedom. *Ethical Theory and Moral Practice*, 28, 569–583.

Garnett, M. (2016). Value Neutrality and the Ranking of Opportunity Sets. *Economics and Philosophy*, 32, 99–119.

Raz, J. (1986). *The Morality of Freedom*. Clarendon Press; Oxford University Press.

カッシーラーの実体概念と関数概念を再構成する ーエネルギー論と原子論の展開からー

高橋菜穂（大阪大学）

本発表の目的は、カッシーラーの『実体概念と関数概念』における実体概念と関数概念の関係を、科学史を手がかりとして再構成することである。そのために、次の二点を論じる。

第一に、カッシーラーが科学の発展を「実体概念から関数概念への移行」として捉えたことの意味を、同時代の科学史に即して整理する。先行研究として Mahootian (2020) は、カッシーラーにおける原子を、諸性質を関係づける統制的理念として解釈し、同位体の発見、および周期表の基準が原子量から原子番号へ移行したことが、この開かれた原子概念に整合すると論じている。本発表ではこの解釈を踏まえ、カッシーラーの議論の背景にあるエネルギー論争と原子論の関係を検討する。具体的には、エネルギー一元論がいかなる立場であり、カッシーラーの科学観においてどのように扱われたのかを確認した上で、エネルギー一元論との関係のなかで展開された原子論が、いかなる意味で「実体概念から関数概念への移行」という図式に対応するのかを明らかにする。

第二に、この図式が『実体概念と関数概念』以後の原子論の発展にも適用可能であるかを検討する。同書は 1910 年に刊行されたが、翌 1911 年にはラザフォードが原子核を提示し、1913 年にはボーアが原子模型を提示した。本発表では、原子内部構造をめぐるその後の理論的展開も射程に入れ、カッシーラーの科学観が、同時代の科学を説明するだけでなく、後続する科学の発展を捉える上でも有効であることを論じる。

以上の二点から、カッシーラーの実体概念と関数概念の関係を再構成する。さらに、この考察から得られる副次的な含意として、カッシーラーの科学観が現代の科学的進歩論を発展させる可能性をもつことを指摘する。

（参考文献）

- カッシーラー E. (1979). 『実体概念と関数概念 認識批判の基本的諸問題の研究』山本義隆訳. みすず書房.
- カッシーラー E. (1996). 『認識問題 4 近代の哲学と科学におけるヘーゲルの死から現代まで』山本義隆・村岡晋一訳. みすず書房.
- Mahootian, F. (2020) . Kant, Cassirer, and the Idea of Chemical Element. What Is a Chemical Element? . Oxford University Press. 143–166.

バーナード・ウィリアムズのオペラ論と系譜学

高原亮（慶應義塾大学）

20 世紀にイギリスで活躍したバーナード・ウィリアムズ(1929-2003)は、道徳哲学上の業績でよく知られる哲学者であるが、同時に熱心なオペラ愛好家でもあった。彼はオペラをテーマとしたエッセイや、ロイヤル・オペラ・ハウスの上演のためのプログラム・ノートなどを執筆しており、その一部は *On Opera* (Williams 2006) に収められている。

本発表の目的は、ウィリアムズの晩年の著作における「系譜学(genealogy)」の内実について、オペラあるいはクラシック音楽に関する「真正性(authenticity)」についての彼の分析をもとに、より豊かな説明を提供することにある。しばしば系譜学については、歴史的事実と現代の道徳実践の距離が問題とされてきた。本発表では、ウィリアムズのオペラ論“Authenticity and Re-creation”を、まさしくこの問題に対する彼自身の回答として読解することを提案する。

ウィリアムズによれば、私たちは過去の音楽の演奏において、*veracity* と *re-creation* の 2 種類の真正性を持ちうる。*veracity* に基づく真正性とは、音楽史研究を通じて、過去の作曲家が用いた表現手段に可能な限り近付くことによって現れるものである。これに対して、*re-creation* に基づく真正性とは、作品を「今の私たちに意味をなす」形へと創造的に再構成するものである。そのうえで、ウィリアムズは *veracity* という理想に特別な仕方でも導かれた、ある種の *re-creation* が存在すると主張する。本発表はこれらの主張を彼の道徳哲学と結びつけながら再構成し、*veracity* という理想が過去の忠実な復元に尽きないものとしていかに成立しうるかという観点から、系譜学と歴史との関わりについて一定の回答を与えることを目指す。

Williams, B. (2002) *Truth and Truthfulness: An Essay in Genealogy*, Princeton University Press.

Williams, B. (2006) *On Opera*, Yale University Press.

歴史的動態としての知識：実在と探求をめぐるマクダウェル、カント、パース 中村陽太（東京大学）

マクダウェルは『心と世界』で「心が自分以外の実在に触れられないこと」に関する不安を近代哲学における知識をめぐる問題の根源に位置づけている (McDowell, 1996, p. xiii)。彼によれば、この問題はセラーズが批判した「所与の神話」及びデイヴィッドソンの立場とされる「斉合主義」との間で揺れ動くシーソーとして捉えられる。所与の神話は非推論的に知られ得る感覚的所与がそれ自体我々の知識を正当化し得ないにもかかわらず、これを知識の基礎だと解する立場であり、斉合主義は我々の知識が理由を通じて正当化される概念の全体論的連関であるとし、前概念的な実在は因果的な影響しか及ぼし得ないとする立場である。

この問題を受けてマクダウェルはストローソン及びセラーズの影響の下でカントを読解した。彼は感覚の受容性のうちに概念能力の自発性が働いており、我々は既に概念化された形で実在を知覚するという描像を採用した。しかし彼のこの「概念的なものの外部には何もない」との立場は、前概念的なものを捨象しており、概念の全体論的連関の外部からこれを批判的に更新する契機を欠いている。

本稿は、マクダウェルの描像を『判断力批判』及びパースの論考によって補完する。カントの反省的判断力は自然の多様な形式との前概念的な関与でありながら、合目的性の原理のもと自然を概念的な法則の内へと統合的に把握するべく探求を駆動するものである。さらに、パースの真理、探求、実在に関する議論を「賞賛に値するもの」や「統制的原理」から解釈することで、合目的性を原理とする探求と実在との関係を論じる。こうした読解を通じて本稿は、概念の全体論的連関は、前概念的な実在との接触を契機とした探求によって絶えず更新され続ける歴史的動態であるという描像を提示する。またこれにより、所与の神話に陥ることなく概念の全体論的連関をその外部から批判する可能性を残すことを試みる。

McDowell, J. (1996). *Mind and World*, Harvard University Press.

カントの定言命法は肯定的に理解可能か—応用的問題にも照らしつつ—

藤野竜多（東京大学）

イマヌエル・カント(1724-1804)は理論哲学のみでなく、実践哲学においても影響を及ぼした。その影響は哲学の内部のみならず外部においても確認できるだろう。じっさい、彼の著作を受けて「人権」の概念は洗練され、また『永遠平和のために』は第 28 代アメリカ合衆国大統領のウッドロウ・ウィルソンに影響を与えたとされ、彼の提案のもと国際連盟の理念が形作られた。

一方で、ほんらい中心的命題である「定言命法の定式」についてはどうだろうか。確かにジョン・ロールズなど、定言命法のヴァリエーションを自身の理論に取り入れた哲学者は存在する。しかし大半の人はこの晦渋で、あまりに抽象的な定式に難色を示しているのではないだろうか。

少なくともカント倫理学を肯定的に受け止めるには、①形而上学的説明(すなわち、叡智界、自由、自律)と、②定言命法への理解が必須であると思われる。本来両者が共に論じられるべきではあるが、時間の都合上この発表では後者に焦点を当てる。

具体的には、まず現代までのカント研究を基に、定言命法を理解可能な形で手短にパラフレーズする。その次に「形式主義」と「厳格主義」批判に対してそれぞれ答える。最後に、定言命法を実際に応用し、幾つかの倫理学的問題に対してどのような解答を出すのか(あるいは、あえて出さないのか)について述べる。かの悪名高い「嘘論文」も扱う。

カント倫理学は事実問題ではなく権利問題の哲学であるから、本来具体的な応用事例をもってその正当性を主張することはカントの意向に背くだろう。しかし彼の理論に理解のリソースを割くことは少なくない時間を必要とし、わかりやすい応用事例への印象を基に簡単な判断を行うことも仕方がないことと思われる。本発表を通じて、カント倫理学に対する理解を少しでも改善できれば幸いである。

「純粋な喪失」はいかにして可能か：
バタイユにおける「蕩尽」と「共同体」のアポリア
宮崎あまき（ドルトン東京学園）

ジョルジュ・バタイユの思想の核には、有用性や目的、とりわけ限定経済を超え、見返りなく浪費する「蕩尽 (Dépense)」の概念がある。しかし、浪費を行う〈個人〉という枠組み、すなわち自他を区別する境界そのものが、自己保存を前提とした限定経済の産物にほかならない。ゆえに、「蕩尽」は自他の境界を保持したまま個体内で完結することはできず、その境界が溶解する共同体的体験（エロティシズム・聖なるもの）としてのみ立ち現れる。

この論理を、『呪われた部分』から、秘密結社「アケファル」に至るバタイユの思想的展開に即して、蕩尽の達成と共同体の成立が抱えるアポリアを考察する。すなわち、蕩尽が自他の境界解体の営みである以上、それは他者との聖なる経験を要求するが、目的なき熱狂の共有をめざす集団は、組織化された瞬間に目的をもつ社会的意義のあるプロジェクトへと転化し、本来の意味における蕩尽を達成する事はできないという事である。

本発表では、この蕩尽あるいは絶えざる崩壊、すなわち成立した瞬間に解体してしまう運動そのものである無為の共同体にこそ、バタイユ的蕩尽の至高性が宿ることを仮説とし、論証を試みる。

◆◆ 哲学若手フォーラムからのお知らせ ◆◆

■ 『哲学の探求』 第 53 号が刊行されました

『哲学の探求』（以下、『探求』）は、前年のフォーラムに基づく論考を収録する機関誌です。現在、ホームページ上にて、最新の第 53 号（2026）の電子ファイル（PDF 形式）を公開しております。最新号には、昨年 2025 年度のフォーラムで開催されたテーマレクチャー「哲学史の哲学・解釈の哲学」に関する、内山真莉子先生（法政大学）、西内亮平先生（京都大学）、飯泉佑介先生（福岡大学）の論考 3 本を掲載しております。加えて、個人・共同研究発表を行っていただいた方々による 12 本、ポスター発表を行っていただいた方々による 1 本、あわせて 16 本の論考を収録し、充実した内容となっております。

また、以前よりご案内しておりました通り、『探求』は従来の HP 上での公開に加え、J-Stage 上でも公開されることとなりました。これにより、各原稿には DOI が付与され、CiNii や Google Scholar といった学術プラットフォームでの検索性が向上しております。若手フォーラムの HP 上で公開されておりました第 20 号から最新号までのバックナンバーについても、すべて J-Stage に登録済みです。

なお、『探求』は 2020 年より電子化・HP 上での無料公開に伴い、紙媒体でのバックナンバーの販売を終了いたしました。過去の冊子の購入をご希望の方には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただければ幸いです。

■ 寄付について

本年度は、会場を無償でお借りしている関係で参加費を頂戴しておりません。そのため、Peatix での参加登録の際に、「参加登録+ご寄付」チケットをご用意し、任意のご寄付をお受けする形をとっております。ご寄付は、ご参加できるかどうかについて一切関係ございません。

なお、ご支援いただいた資金は、テーマレクチャーの先生方への謝金などに使用し、10 日に開催される総会にて会計報告をいたします。皆様のご支援を賜れたら幸甚に存じます。

■ academist（アカデミスト）について

当フォーラムでは、2024 年 12 月より学術系クラウドファンディングサイト「academist」に登録し、月額制のご支援を募っております。すでに多くの方にサポーターとしてご登録いただき、継続的なご支援を頂戴しております。誠にありがとうございます。

いただいたご支援は、テーマレクチャーの先生方への謝金、遠方からご参加くださる方への交通費補助など、フォーラムの運営全般に活用させていただいております。活動の状況につきましては、academist のページにて随時ご報告しております。

今後の充実した活動のためにも、さらなるご協力を賜れますと幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

<https://academist-cf.com/fanclubs/413?lang=ja>

◆ ◆ 2026 年度 哲学若手フォーラム運営委員 ◆ ◆

総務

榊原清玄（東京大学）

庶務

丸山望実（九州大学）

フォーラム会計

平峯奏（東京大学）

フォーラム施設

平石千智（学習院大学）

テーマレクチャー

池田開（一橋大学）

HP・X（旧 Twitter）

昆佐央理（北海道大学）

通信

梅原温史（千葉大学）

『哲学の探求』編集

下山千遥（京都大学）

『哲学の探求』編集

山田耀真（大阪大学）